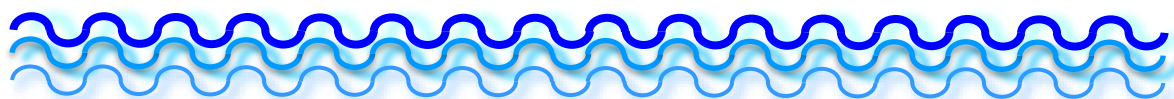


社会教育における人権学習の手引

は も ん
波 紋



すべての人の人権が尊重される
まちづくり、つながりづくりのために



シリーズ No. 43

滋賀県教育委員会

はじめに

人が人として尊ばれ、幸せな生活を送ることができる権利である基本的人権をはじめ、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげるとは、私たちみんなの願いであり、責務でもあります。

滋賀県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年(2001年)3月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づき、平成15年(2003年)3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。また、同方針に基づく人権施策全般を推進するために策定した「滋賀県人権施策推進計画」に関しては、人権をめぐる昨今の様々な社会情勢の変化や、県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図る必要があることから、現在、改定作業を進めております。さらには、令和5年(2023年)3月文部科学省通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について」を受けて、滋賀県でも、不登校対策や夜間中学での学び直しなど、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、取組を進めております。

県教育委員会においても、「滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)」に基づいて、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度を育む取組を進めてまいります。

県生涯学習課としましては、今後も県民一人ひとりが、日常の様々な場面で起こっている人権課題に気づき、正しく理解した上で、自らの生き方に関わる課題として受け止め、自分らしく生きることができる住みよい社会の実現をめざし、人権に関する多様な学習機会の充実や学習情報の提供など、学習環境づくりに努めてまいります。

この人権教育啓発冊子「波紋」を地区別懇談会や各種の研修会などで御活用いただき、様々な人権課題を取り上げていただきながら、学習機会の工夫や改善が推進されるとともに、学習の輪が一層広がり、人権が尊重される社会づくりの実践につながることを願っております。

最後になりましたが、本冊子の発刊にあたり、事例を御提供いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6年(2024年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

も く じ

I 地域で人権教育を進めるみなさんへ	… 1
1 なぜ人権教育か	… 1
2 地域での人権教育を進める推進員の役割	… 2
3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～	… 2～3
II 豊かな学びをつくるために	… 4
本冊子の活用にあたって	… 5
学習の流れ	… 6
【ワークシート編】	
① 対象者別 1 女性 (解説編 … 27)	… 7～8
① 対象者別 2 子ども (解説編 … 28)	… 9～10
① 対象者別 3 高齢者 (解説編 … 29)	… 11～12
① 対象者別 4 障害者 (解説編 … 30)	… 13～14
① 対象者別 5 部落差別(同和問題) (解説編 … 31)	… 15～16
① 対象者別 6 外国人 (解説編 … 32)	… 17～18
① 対象者別 7 患者 (解説編 … 33)	… 19～20
① 対象者別 8 犯罪被害者等 (解説編 … 34)	… 21～22
① 対象者別 9 その他	… 23～24
② インターネット上の人権侵害 (解説編 … 35)	… 25～26
【解説編】	
各人権問題別ワークシート活用例・解説	… 27～35
アイスブレイキングの手法	… 36
III 社会教育関係団体等における実践事例	… 37
● 事例1 だれもが孤独にならないために	… 38～40
● 事例2 「2022年市子連みんなでつくる音楽祭」事業の取り組みから	… 41～42
IV 資料等	… 43
● 2024年度各種研修会等の案内	… 44～45
● 令和3年度 滋賀県人権に関する県民意識調査報告書より 一部抜粋	… 46～49
● 同和施策・人権施策の法整備流れ図	… 50～51
● 「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行 されました 法務省啓発リーフレット	… 52
● 部落差別の解消の推進に関する法律	… 53
● 全国水平社宣言に込められた思い	… 54～55
● 滋賀県人権尊重の社会づくり条例	… 56～57
● 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例	… 58～65
● さわる読書 きく読書 よむ読書 みんなで広げる読書バリアフリー	… 66～71
● 家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」	… 72～79
● 教育機会確保法 ～不登校・夜間中学～ (文部科学省ホームページより)	… 80～87
● 人権について考える DVD・ビデオ教材を借りる方法	… 88
● 令和5年度購入 人権教育視聴覚教材のご案内	… 89
● 人権関係DVD・ビデオ教材リスト 「しが生涯学習スクエア」保有	… 90～98
● 人権啓発資材貸し出します！	… 99～100
● 相談窓口一覧	… 101～104
● 活用報告書様式	… 105

I 地域で人権教育を進めるみなさんへ

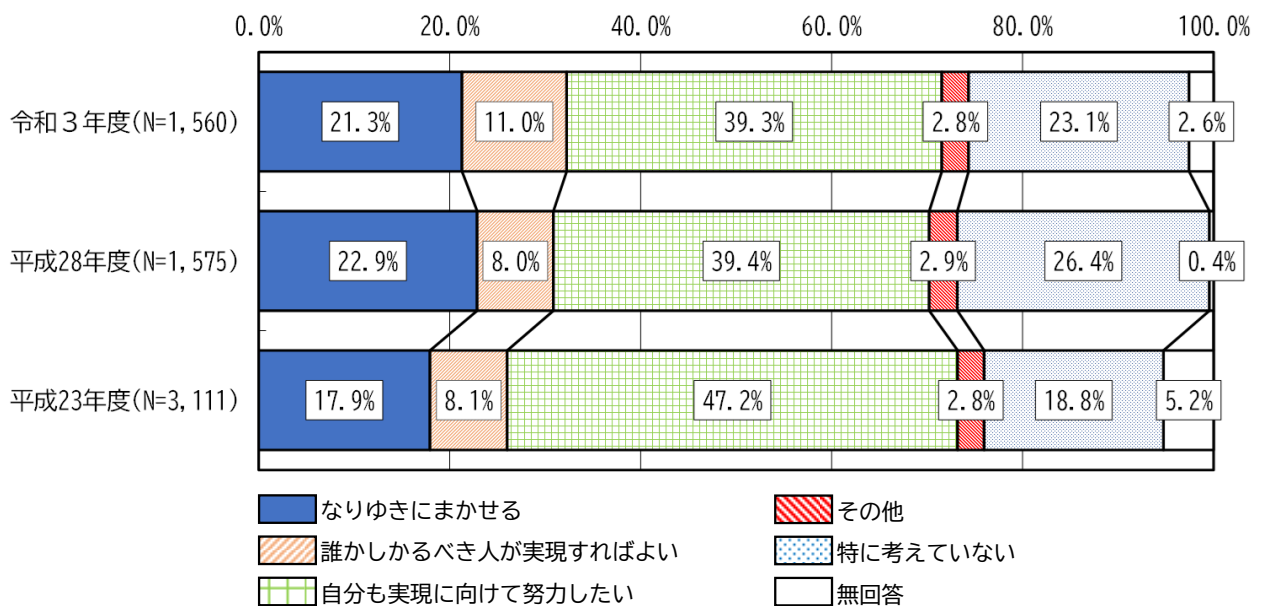
1 なぜ人権教育か

「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたはどのような考え方をお持ちでしょうか。

Q 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方に近いものを選んでください。

- 1 なりゆきにまかせる
- 2 誰かしかるべき人が実現すればよい
- 3 自分も実現に向けて努力したい
- 4 その他
- 5 特に考えていない

「人権に関する県民意識調査」(滋賀県)より



滋賀県では「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施しています。この調査結果において、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」という人は、平成23年度では47.2%と半数近くでしたが、平成28年度には39.4%と約4割に減少し、令和3年度もほぼ同じ割合でした。その一方「なりゆきにまかせる」と「誰かしかるべき人が実現すればよい」という人を合わせた割合は、平成28年度は30.9%、令和3年度も32.3%と3割を超えており、依然として消極的な考え方の人が一定数いるものと考えられます。

こうしたことから、地域においては人権教育や啓発活動の内容や取組方法の工夫、改善が求められています。そして、参加者が生涯の各時期において、各人の自発的学習意志に基づき、自分自身の問題として実感できるよう、魅力ある学習の場とすることか大切です。

誰もが幸せに生きていくためには、自分だけではなく、みんなの人権が尊重されなければなりません。人権は、私たち一人ひとりの日常生活の中に深く関わっています。

しかし、私たちはそれに気づかずに見過ごしていることがないでしょうか。人権を大切にするためには、まず生活の中で起こっている人権課題に気づくことが必要です。

2 地域での人権教育を進める推進員の役割

滋賀県では、19市町全てに人権教育推進協議会等が組織され、自主的な学習団体として地域ごとの学習会（以下「地区別懇談会」といいます）を実施し、人権教育を進めています。その中心として活動しているのが人権教育推進員等（以下「推進員」）です。推進員は、その居住地を中心に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決のため、様々な取組を進め、差別を許さない明るく住みよい地域社会をつくるための重要な役割を担っています。具体的には、地域での学習の場である地区別懇談会や研修会を企画・運営するなど、人権が尊重される住みよいまちづくりにつなげることが推進員の大きな役割です。

また、地域に根ざした学習の場をより充実させ、計画的かつ継続した取組とするためには、推進員は複数年（2年以上）を任期として活動することが望まれます。

（1）期待される推進員の姿とは

- ① 地区別懇談会などの企画・運営を通し、地域住民と共に人権教育の推進を行う。
- ② 常に実態や事実に学び、知識だけに終わらず、差別をなくすための行動につなげる。
- ③ 自ら研修に努め、普段から人権に関する情報を集め、人権意識を高めていく。

（2）推進員の具体的活動

- | | |
|--------|--|
| ① 地域活動 | 地区別懇談会の企画・運営、学区別懇談会等の共同企画
市町・学区など人権教育推進協議会等への参画 |
| ② 啓発活動 | 住民・団体への啓発、集会・つどいへの参加呼びかけ
資料提供、広報紙作成 |
| ③ 研修 | 自己研修、学習会・研修会などへの積極的参加 |
| ④ 推進活動 | 自治会、団体との連絡調整、相談活動 |

3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～

（1）基本方針

- ① 「聞く」懇談会から「話し、考え、参加する」懇談会に
人権問題は、私たち一人ひとりの問題です。そのためには、話を聞くことも大事ですが、自分の言葉で人権問題を語り、考えることが重要です。そうすることによって参加したという充実感も出てきます。全員が参加できるよう工夫をしましょう。また、自由な雰囲気での懇談会を進めましょう。
- ② 草の根の懇談会、地域の実態に合った懇談会を
集まる範囲が狭くなるほど人の集まりもよくなり、懇談会も活発化し、内容も深まります。地域の課題も取り入れながら懇談会を進めましょう。

（2）具体的な手だて

- ① 市町主催の推進員等を対象にした研修会への積極的参加
ア 人権問題の学習を行い、正しい知識や現状を学びます。
イ 懇談会の具体的な進め方について学習します。

② 地区別懇談会の計画（開催日時、会場、テーマ、進め方等の決定）

- ア 開催日時や会場などを決めます。
- イ 自治会長（区長）、地区人推協会長、公民館職員等との協議をし、ねらい、目的の設定、内容、方法について話し合います。（事前のアンケート等も有効です。）
- ウ 開催通知の作成、配布をします。
- エ 当日の進行役等、役割の決定をします。

③ 住民に対する参加の呼びかけ

- ア 自治会長（区長）の協力を得て、呼びかけをします。
- イ 自治体職員、教職員、各種団体責任者等への呼びかけをし、協力を求めます。

④ 事前打合せ

- ア 推進員、自治会長（区長）、助言者等で打合せをします。
- イ 事前アンケートを行った場合、結果の集約と問題点の整理を行い、テーマ設定をします。
- ウ 当日の懇談会の進め方、方法を決定します。
- エ 当時の役割分担をします。

（3）ファシリテーター（進行役）の役割

ファシリテーターは、参加型体験学習会の進行役のことです。地区別懇談会では、地域の実情にあった学習内容・方法を工夫して、学習会を進めます。そのために次の点に気をつけましょう。

- ① 参加者一人ひとりを尊重し、安心して参加できるように促しましょう。
- ② 一人ひとりの発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かしましょう。
- ③ 全ての人に参加できるように配慮しましょう。発言を強要したり、批判をしてはいけません。
- ④ プログラムの進め方やファシリテーターの範囲を超えた問題が起きた場合は、助言者などに相談しましょう。進行役は回答役ではありません。

（4）助言者の役割

助言者は、その場に出てくる疑問や問題について専門的な立場から相談に乗ったり、問題の深め方について方法を示したりするなど、学習を深める役割を担っています。

人権問題の学習については、早急に決まりきった答えを出したり、自分の考えを示したりするよりも、むしろ進行助言や問題のポイントを示すような、学習全体の深まりについて助言することが望ましいでしょう。そのために次の点について気をつけましょう。

- ① 課題やテーマが参加者に正しく受けとめられているか注意します。
- ② 発言が一部の人に偏ったり、主題から離れ間違った理解の方向に進んだりしたときは軌道修正をします。
また誤りを含む発言については、整理・解決が図られるよう必要に応じて適切な助言を行います。
- ③ 説明的になったり、否定したりする態度はとらないようにしましょう。
- ④ 行政用語、専門用語はできるだけ避け、平易な言葉で話すようにしましょう。
- ⑤ できるだけまとめて最後に、実践に結びつくように助言しましょう。

II 豊かな学びをつくるために

本章は、平成26年(2014年)3月に発行した社会教育における人権学習の手引「語り合い、学び合い、つながり合い」(滋賀県教育委員会)に収録している「ワークシート編・解説編」を改訂し、掲載しています。

それぞれの「ワークシート」を参考にしながら、地域や団体等の実情に合わせて、地区別懇談会や研修会等に本冊子をご活用ください。

本冊子「波紋」は、滋賀県教育委員会のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)または、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」(<https://www.nionet.jp/>)からダウンロードすることができます。

インターネットを通じて、必要なページのみを取り出して閲覧することや、印刷または配布していただくことも可能です。

また、関係機関が作成するリーフレットや関連のあるホームページ、学習動画などへのリンク先なども紹介していますので、それぞれのテーマに沿った学びを広げてください。

☆ アクセス方法は次の通り ☆

1. 滋賀県教育委員会

のホームページ(トップページ)へ



タブレットや
スマートフォン等
からも閲覧できます。



- 生涯学習・社会教育・家庭教育
- 生涯学習
- 生涯学習課のページへようこそ!
- 人権教育啓発冊子「波紋」

2. 滋賀県学習情報提供システムにおねっと

のホームページ(トップページ)へ



タブレットや
スマートフォン等
からも閲覧できます。



- 生涯学習課の取組
- 社会教育の推進
- 人権教育の推進
- 人権教育啓発冊子「波紋」

本冊子の活用にあたって

本冊子は社会教育分野における人権教育を行う指導者のための資料として作成しました。以下を参考にし、御活用ください。

● 内容

この冊子は、話を聞くだけではなく参加者同士が「ワーク」を通して語り合い、人権問題を主体的に学ぶ参加型の学習プログラムとなっています。それぞれの「ワーク」は、身近な生活に見られるエピソードを人権の視点で捉え直し、「気づき」「深め」「行動」へつなげるものとなっています。

それぞれの「ワーク」を活用していただくとともに、学習者の状況や地域の学習課題を踏まえ、工夫を凝らしてお互いの学びを深めてください。

● 構成

この冊子は、Ⅰ地域で人権教育を進める皆さんへ、Ⅱ豊かな学びをつくるために、Ⅲ地域・社会教育関係団体等における実践事例、Ⅳ資料等の4部から構成されています。

特にⅡには、各人権課題別のワークシート活用および活用例・解説が記載されておりますので、印刷して御活用ください。

● 進め方 ～ファシリテーターの方へ（「ファシリテーターの役割」は本冊子P.3をご覧ください）～

① 目的

参加者とともに何を考え、何を学ぶのか、学習の目標やねらいを確認しましょう。

② 参加者の把握

参加者のニーズ（要望）を把握することが大切です。事前にアンケートなどを実施してもよいでしょう。

③ 会場

参加者の倍程度の人数が収容できる広さが必要です。できれば、床が平面で机と椅子が移動できる会場にしましょう。

④ 時間配分

「気づき」から「行動」につながる流れと組立てを考慮して、余裕を持った時間配分を決めましょう。

⑤ 学習プログラムの確認

プログラムの流れと組立て、手法や教材、時間配分、配布物や準備物などできるだけ詳細に学習プログラムを確認しましょう。具体的な流れについては、「学習会の流れ」「解説編」を参考にしてください。

⑥ 全体の流れのシミュレーション

学習プログラムに基づいて、頭の中で全体の流れをイメージして確認しましょう。

⑦ テキストの提示方法

見開きにワークシート書き込み欄、資料、データなどを掲載しています。そのまま印刷して使うことが可能です。内容によっては部分ごとに提示することが効果的な場合もありますので、学習の場面に応じて工夫して使用しましょう。

⑧ 学習の形態

話し合いやワーク等の活動が行えるグループの人数のめやすは4～6人です。あらかじめグループ分けをしておいてもよいですし、アイスブレイキング（P.36）を行う中で、グループを編成することも可能です。参加者の状況や学習のねらい等に応じて編成しましょう。

⑨ 準備物

参加者人数、使用する用具の確認を行い、準備物は少し多めに用意しましょう。日頃から人権に関する情報を集めておくことがプログラムの組立てに有効です。

● 約束事（学習を始める前に全員参加で確認しましょう）

参加：活動に積極的に参加しましょう

- 参加者の話し合いで作っていく学習会です。一人ひとりが積極的に参加するよう心がけましょう。

尊重：互いの考えや感じ方を尊重しましょう

- 相手の意見をしっかり聴きましょう。また、一人で長く話し過ぎないようにしましょう。
- 発言は強制ではありません。聴いているだけの参加も認めましょう。

守秘：話し合い活動で知った参加者の個人情報を持ち帰らないようにしましょう

- 活動の中で知った参加者の個人に関わる話の内容は、他の場所で他人に話したりしないようにしましょう。

社会教育分野における 人権教育で取り組みたい 3つの柱

（「人権教育推進プラン」より）

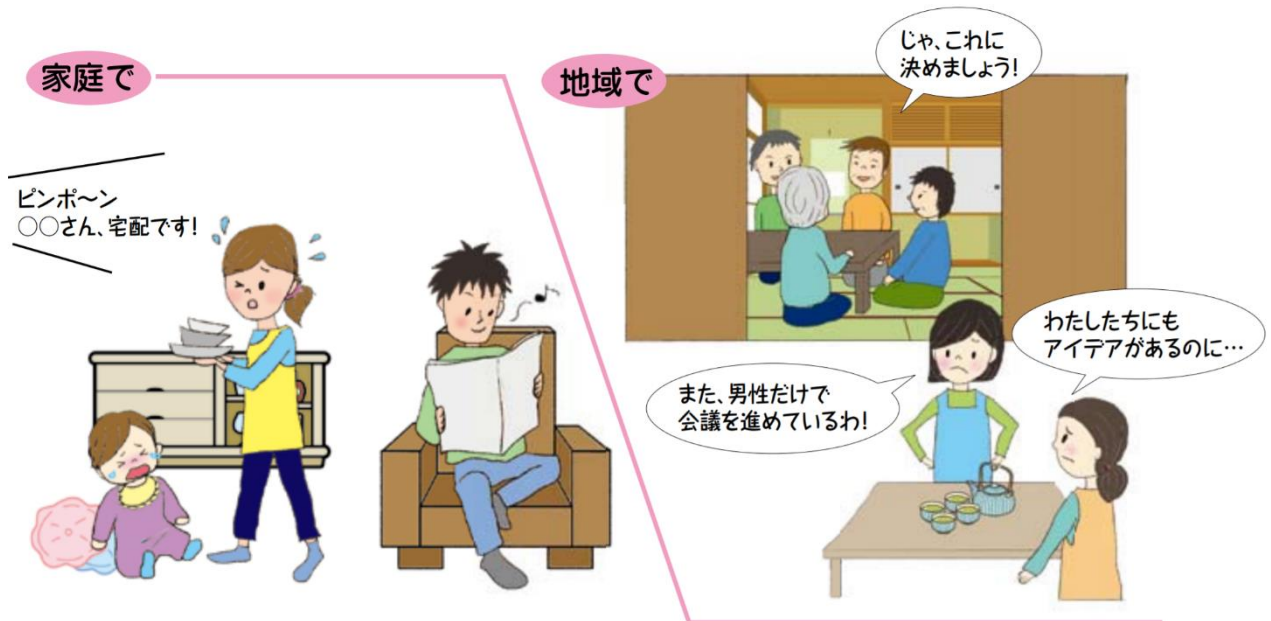
身近な生活の中にある問題に気づくこと

自分の問題としてとらえ行動につなげること

能力や可能性を發揮できる社会をつくること

学習の流れ(60分)		支援のポイント
I 15分	1 趣旨説明 アイスブレーキング グループ分け 2 約束事の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ テーマ・学習会の目的を確認します。 →P.27～「各人権問題別ワークシート活用例」参照 ○ 参加者の緊張をほぐし、場の雰囲気をややかにします。 →P.36「アイスブレーキングの手法」参照 ○ 話し合い活動が行いやすい人数（4～6人）でグループを作ります。 ○ ワークに入る前に約束事（「参加」「尊重」「守秘」）を確認します。
II 30分	3 ワークシートによる活動 【ワークⅠ】 どう思いますか？（気づく） 【ワークⅡ】 考えてみましょう！（深める） 【ワークⅢ】 話し合いましょう できること！（行動する）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークシートを配布して、【ワークⅠ～Ⅲ】の活動を進めます。 →解説編 P.27～「2 進め方(ワークシート活用例)」を参照 ・ イラスト等を参考にして、日常生活にある人権問題について率直な意見を語り合います。 ・ 資料等を参考にして、各人権問題について語り合い、考えを深めます。 ・ 地域で今まで取り組んできたこと、これから取り組めそうなことを語り合います。
III 15分	4 各グループの発表 5 まとめ・ふりかえり	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループで出てきた内容を全体で交流し、できるだけ多くの考えに接するようにします。 ○ 参加者の「気づき」や意見を聞き、学習の整理、共有の場とします。最後に、互いにお礼を言って活動を終えます。

家庭や地域でも生き生きと自分らしく！



ワークⅠ
どう思いますか？

- 左上のイラストはある共働き家庭での様子です。右上のイラストはある自治会での様子です。あなたはこれらのイラストを見てどう思いますか？

ワークⅡ
考えてみましょう！

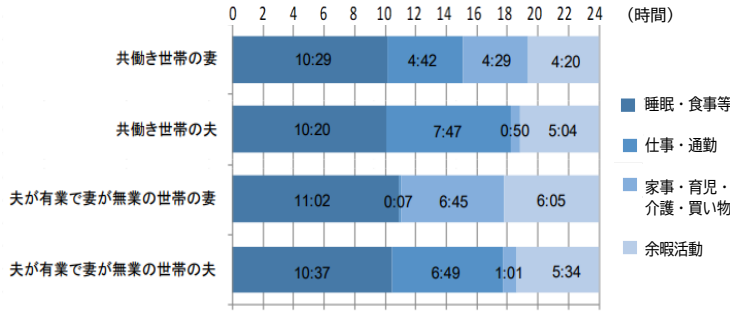
- 家庭や地域で役割分担を考えると、「男だから」「女だから」という理由で決まっているものはありますか？

ワークⅢ
語り合えよう
できること！

- 家庭や地域において男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を発揮するためにはどうしたらよいでしょうか？これまでできていること、さらにこれからできることは何だと思いますか？

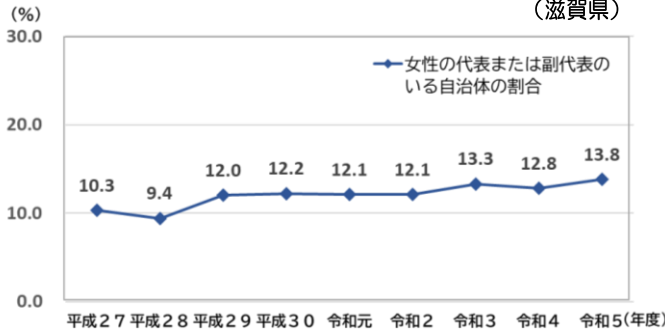
あなたの家庭、地域での役割分担はどうですか？

資料① ● 夫婦の生活時間（1日に占める時間数：週全体）（滋賀県）



資料：「令和3年社会生活基本調査」（総務省）をもとに作成
備考：端数処理の関係上、構成比の合計が24時間にならない場合があります。

資料② ● 女性の代表者または副代表者のいる自治会比率の推移（滋賀県）



資料：「市町における男女共同参画推進状況」（滋賀県女性活躍推進課）より

◎家事・子育て・介護は協力して行いましょう

掃除や洗濯、食事の準備や片づけ、そして子育てや介護について、女性が担っている時間が男性よりも長い状況です。

自分やパートナーが安らげる楽しい家庭であるためには、家族で協力し合える関係であることが大切です。

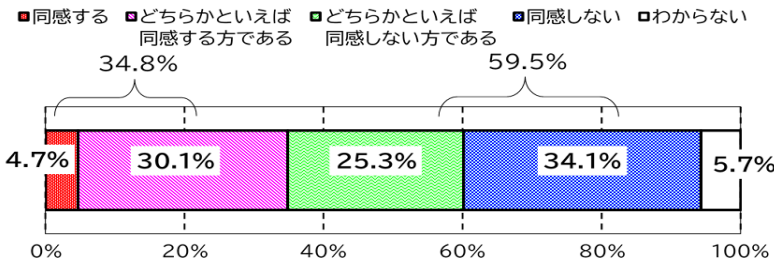
◎男女が協力し責任をもって地域づくりに関わりましょう

これまでの慣習などによって「地域の活動におけるリーダーや決定権は男性に」と考える人が多く、自治会の女性リーダーは1割程度という現状です。しかし、女性も男性も地域を構成する一員です。

それぞれが責任をもって地域の活動に関わりましょう。

「男だから、女だから」と決めつけていませんか？

資料③ ● 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県）



資料：令和元年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

滋賀県では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する人の割合は3割を超えています。

あなたの意識は、どうですか？



固定的な性別役割分担意識ってなんだろう？

語り合いましょう！



うまくいっていることも出し合ってみよう！

一步、行動に移してみませんか？

あなたの家庭は？

あなたの地域は？

なぜ男性の育児参画が進まないの？

家事や育児、介護は誰の役割？

役員などの男女比は？

男だから代表？

災害時の備えは？
避難所の設置などで男女にどんなニーズの違いがあるの？

地域の行事などの役割分担は？

女だから炊き出し？
料理の得意な男性もいるよね

大切なのは、一人ひとりがその個性や能力に応じて力を発揮し、男女が共に生き生きと暮らせる家庭や地域をつくることです。

子どもをいじめから守るには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 下校時みんなのカバンを無理やり持たされている子どもがいました。あなたはこれをどう思いますか？
- また、カバンを持たされている子どもやこれを周りで見ている子どもはどんな気持ちでしょうか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたの地域では、どの子どもも生き生きと過ごしていますか？
- 子どもの様子で気になることはありませんか？

ワークⅢ 語り合えよう できること！

- 子どもをいじめから守り健全に育てるために、地域や家庭でできていること、さらにできることは何だと思えますか？

子どものSOSを見逃さないで!

資料①

いじめへの気づき

※H24.11.20 小森美登里氏(滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員/
NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事) 講演から抜粋

- 「しばらく様子を見る」対応は大変危険
 - ・ いろんな事案を見てみると、子どもは、大人が思っている以上に、切羽詰るまで、いじめられていることを打ち明けないことがわかってきました。
 - ・ ですから、子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると理解すべきであり、「しばらく様子を見る」対応は大変危険です。様子を見ている間に、いじめは深刻化し、心の傷はさらに深くなっていく恐れがあります。
- 子どもの頃を思い出そう
 - ・ なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前にちょっと立ち止まって、自らの子どもの頃を思い出してみてください。
 - ・ 子どもが、やっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」といった対応をすることは、子どもを絶望させてしまいます。
- 被害者責任論は大人の誤解
 - ・ どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずはありません。
 - ・ 被害者責任論は、問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解です。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」—この言葉もまた、やっとの思いで打ち明けてくれた子どもを絶望させるものであることを肝に銘じておきたいものです。
- いじめは、いじめ加害者問題
 - ・ 繰り返されるいじめ行為を止めない限り、真の問題解決にはつながりません。
 - ・ その意味で、被害者を守ることで併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。いじめ問題は、いじめ加害者問題であるとの認識で取り組むべきと考えます。

いじめによって子どもが命を落とすことのないように、社会全体で考えることが大切です。

いじめとは…

いじめ防止対策推進法(第2条)では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

◎いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。いじめられる側に責任はありません。

他人を大切にすることは、自分が大切にされていると感じることから生まれるのだ!



見つめてみましょう! 地域の子ども

資料②

小さなことも見逃さないで!

- 仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- 近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。
- ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。
- 一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。
- 自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。

「ストップいじめアクションプラン」 滋賀県教育委員会より

普段から子どもに声をかけましょう!

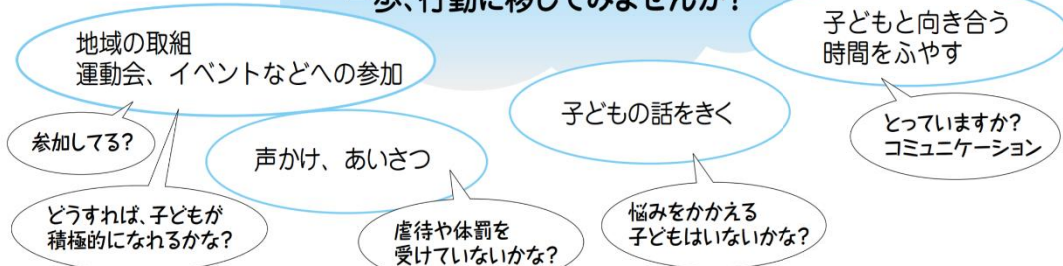
声をかけられることで、子どもは見守られていることに気づきます。そして見守られていることで自分も大切にされていることがわかります。

子どもの変化に気づいたら?

いじめ、虐待、体罰など気になることがあれば、学校や行政(児童相談所、警察等)に相談しましょう!

語り合いましょう!

一步、行動に移してみませんか?



子どもは集団の中で人間関係をつくることを学びますが、その場は学校だけではありません。地域や家庭も大切な学びの場となります。大人たちが連携して、子どもを守り育てる環境をつくるのが大切です。

住み慣れた地域で安心して暮らすには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 隣のおじいさんはよく散歩に出ていたのに、最近は外で会うことがなくなりました。おじいさんはどうされたと思いますか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- 年をとってからあなたはどのような暮らしがしたいですか？
- また、高齢者の悩みにはどのようなものがあるでしょうか？

ワークⅢ 語り合えよう できること！

- 高齢者が安心して暮らすために、地域でできていること、さらにできることは何だと思えますか？

高齢者に関わる問題

資料①

何か悩みがあるのかしら？

介護が必要になった？

家から出られない

高齢になっても働きやすい職場にしたいけど、何ができるかな。

まさか、虐待!!

まさか、孤独死？

病気がしら？

入院、身体機能低下、ねたきり？

家族はいたっけ？

認知症 老人性うつ？



★一歩進んで★

虐待から守るために

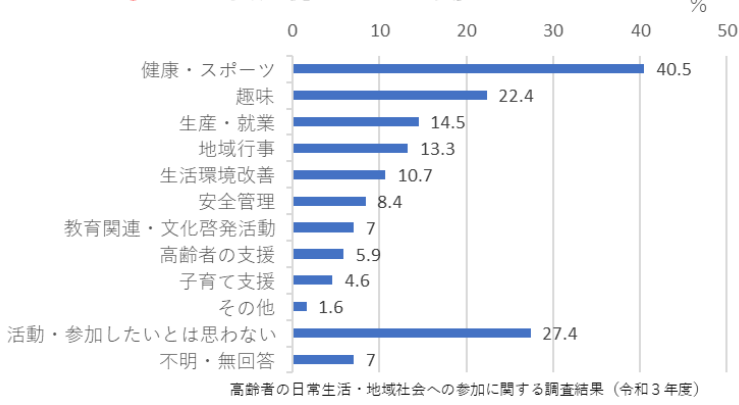
虐待には、たたくななどの身体的虐待、食事を与えないといった介護・世話の放棄・放任、言葉などによる心理的虐待、わいせつな行為を強要するといった性的虐待、年金などを取りあげるといった経済的虐待があります。

家族や高齢者が直接相談に来ることができない場合もあります。

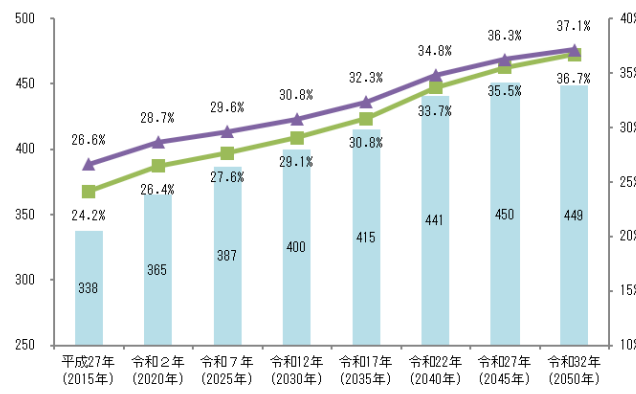
虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、市町の窓口（地域包括支援センターなど）へ通報してください。

高齢者の意思の尊重

資料② ●今後、行いたい活動



資料③ ●65歳以上人口の推計



YouTube 法務省チャンネル
人権啓発ビデオ
「虐待防止シリーズ」高齢者虐待

令和2年時点では、約3.8人に1人が高齢者(65歳以上)ですが、令和22年(2040年)には、約3人に1人が高齢者になると見込まれています。

語り合しましょう!

一歩、行動に移してみませんか?

- カフェやサロンの設置
- 配食サービス 外出支援
- 介護者の集い
- 見守り活動 防災マップ作成
- サークル活動 ボランティアセンター設置
- 地域の子どもたちと交流 (掃除、キャンプ、餅つき)
- 介護予防の教室 ラジオ体操の実施
- ゴミ出しの手伝い

地域で、高齢者とその家族が孤立しないよう普段から声を掛け合しましょう。
また、近所の高齢者の変化に気づいたら地域包括支援センターや社会福祉協議会などに相談しましょう!

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害がある人は保護者や介助者が一緒にないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



ワークI 考えてみましょう!

- 障害がある人との出会いや関わりについて、振り返ってみましょう。

ワークII どう思いますか?

- 上のイラストのように、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、条件をつけたりすること等についてどう思いますか?

ワークIII 語り合えましょう できること!

- 障害がある人への差別を解消し、障害がある人もない人も共に暮らすために、地域でできることや自分ができるところをあげてみましょう。

障害がある人もない人も共に生きる社会を目指して

～滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が施行されました～

1 条例の目的

この条例は、障害がある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例の対象となる「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。

身体障害、知的障害、精神障害、難病などにより心身の機能の障害がある人であって、障害および社会的の中にあるバリアにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人すべてが対象です。

→これは「[障害の社会モデル](#)」の考え方に基づいています。

障害者手帳

この条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、事業者、障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を求めています。詳しくは本冊子 P.58 をご覧ください。

障害を理由とする差別とは？

正当な理由がなく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるたりすることです。



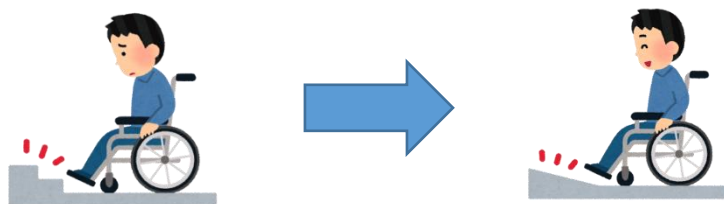
合理的配慮の提供とは？

障害がある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かりあい、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々に見える配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるかを考えることが重要です。

3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害がある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるという考え方です。社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

- ・例えば、階段を車イスで上がることはできません。⇒障害がある
- ・しかしスロープが設置されれば車イスでも上がることができます。⇒社会モデルでは障害が解消された



YouTube 法務省チャンネル

人権啓発動画「障害のある人と人権 ～誰もが住みよい社会をつくるために～」

法務省



部落差別（同和問題）を解決するのはだれ？



ワークI どう思いますか?

- あなたの知らない間に、戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思いますか?
- また、差別につながる身元調査が行われるのは、なぜだと思いますか?

ワークII 考えてみましょう!

- あなたは住宅を選ぶ際、どのような条件を考えますか?
- また、購入する土地の近隣に同和地区があるか気になりますか?それは、なぜですか?

ワークIII 語り合おう できること!

- 部落差別（同和問題）の解決に向けて地域でできていること、さらにできることは何だと思いますか?

なぜ戸籍等が不正に取得されるの？

身元調査は、誰もがその対象となる可能性があります。

資料①

今でもこんなことが起こっています！

戸籍や住民票などの個人情報については、行政書士や司法書士などは、依頼を受けた業務の遂行上、必要な場合は本人の同意を得ることなく交付を請求することができます。

このような制度を悪用して興信所などに個人情報を不正に取得し、売買するという事件が県外で起こっており、県内でも不正取得が疑われる事件が発生しています。

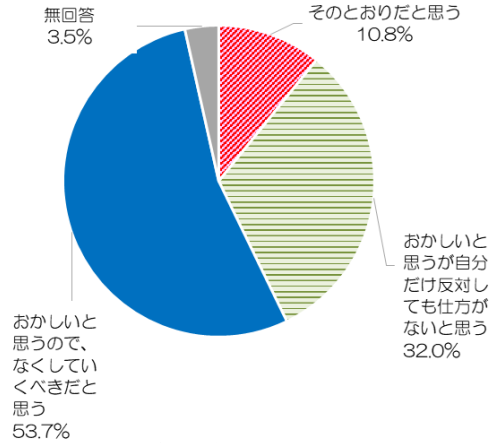


身元調査はお断りなのだ！



資料②

あなたは、結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方についてどう思いますか？

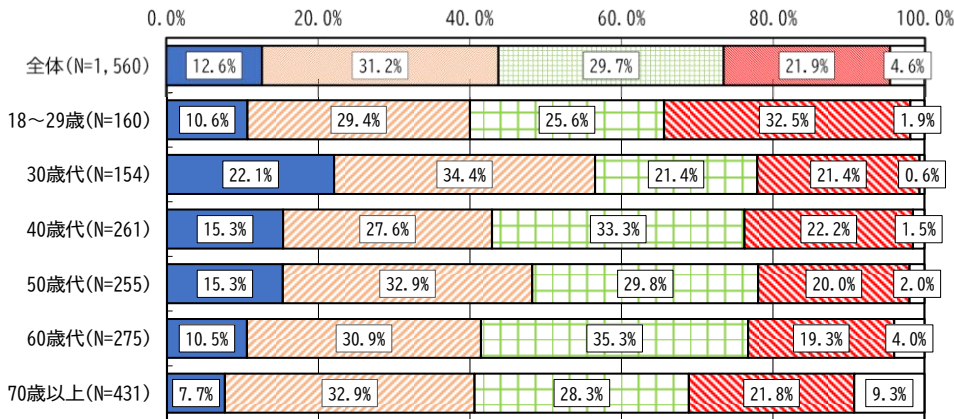


「令和3年度 人権に関する県民意識調査報告書」(滋賀県)より

身元調査を依頼する人がいなければ、戸籍などの情報を売買するような事件は起こりません。

なぜ土地を買うときに気になるの？

資料③ あなたは住宅を選ぶ際に、近隣に同和地区があると避けると思いますか？



「令和3年度 人権に関する県民意識調査報告書」(滋賀県)より

30歳代の人に、「避ける」と答えている人が多いのはなぜなんだろう？



■ 避けると思う
 ■ どちらかといえば避けると思う
 ■ どちらかといえば避けたいと思う
 ■ 避けたいと思う
 ■ 無回答

語り合いましょう！

一步、行動に移してみませんか？

学習会の企画、参加

部落の歴史を正しく理解する

同和地区の問合せをしないさせない

えせ同和行為に対して毅然と対応し、行政や警察などに相談する

インターネット上で差別書き込みを見つけたら通報や削除要請をする

今もなお、部落差別が存在し、インターネットの普及などにより差別の状況に変化が生じています。こうしたことから、部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年（2016年）12月に施行されました。

法務省



人権啓発動画「同和問題 未来に向けて」

地域に暮らす外国人、一緒に地域をよくしていくには？



ワークⅠ どう思いますか?

- 滋賀県には、どれくらいの外国人が住んでいると思いますか？
どこの国から？ 人数は？ 何をしているの？（留学、就職、国際結婚、研修）
どんな言葉を話しているの？

ワークⅡ 考えてみましょう!

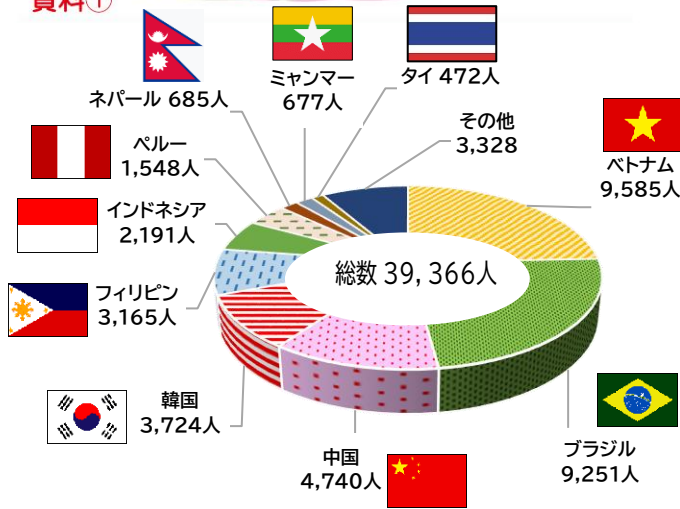
- 外国人との出会いや関わりについて振り返ってみましょう。
- また、あなたの地域は外国人が住みやすいところですか？

ワークⅢ 語り合えよう できること!

- 昔に比べて、地域で暮らし続ける外国人は増えてきています。同じ地域で共に暮らしていくために必要なことは何だと思いますか？

滋賀県の外国人はこんなに!
こんなところから!

資料①

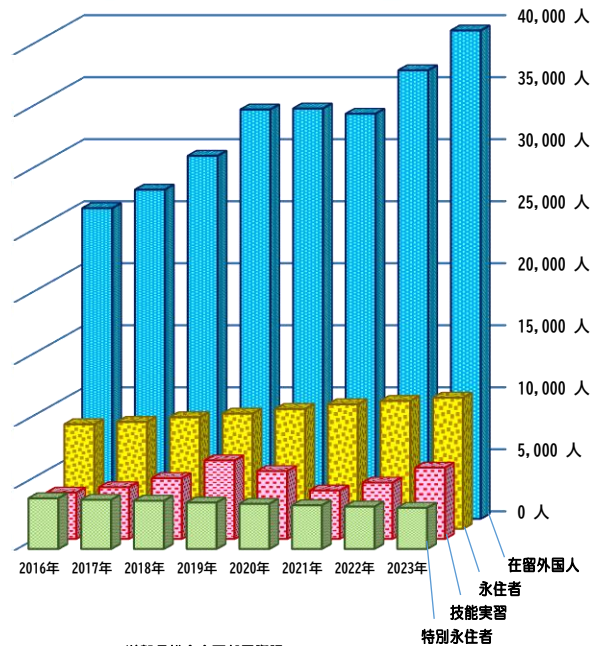


滋賀県総合企画部国際課
滋賀県内の外国人人口 (2023年12月末) をもとに作成



滋賀県の特徴は?

資料②



滋賀県総合企画部国際課
滋賀県内の外国人人口 (2023年12月末) をもとに作成

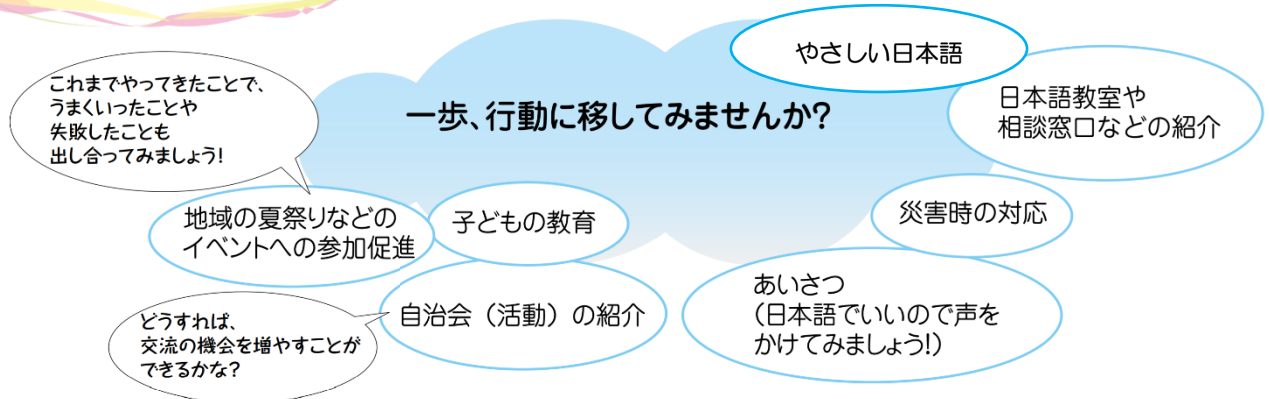
外国人との共生って難しい?

資料③



語り合しましょう!

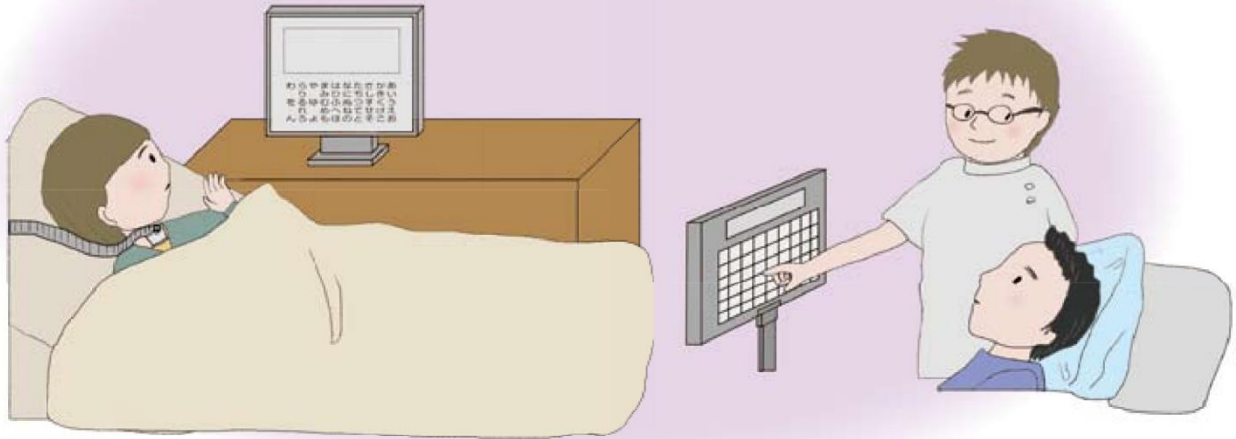
地域で取り組んできたこと、これから取り組めることは?



「ちがい」に気づき、「ちがい」をいかす、そして「ちがい」が創る新しいつながりが大切です。

病気の人の悩みってなんだろう？

Aさんは、全身の筋力が低下するALS(筋萎縮性側索硬化症)という難病にかかっています。



ワークI どう思いますか？

- あなたは、難病と呼ばれる病気について知っていますか？
- また、Aさんの気持ちはどのようなものだと思いますか？

ワークII 考えてみましょう！

- あなたが病気になったら、困ることはありますか？
病気になった場合の悩みには、どのようなものがあるか考えてみましょう。

ワークIII 語り合えよう できること！

- 病気の人やその家族が地域で孤立しないようにするため、これまでにできていること、さらにこれからできることは何だと思いますか？

病気を正しく理解しましょう

病気に対する誤解や偏見などにより、人との関係を絶たれたり、人としての尊厳を傷つけられたりすることがあります。

このような誤解や偏見をなくすために、まず病気について正しく知ることが大切です。

病気の人だけでなく
その周りの人も大変なのだ!
何かできることはないかな?



病気の人を気持ちを考えてみましょう!

資料②



語り合いましょう!



病気の人とその家族の
プライバシーにも留意する
必要があるのだ!

一步、行動に移してみませんか?

ボランティアの組織

ちょっとした買い物や、
ゴミ出しの手伝い

防災、見守り
声かけ

行政機関やNPOと協力

病気の人とその家族が孤立しないよう地域全体で支え合うことが大切です。

資料①

ハンセン病

ハンセン病
もっと学ぼう



「らい菌」によって引き起こされる感染症です。「らい菌」の感染力は弱く、仮に感染したとしても発病することはまれです。現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることはありません。

エイズ

感染した結果、免疫力が低下し様々な病気が引き起こされた状態を言います。エイズの原因であるウィルスをヒト免疫不全ウィルスといい、HIVと表します。HIVの感染経路は限られており、予防の知識と適切な行動でエイズは予防可能な病気です。

難病

原因が不明で治療方法が確立されていない病気です。その種類は数多くあり、国でも治療研究が進められています。原因が不明なため、様々な誤解や偏見があり経済的な問題や精神的ケア、家族の負担など患者・家族だけでは解決できない問題もあります。

資料③

病気の人を生活の質の向上を考えてみましょう

QOLってなんだろう?

(クオリティー・オブ・ライフ)

「クオリティー・オブ・ライフ (QOL)」とは、WHO (世界保健機構) が提唱した概念で、生命・生活・人生の質的内容を重視するという考え方です。患者や家族の人生観や価値観を尊重し、できる限り普段の暮らしに近い療養環境を整備していくことが大切です。

突然、犯罪に巻き込まれたら？



ワークI
どう思いますか？

- あなたが窃盗の被害にあい、家の中が荒らされていました。このような被害にあったら、どのような気持ちになると思いますか？

ワークII
考えてみましょう！

- 被害後に生じる二次的被害（更なる被害）について、どのようなものがあると思いますか？また、あなたが被害者で、上記イラストの会話を聞いたら、どのような気持ちになると思いますか？

ワークIII
語り合えましょう
できること！

- 犯罪被害にあった人が地域で安心して暮らすために、できることは何だと思いますか？

あなたならどんな気持ち?

資料① 被害直後の精神状態の例



犯罪被害実態調査研究会資料を基に作成

犯罪に巻き込まれたのは、
本人の責任ではないのだ!

犯罪被害者を傷つけてしまう言葉

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ つらいことは、早く忘れましょう。
- ・ あなたは、強い人だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのでは?
など

被害者が受ける二次的被害ってどういうもの?

二次的被害とは、犯罪被害者に被害
後生じる様々な問題を言います。

資料②

★二次的被害の状況の例★

- ◆ 精神的ショックをうけた
- ◆ 身体の不調をきたした
- ◆ 治療費などの経済的負担
- ◆ 仕事を休む、またはやめざるを得なかった
- ◆ 生活が苦しくなった
- ◆ マスコミから誤った報道をされた
- ◆ 検察などの事情聴取に対応を求められた
- ◆ 加害者側の弁護士と話した
- ◆ 裁判所の手続きで対応を求められた
- ◆ 家族のまとまりが乱れた
- ◆ 転居した
- ◆ 近所の人に変な目でみられた
- ◆ 友人、同僚等周囲との関係が変化した
- ◆ インターネット上に個人情報勝手に書き込まれた

犯罪被害実態調査研究会資料を基に作成

語り合いましょう!



一歩、行動に移してみませんか?

被害者の気持ちの
変化に寄りそう時には、ふつうに接する
ことも大事かな?

こころない噂をたてない

被害者の立場に
立って考えることが
大事だね行政機関や民間支援団体など
相談窓口の紹介その人にあった
「関わり方」が大事だね!

犯罪被害者とその家族が安心して暮らせるよう、寄り添うという気持ちを持って地域づくりを考えましょう。

ホームレス

「ホームレス」とは、公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる人をいいます。自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活を送ることができない人々が大都市を中心に多数存在します。ホームレスになった理由としては、「仕事の減少」や「倒産、失業」などの仕事関係が多く、また健康状態については、十分な食べ物が得られず、多くの人々が体調不良を訴えています。

ホームレスのおかれている状況を理解し、社会復帰に向けた支援を行うことが必要です。

刑を終えた人・保護観察中の人等

刑を終えた人、保護観察中の人（仮釈放者、少年院仮退院者など）やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るための啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障害者に対しては、地域での生活を支援するため、地域生活定着支援センター※において、福祉サービスの利用援助や相談等を行います。

※地域生活定着支援センター

高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関です。

こうした人権課題について正しい認識と理解を深めましょう！

性的指向・ジェンダーアイデンティティ※

生まれてきたときの性別である「からだの性」と自分が認識している「こころの性」が、一致しない人がいます。

また、「男だから女が好き」「女だから男が好き」とは限りません。性のあり方は人によりさまざまです。一方的な見方で判断してしまうのではなく、多様性を受け入れることでだれもが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きられる社会の実現にむけて、まずは正確な知識を身に付け、理解を深めていくことが必要です。

※「ジェンダーアイデンティティ」とは、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティを持っているかということ、「性自認」や「性同一性」と言われることもあります。

「LGBT」

LGBTとは、レスビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字を取って組み合わせたものです。

LGBTも含めて、人口に対する割合が少ないことから性的マイノリティといわれることもあります。

アイヌの人々

アイヌ※の人々は、固有の言語や伝統的な儀式等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが必要です。

※「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ」（神々、自然）に対する「人間」という意味です。令和元年（2019年）5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、政府は、アイヌ施策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいます。

拉致被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権侵害です。解決のためには、拉致問題に対する世論を高め、国際社会と協力していくことが必要であり、国と連携し啓発活動を実施します。

参考：「滋賀県人権施策推進計画」「こころやわらかく」（滋賀県人権施策推進課）



インターネット上の人権侵害

高度情報化の進展の中で、インターネットの利用により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、私たちの生活は便利で豊かなものとなりました。

しかし、その一方で情報発信の匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど、人権に関わる問題が発生しています。さらに、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

こうしたインターネットによる人権侵害を防止するためには、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが大切です。



次ページのワークシート
を活用してください。



ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想など特定の属性を有する集団を貶め、差別・排斥するなどの言動であるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

ヘイトスピーチは、マスメディアやインターネット等で大きく報道され社会的な関心が高まっており、人権が尊重された社会の実現には、こうした言動は許されるものではないことを啓発する必要があります。

特に特定の民族や国籍の人に対するヘイトスピーチについてはこれらをなくすためのヘイトスピーチ解消法（正式名称「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が、平成28年（2016年）6月に施行されました。

災害発生時の人権課題

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故によって、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になりました。また、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。

こうした災害時においては、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを行うことが一層必要です。

個人情報の保護

現代社会では、様々な分野において大量の個人情報が保有され利用されていますが、これらの情報はプライバシー保護の観点から適正に利用されなければなりません。

行政機関だけではなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。

また、各個人それぞれも自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。



参考：「滋賀県人権施策推進計画」
「こころやわらかく」
（滋賀県人権施策推進課）

インターネットと上手につきあうには？



※SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
インターネット上で会員同士が意見交換したり、コミュニケーションをとったりすることが目的のサイトです。

※アプリ
スマートフォン用アプリケーションソフト(様々な用途のソフト)のこと。ゲームやニュース、乗換案内など多数のアプリがある。

ワークI どう思いますか?

- あなたは、インターネット上で起こっている問題についてどのようなことを知っていますか。

ワークII 考えてみましょう!

- あなたがインターネットを利用する場合、気をつけていることはありますか?
- お子さんがいる場合、インターネットを使うときの約束事などを決めていますか?

ワークIII 語り合えましょう できること!

- インターネットをみんなが安心して使うために、気をつけなければならないことは何か考えましょう。

いろんな問題が起こっています

資料①



人権侵害の書き込みに気づいたら？

人権侵害にあたる書き込みなどを見つけたら、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に記事を削除するよう要請しましょう。削除できない場合などは、法務局に相談しましょう。

早期発見！
早期削除が大事なのだ！



情報をうまく使いこなそう！

インターネット上にある情報は、全て正しいものとは限りません。根拠のない情報をうのみにせず、信頼できるものか確認しましょう。

語り合しましょう！

一步、行動に移してみませんか？

発信源に注意

ネット監視
違法な書き込みの通報

不用意に個人情報を
書き込まない

インターネット上の
マナーやルールって
何だろう？

情報を正しく選別できる
力をつける

フィルタリングソフトの利用

ネット上でも相手は、
目の前にいる人間と同じ
マナーを守る

相手の顔が見えないからこそ、モラルやマナーが大切です。

人権侵害の被害者にも加害者にもならないようインターネットのルールやマナー、使い方について考えましょう。

資料② サイバー犯罪に関する相談の受理件数の推移（滋賀県内）



滋賀県警 HP「サイバー犯罪の概要」より

【主な相談内容】

- 詐欺・悪質商法等による被害に関するもの
- 名誉棄損・誹謗中傷等による被害に関するもの
- 不正アクセスによる被害によるもの
- 迷惑メール・スパムメールによる被害に関するもの など

軽い気持ちで書き込まないで！

一度書き込まれた情報は、インターネット上で複数の人にコピーされる可能性があるため、完全に消去することは困難な場合があります。

書き込みや、画像などを投稿する際にはデータに個人情報が含まれていないか注意しましょう。また、他人を誹謗中傷することは犯罪になることもあります。

インターネットの悪影響から子どもを守ろう

インターネット上には、子どもの成長に悪影響を及ぼすようなサイトも数多くあります。大人が、子どものネット環境に留意し、フィルタリングなどの機能を活用しましょう。

また、インターネットの掲示板や SNS、チャットやゲームのやりとりの中でもいじめが起こっていることがあります。ケータイやスマホ(スマートフォン)、携帯ゲーム機でもインターネットは利用できます。大人が SNS 等に対する正しい知識を身につけ、子どもがどのようにインターネットを使っているか留意しましょう。

法務省



【YouTube 法務省チャンネル】

← 人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」インターネット編

人権啓発ビデオ「インターネットと人権 ～加害者にも被害者にもならないために～」→

【ドラマ 無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例】



①-1 女性

1. 目的

滋賀県が実施した男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」といった男女の役割を固定的に捉える意識が依然として残っています。そのことが、男性・女性のそれぞれが主体的に生きるための多様な選択や能力発揮の妨げになっていることがあります。

ここでは固定的な性別役割分担意識[※]について考え、語り合いを通して男女が共に生き生きと活躍できる地域づくりにつなげましょう。

※「固定的な性別役割分担意識」とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

- 1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。
- 2 資料①、②を参考にして、男女の家庭や地域の様子について考えてみましょう。

《視点1》 家庭においては、男女の家事・育児等の時間の違い（資料①）に注目します。共働きでもそうでなくても、家事・育児などの多くを女性が担っている状況から、「家事や育児は女性がするもの」という考えが根底にないか話し合います。

《視点2》 滋賀県では、自治会の女性の代表者は13%程度です。（資料②）このことから、「代表は男性がするもの」という考えがないかを考えます。

II

- 1 家庭や地域で「男だから」「女だから」という理由で決まっていることはないか、出し合ひましょう。
- 2 資料③を参考にしてその理由について考えてみましょう。

《視点3》 滋賀県では、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する割合が34.8%あります。家庭や地域で、固定的な性別役割分担意識にとらわれている様々な事例を出し合ひ、その理由について考えます。

III

- 男女が互いに協力し、それぞれの個性や能力を発揮するためには、どのようなことが大切かを話し合ひましょう。

《視点4》 家庭や地域でできることについては、「語り合ひましょう！」を参考に話し合ひます。

《視点5》 地域で防災マップや避難所運営などのマニュアルがある場合は事前に用意し、女性の視点がいかがされているか確認してもよいでしょう。

3. より深く学ぶために（資料）

「男女共同参画啓発シート」（滋賀県女性活躍推進課）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/danjyosankaku/11599.html>

滋賀県男女共同参画



①-2 子ども

1. 目的

児童憲章前文では、児童は人として尊ばれること、社会の一員として重んぜられること、よい環境の中で育てられることが記されています。しかしながら、いじめや虐待、体罰など子どもの人権を侵害する事件が発生しています。

ここでは、子どもの人権問題としていじめ問題について考えます。語り合いを通していじめ問題の解決に向けて、学校と協力して地域や家庭でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 それぞれの子どもの気持ちについて考えてみましょう。</p> <p>《視点1》 いじめ問題を考えるとき、いじめられている子どもに責任はありません。いじている子どもも、いついじめを受ける側になるかわかりません。</p> <p>いじめは、軽微なことがきっかけとなってエスカレートし、深刻化します。また、大人や先生が見てないところでほとんどのいじめが発生しています。そこで、イラストのような状況を、ささいなこととして見逃さず、それぞれの子どもの気持ちを考えます。</p> <p>3 資料①を参考にして、地域のどんな場面で「いじめへの気づき」ができるか考えてみましょう。</p> <p>《視点2》 資料①の中にもある「子どもは、大人が思っている以上に切羽詰まるまでいじめられていることを打ち明けない」ということなどもふまえ、地域のどのような場面でかかわることができるか考え、そして話し合います。自身の地域での経験などをもとに話し合います。</p>
II	<p>● 資料②を参考にして、地域での子どもの様子について出し合ってみましょう。その中で気になる様子などがあれば話し合ってみましょう。</p> <p>《視点3》 資料②は、地域で子どもを見守る場合のチェック項目として使うことができます。</p>
III	<p>● 地域や家庭で子どもをいじめから守り、健全に育てるためにできることを話し合みましょう。</p> <p>《視点4》 子どもが地域行事（祭りや運動会など）にどのように参加しているかを出し合います。また、スポーツ少年団などの取組がある場合、指導者にもいじめについて理解を深めてもらうよう働きかけます。</p> <p>《視点5》 子どもの様子について各家庭で気をつけていることを出し合みましょう。いじめは、学校だけではなくケータイやスマホ（スマートフォン）を通じて行われていることもあります。子どもがケータイなどでどのようなサイトにアクセスし、どんなやりとりをしているのか話を聞くことも大切です。</p> <p>《視点6》 いじめや虐待、体罰などが疑われる場合は、学校や行政に相談・連絡するように伝えます。また、子育ての中で保護者も悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p>

3. より深く学ぶために（資料）

- ・学校教員向け「いじめ対応リーフレット」（滋賀県教育委員会 R4年3月改定）
<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5308850.pdf>
- ・「生徒指導リーフ」シリーズ（国立教育政策研究所）
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/>
- ・『「いじめ」させない見逃さない』（法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00155.html

滋賀県教育委員会



法務省



①-3 高齢者

1. 目的

高齢化が急速に進む中、誰もが住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現が求められています。しかしながら、身体的な機能の低下や認知症などになると支援が必要になってくる場合があります。

このような中で、誰もがいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすために地域でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

- 1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。
- 2 資料①を参考にして、高齢者に関わる様々なケースについて考えてみましょう。参加者の関心の高い問題（介護や虐待問題等）を中心に話を進めましょう。

《視点1》

- **介護** 介護される人の病気や身体症状を正しく理解するとともに、プライバシーの保護に配慮し、相手の気持ちを大切に介護をしましょう。また、介護者の人権にも留意しましょう。一人で介護している場合など、介護者が精神的に追い込まれる場合もあります。介護者が相談できる窓口などを紹介（相談窓口一覧へ）するとともに、地域で介護者を支援する取組を考えましょう。
- **虐待** 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第7条1項では、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とされています（通報義務）。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、「速やかに市町村に通報するよう努めなければならない」（法第7条2項）とされています（通報努力義務）。なお、法第8条では、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、通報者に関する情報が漏れることはありません。このように、虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した場合、虐待が行われていることが確定的でなくても通報すべきとされており、早期発見によって深刻な事態を回避することが大切です。
- **認知症** 認知症は、いろいろな原因で、脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなったために認知機能（物事を覚えたり、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考えたりする頭の働き）に障害が起こっている状態をいいます。原因となる病気によって症状の出方に違いがありますが、「新しい情報を記憶できない」等の症状によって日常生活や社会生活に支障が出てきます。まずは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域全体で見守ることができるような取組が求められています。
- **就職** 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができるよう、企業に対して65歳までの取組を義務に、70歳までの取組を努力義務にしています。高齢者が働きやすい環境をつくるために必要なことを考えてみましょう。

II

- 1 資料②を参考にして、高齢期に取り組みたい活動について意見を聞いてみましょう。
- 2 また、高齢者の困りごとにはどのようなものがあるかを考えてみましょう。

《視点2》 高齢になっても仕事を持ち、社会活動に参加したいと考えている人は多くいます（資料②）。そのような活動をするのに高齢者にはどのような困りごとがあるのかを考え、支援につなげていきます。

III

- 1 まず資料③を参考にし、高齢化の進行状況を確認しましょう。
- 2 高齢化が進む中、地域でどのような支援が求められているか、地域で取り組んでいること、更にできることについて語り合しましょう。

《視点3》 地域によっては既に様々な取組が行われている事例があります。成功例や失敗例、現在の課題などについて話し合います。

《視点4》 高齢者虐待などが疑われる場合は、市町の窓口（地域包括支援センターなど）に連絡するように伝えます。また、介護等に悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「知りたいことがQ&Aでわかるみんなで学ぶ認知症の本」（東京法規出版）
- ・介護予防に関するリーフレット、資料 | 滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/koureisya/15718.html>

滋賀県高齢者福祉・介護



①-4 障害者

1. 目的

障害がある人の暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいと思います。障害がある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きていくことが大切です。ここでは、障害がある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすいまちにするためにできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>● まず、自分の経験などから障害について知っていることを話し合ってみましょう。</p> <p>《視点1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害）、知的障害、精神障害があり、それぞれの障害を正しく理解し、個々に応じた配慮をすることが必要です。 ・障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものも当然あります。人ごとではなく我がこととして考えましょう。
II	<p>● イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。また、これまでに経験したり、聞いたりした障害がある人に対する差別の事例を率直に出し合って、どのように思うか考えてみましょう。</p> <p>《視点2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例では、すべての県民、事業者に障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を義務としています。
III	<p>● 障害がある人への差別を解消し、障害がある人が暮らしやすいまちづくりをするために地域や自分でできることを話し合みましょう。また、障害の社会モデルの例を参考に、地域での障害がある人への障壁は何か、どう解消していけばよいか話し合ってみましょう。</p> <p>《視点3》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁とは、障害がある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと定められています。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「合理的配慮」を知っていますか？
- ・「障害者差別解消法がスタートします」（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/leaflet.html> 滋賀県障害福祉 法務省人権擁護局
- ・「みんなで考えよう！発達障害」（滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5391480.pdf>
- ・「障害者への虐待を防ぐために」
～障害者虐待防止法について～（滋賀県障害者権利擁護センター）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5289827.pdf>
- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」（滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai/fukushi/303112.html>



①-5 部落差別（同和問題）

1. 目的

これまでから、滋賀県では身元調査を許さない意識を高めるための様々な取組を展開してきました。しかしながら、結婚や就職の際の身元調査につながる戸籍等の不正取得や同和地区の問合せなどがあつたことが明らかになっています。

ここでは、同和問題の今日的な問題の解決に向けて、地域でどのような行動ができるかを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 知らない間に戸籍等の個人情報が取得されていたらどう思うかについて、率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>《視点1》 戸籍等の不正取得による身元調査は誰もが対象となっています。身元調査を許さないことは自分自身の個人情報を守ることでもあり、全ての人の問題であることを共有します。</p> <p>2 資料①により、戸籍等の個人情報を売買する事件が起こっていることを確認します。</p> <p>《視点2》 八業士（弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士）と呼ばれる資格を持つ人は、職務上の請求用紙により本人の了解なしに戸籍等を取得することができます。このことを悪用して、戸籍等の個人情報が不正に取得される事件が起こっています。</p> <p>3 資料②をもとに、差別につながる身元調査が行われるのはなぜかを考えます。</p> <p>《視点3》 資料②より身元調査の背景にある意識について話し合います。意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。</p> <p>《視点4》 資料②では 10.8%の人が「そのとおりだと思う」と答えており、そのような意識が、身元調査がなくなる原因の一つであることを伝えます。</p> <p>《視点5》 まとめとして、本人の努力や能力とは関係がなく、生まれたところや住んでいるところで人を判断することはあってはならないことを確認します。</p>
II	<p>1 住宅や土地を購入する際、どのような条件を考えるか聞いてみましょう。</p> <p>《視点6》 「日当たりが良い」「交通の便が良い」「近くに学校がある」など、様々な考えを出し合います。</p> <p>2 資料③をもとに、同和地区への忌避意識について考えましょう。</p> <p>《視点7》 資料③より、どのような事がわかるか話し合います。また、意識調査の選択肢から当てはまるものを選んでもらい、その理由を聞きます。</p> <p>《視点8》 資料③では、30歳代、「避ける」割合が高くなっている理について聞いてみます。</p> <p>《視点9》 まとめとして、同和問題を自分の問題として考え、いかに差別をなくす立場で行動できるかが重要であることを確認します。</p>
III	<p>● 同和問題の解決にむけて、地域や家庭で取り組んでいることやこれから出来ることについて語り合しましょう。</p> <p>《視点10》 地域や家庭でできることについては、「語り合しましょう！」を参考に話し合います。</p> <p>《視点11》 県内の市町でも、登録型本人通知制度が始まっています。この制度は、事前登録をしておく本人以外の者が戸籍等を取得した場合には本人に通知するというもので、個人情報の不正取得防止を目的としています。この制度を導入している市町では、制度の利用について様々な案内をしています。事前にパンフレット等を用意し配布します。</p>

3. より深く学ぶために（資料）

「こころのいずみへ（改訂版）」（滋賀県人権施策推進課）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11912.html>

滋賀県 人権



法務省 YouTube 人権啓発動画



「『誰か』のことじゃない」 「同和問題 未来に向けて」

①-6 外国人

1. 目的

私たちの暮らしの中で外国人と接する機会は増え、国際化はとても身近なこととなりました。しかし、言葉の問題や文化・生活習慣の違いなど様々な課題を抱えながら生活している外国人も少なくありません。

ここでは、外国人との今までの出会いや経験を通して、共に生きる社会の実現にむけて、地域でできることについて考えてみましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

- 資料①、②を参考にして、滋賀県に住んでいる外国人の人数や特徴について考えましょう。

＜視点1＞

- ・平成2年（1990年）、法律改正により日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、南米国籍の日系人を中心に外国人登録者数が増加しました。
- ・平成20年（2008年）秋以降の経済危機により、製造業の現場で就労していた多くの外国人が失業し、帰国などにより外国人の人口は減少しましたが、平成27年（2015年）以降、再び増加傾向が続きました。令和3年（2021年）は新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための入国制限により減少しましたが、令和5年（2023年）は東南アジアからの外国人労働者が増えたこともあり、外国人人口は過去最多となりました。

＜視点2＞

- ・終戦前から日本で暮らしている朝鮮半島出身者やその子孫の方々に対する偏見が根強く存在し、様々な差別となって現れています。その人々が日本で暮らす歴史的背景を理解し、多様な文化や習慣を尊重しながら共生していくことが大切です。

II

- 1 外国人との出会いや日常的な関わりについて聞いてみましょう。

＜視点3＞

- ・外国人県民等※との日常的なふれあいや交流、またはトラブルなどの例を出し合い、ワークⅢ「語り合しましょう できること」に話をつなげます。

※「外国人県民等」…国籍、民族にかかわらず、母語や文化、宗教、生活習慣など日本以外の背景を持つ県民をいいます。

- 2 あなたの地域が、外国人にとって住みやすいところになっているか、資料③のような課題があることに留意して、考えてみましょう。

＜視点4＞

- ・外国人県民等にとっての課題は、同時に地域の課題でもあります。ともに地域で暮らすための課題について出し合ってみましょう。

III

- 地域で共に暮らすために、どのようなことが必要か語り合しましょう。

＜視点5＞

- ・地域の現状や将来を考えながら、文化の「ちがい」を尊重し合い、「ちがい」をいかに、みんなが暮らしやすい地域にするために何ができるか出し合いましょう。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改訂版）」（滋賀県総合企画部国際課）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/kokusai/10889.html>

滋賀県 国際文化共生 法務省 YouTube



人権啓発動画
「外国人と人権
～違いを認め共に生きる～」

①-7 患者

1. 目的

私たちは、ハンセン病回復者や HIV 感染者の方々が受けた差別から、命の大切さと人としての尊厳の大切さを学びました。しかし、現代の医学をもっても原因が不明で、周囲から理解されにくい難病も数多くあります。

これらのことを踏まえて、患者やその家族を支えるためにどのようなことができるかを、自分や家族が病気になったときの経験などを出し合い考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

- 1 イラストを見て参加者の率直な意見を聞いてみましょう。
- 2 資料①を参考にして、難病についての理解を深めましょう。また、ハンセン病回復者や HIV 感染者などへの偏見や差別などから、患者の気持ちについて考えましょう。

《視点1》

・難病とは、原因が不明で治療方法も確立されておらず、生活面で長期にわたり支障が出る病気をさします。症状も様々で病気に対する正しい理解が進んでいないことから、様々な誤解や偏見が生じています。一方で患者やその家族は、経済的な負担や、精神的なダメージを受けることもあり、多くの問題を抱えることとなります。難病患者の抱える問題は、全ての病気の人に通じる問題でもあります。

《視点2》

・難病はいつ誰がなるかわからない病気です。他人事ではなく自分自身の問題として考えることが大切です。
※ 難病についての資料を配る場合は、難病情報センターのHPでパンフレットなどをダウンロードできます。

II

- 資料②を参考にして、病気になったときどのようなことに悩むか出し合ってみましょう。

《視点3》

・もし自分が病気になったらという視点で、病気になった人とその家族にはどのような支援があるとよいか、地域では何ができるかを考えます。


III

- 資料③を参考にして、患者やその家族の人が自分らしく暮らすことができるために地域でできることを語り合しましょう。

《視点4》

・クオリティー・オブ・ライフとは生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていこうとする考え方です。

3. より深く学ぶために（資料）

- | | | | |
|------------------|---|-----------|---|
| ・ 難病情報センター | https://www.nanbyou.or.jp/ | パンフレット、HP | 
滋賀県 医療 |
| ・ 滋賀県難病連絡協議会 | https://shigananren.org | | |
| ・ 滋賀県難病相談支援センター | https://www.pref.shiga.lg.jp/site/nanbyou.center/ | | |
| ・ 滋賀県難病医療連携協議会 | http://www.shiga-med.ac.jp/~nanbyou/ | | |
| ・ 滋賀県 難病対策に関すること | https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/15360.html | | |
| ・ エイズ予防情報ネット | https://api-net.jfap.or.jp/ | | |
| ・ 滋賀県 HIV/AIDS | https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuji/15267.html | | |

①-8 犯罪被害者等

1. 目的

犯罪被害者やその家族は、自分の意思とは無関係に犯罪に巻き込まれ、直接的な被害を受けるだけではなく、被害後に生じる様々な二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者やその家族が一日も早く地域で平穏な暮らしを取り戻すには、地域で何ができるかを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストの会話を参考にして、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。 ≪視点1≫ 誰もが犯罪被害者になってしまう可能性があることから、この問題を自分のこととしてとらえ、理解することが大切です。</p> <p>2 被害直後の精神状態について、資料①を参考にして考えてみましょう。 ≪視点2≫ 犯罪被害者の問題は、防犯の問題とは異なります。犯罪に巻き込まれた人には、責任がないことに留意しましょう。犯罪者が違法な行為を行ったことが問題なのです。「気をつけていないから、犯罪に遭ってしまうのだ」という考えは、被害者を更に傷つけることにもなりかねません。</p>
II	<p>● 資料②を参考にして、二次的被害についての問題点を考えてみましょう。 ≪視点3≫ 犯罪被害者等は、犯罪等により直接生じる精神的・身体的・財産的被害だけでなく、自らやその家族が犯罪行為の対象となったという事実からも精神的被害を受けることがあります。さらに再被害に対する不安や恐怖、またいわれのない誹謗中傷等、いわゆる二次的被害を受ける場合もあります。犯罪被害者やその家族の置かれている状況や心情を理解し、自分自身の問題として考えていく必要があります。</p>
III	<p>● 犯罪被害者やその家族が二次的被害などを受けずに、安心した暮らしに戻れるよう地域でできることを語り合ひましょう。 ≪視点4≫ 犯罪被害者等の支援をする際に、以下の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他の場合や他の人と比べないようにします。 → 犯罪被害者にとってはその事件が辛い記憶です。その人の痛みに寄り添います。 ● 強くなることを強要しないようにします。 → 犯罪被害者は、悲しんでよいし、泣いてよいのです。 ● 自分の経験や価値観を押しつけないようにします。 → 犯罪被害者の話をきくことが大切です。 ● 犯罪被害者とその家族の気持ちの変化に留意します。 → 同じ言葉であっても、犯罪直後と時間がたってからでは受け止め方が異なることもあります。犯罪被害者とその家族の気持ちの変化を読み取って、適切な時期に適切な対応をすることを考えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 警察庁 犯罪被害者白書 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/top.html>
- ・ 警察庁 犯罪被害者等施策 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>
- ・ 滋賀県 犯罪被害者等支援 <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/11506.html>
- ・ 滋賀県犯罪者等支援条例 <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/12315.html>
- ・ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO） <https://www.satoco.org>

おうみ犯罪被害者支援センター



② インターネット上の人権侵害

1. 目的

インターネットは誰もが利用できる便利なものですが、情報発信の匿名性を悪用して誹謗中傷や差別を助長する書き込みが行われるなどの人権侵害が発生しています。

画面の向こうに人がいることを常に意識して、インターネットを利用する際、人権侵害をしない、させないことを学びましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク

進め方とファシリテーターの視点

I

1 イラストの会話や資料①を参考にして、インターネット上で起こっている問題について知っていることを聞いてみましょう。

＜視点1＞ 一度書き込まれた情報はコピーされる可能性があるため、ネット上から完全に消去するのは難しく被害が拡大するおそれがあります。そこで、違法な書き込みなどは、早期に発見し、早期に削除する必要があります。

＜視点2＞ 名誉毀損・侮辱（例：掲示板などで相手をけなす）、脅迫（例：メールなどで相手を脅迫する）、信用毀損・業務上妨害（例：HP に嘘の書き込み、学校や店などに対する襲撃予告）は、犯罪です。プライバシーに関わる権利は憲法で保障されており、これを侵害する行為は違法となり損害賠償請求されることがあります。これらにあたると思われる場合は、通報しましょう。

※ インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

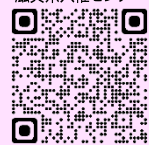
2 資料②を参考にして、サイバー犯罪等に関する相談状況について確認してみましょう。

※ インターネット上で使用されるネットスラングなどをクイズにして、アイスブレーキングなどで用いるのもよいでしょう。

「乙」 → お疲れ 「thx」 → thanks ありがとう
「CKY」 → 超空気が読めない
「葛佐保」 → 1万5,000円サポート
「JC」 → 女子中学生
「UUU」 → うるさい人

まだまだあります。ネット上で検索してみましょう。

滋賀県人権センター



参考 (公財) 滋賀県人権センター <https://www.shigajinken.or.jp/writing-enlightenment.html>

II

● インターネットを利用する際に気をつけていることを話し合ってみましょう。また、家庭で子どもと約束事を決めている例などがあれば、出し合ひましょう。

＜視点3＞ 子どものインターネットの利用について、いじめ（いじめのページを参照）がネットを通じて行われることもあります。子どもがどのようにインターネットを使っているのかを把握し、フィルタリングの機能を使うなど子どものネット環境を大人が管理するように促します。

III

● インターネットを安心して使えるよう家庭や地域でどのようなことに気をつければよいか語り合ひましょう。

＜視点4＞ インターネット上には様々な情報があふれていますが、その情報が全て正しいものとは限りません。情報を収集する際には、その情報を批判的に捉えることも大切です。情報源に留意して情報の信憑性を自分で判断し、必要な情報を選別できる力（情報リテラシー）が必要であることを伝えます。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・「人権ポケットブック11 インターネットと人権」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター）
- ・DVD「子どもと学ぶネット社会」（滋賀県県民活動生活課）
- ・「ジンケンダーと3つの約束」（滋賀県人権施策推進課）
- ・インターネットTVしが 「教えて！！ジンケンダー」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/21814.html>

滋賀県 ジンケンダー



★ アイスブレイキングの手法 ★

アイスブレイキングとは、氷（アイス）をこわす（ブレイキング）という意味があり、学習会を始める前に、氷のように固まった参加者の緊張をほぐし、参加者が主体的に学習に参加するための手法です。

自分を動物にたとえると ≪ 動物にたとえることで自己紹介を楽しく行うことができます。≫

- ① 二人組をつくります。
- ② 自分を動物にたとえるとどんな動物か、なぜその動物なのか話し合います。(1人1分程度)
- ③ 二人組を組み直して、数回行います。

【振り返り】 全員と話ができたか確認します。どのような動物になったのか、その種類によってグループ分けに使うこともできます。

後出しじゃんけん ≪ 知らず知らずの間にとらわれている固定観念を知ることができます。≫

- ① 全員がファシリテーターの合図で、ファシリテーターを相手にじゃんけんをします。
- ② ファシリテーターは、「じゃんけんほい、ほい」と声をかけます。最初の「ほい」でファシリテーターが先に手をだし、二回目の「ほい」で、参加者が後出します。
- ③ 後出しじゃんけんを「勝つバージョン」→「あいこバージョン」→「負けるバージョン」でやっていきます。失敗しても、テンポよく進めます。

【振り返り】 やってみて、どのバージョンが簡単か、難しかったか聞いてみます。じゃんけんは普段勝つことを意識しているので、逆は難しく感じます。脳が固定観念にとらわれているからです。「頭が柔らかくなりましたか？」など声をかけてみましょう。うまくできた回数を数えてもらい、数の多い人から自己紹介するようにつなげることもできます。

私の短所は長所になる？ ≪ 人の長所と短所は、両面の要素があることに気づくことができます。≫

- ① 白い紙を用意します。(メモ用紙や配ったプリントの裏でもよい)
- ② その紙に自分の短所を3つ書くように指示します。
- ③ 隣の人とペア、または3人くらいにわかれて、短所を長所に置き換えられないか考えます。

(例) 人にあわせられない → 自分に正直
自分にも他人にも甘い → おおらか

【振り返り】 どんなことに気づいたか質問します。短所は見方によって実は自分の長所といえることもあります。短所を長所として捉え直すことで、マイナスと捉えていたことが、プラスになりうることを体感します。

伝わるかな？ ≪ ひとつの言葉もとらえ方が人によって様々なことに気づきます。≫

- ① 紙を用意する。(A4くらいの大きさがよい)
- ② ファシリテーターの指示で絵を描いてもらいます。(絵を準備するなら簡単なものを選びます)
(参考) 月が夜空に出ています。星もあります。左下のほうに、窓のついた家があります。
- ③ 隣の人と見せ合い、違っているところを出し合い、なぜ違うのか話し合います。

※ ふたりずつペアになってもらい、絵を伝える人と、絵を描く人で行ってもらうこともできます。この場合は、絵を準備して配ります。

【振り返り】 同じ月でも、満月を描く人もいれば、三日月を描く人もいます。星や家、窓なども人によって、大きさや、形が全然違うことに気づきます。左下を右下と勘違いする人、聞き逃した人もできます。

聞いた言葉をイメージにすると、大きく違いが生じていることを体感します。みんなに同じような絵を描いてもらうためには、どのような指示が必要だったのか、正確に物事を伝えるには、どのようなことに気をつければよいか学びます。

何色ですか？ ≪ 気持ちを色にたとえることによって自分の思いを伝える発表法です。振り返りをする時のひとつの手法です。≫

「今のあなたの気持ちは、どんな色でしょうか？ なぜその色にしましたか？ 理由を教えてください。」と、ファシリテーターが全員に同じ質問をします。

順番は自主性を尊重します。自主的に出ない場合は、ファシリテーターが指定しましょう。

【振り返り】 学習会のはじめと最後に同じ質問をして、色に変化があったかを尋ねることもできます。変化があった場合は、なぜ変化があったのか聞いてみます。

Ⅲ 社会教育関係団体等における実践事例

(第 67回滋賀県人権教育研究大会分科会レポート)

令和5年(2023年)11月3日(土)・4日(日)に開催された第 67回滋賀県人権教育研究大会(米原大会)の分科会レポートとして社会教育関係団体等から報告のあった事例の中から、報告者の方の了解を得て掲載しています。

地区別懇談会や各団体での研修会等においてご活用ください。

【事例1】 だれもが孤独にならないために

… P.38 ~ P.40

【事例2】 「2022年市子連みんなでつくる音楽祭」事業の取り組みから

… P.41 ~ P.42

第67回滋人教大会レポート
第2分科会 人権尊重のまちづくり
② とともに生きるまちづくり

「だれもが孤独にならないために」

NPO法人^{ていく}Take-Liaison^{りえぞん} 北居理恵

1. 湖北子ども食堂「Liaison」の運営から

2016年より月1回行っている子ども食堂は今月で第95回を迎えることとなり、100回目が目の前に見えてきました。現在の参加者は、子どもがおよそ40~50人、おとながスタッフと保護者でおよそ20~30人になり、食事はいつも80食を用意しています。私たちがめざしているのは、「名前呼び合える関係づくり」を普段から行うことで子どももおとなも支え合えるまちづくりに貢献することです。月1回とはいえ、継続していくと「絆」は生まれてくるものなのだなど実感することが時々あります。

とにかく命を守りたい

「子ども食堂」を始めるきっかけになった事柄の一つは、当時大阪府寝屋川市で起きた「中一男女殺害事件」です。毎日のように深夜徘徊をしていたという2人を地域で守ることができなかったことへのおなしさと、私自身も地域において何もしていないではないかという無力さに気づいたからです。しかし普段から顔と名前がわかる関係でないと、いざというときに助けなど求められるはずもなく、知らないだれかに甘えるなんて子どもでも大人でもできないことだから、まずはそのためにできることからやってみようと思ったのです。

おとなが子どもの名前を覚え、声をかける

とはいえ、40人余り来る子どもの名前を覚えるのは簡単なことではなく、工夫がいります。一つは、受付で書いてくれた名前を必ず声に出して読むようにし、一日一回は名前を呼んで言葉を交わす努力をしています。また、地域からボランティアスタッフとして調理や子ども対応を手伝ってくださっている方々にも覚えていただけるように、配膳トレーにもフリガナ付きで名前カードを置き、トレーを手渡すときに名前と顔を覚えていただき声をかけてもらえるようにしています。いま、学校帰りの子どもたちが田んぼを挟んだ遠くから手を振って私の名前を呼んでくれるたびに、これだ、これをみんなで作っていききたいのだと原点に戻ります。

ただ笑える関係を心の灯に

ここ数年、若い人たちが自分で命を絶ってしまう報道が相次ぎました。「子ども食堂」ですごした時間は、古い友との屈託のない時間で、それは社会に出たときに「ただ笑えるだけの、何のしがらみもない関係」として心に残したいと思うのです。大学や会社や家庭でも

ない、現在の自分の立ち位置などどうだっていい関係が心のどこかにあれば、それが灯となって、少なくとも最悪の選択をしなくて済むかもしれないと、私は本気で思っています。いま「子ども食堂」に来て、いっしょに「いただきます」と手を合わせる小中学生の姿を見るたびに、ああこの子たち全員がいきいきと人生を生き抜いてくれますようにと願います。

子どもたちから贈られた言葉 「これからもリエゾンを大切にしていきます。」

これは、1周年を迎えたときに子どもたちからもらった寄せ書きの真ん中に書かれていた言葉で、こちらがどんな思いで開いているかを子どもたちなりに感じてくれているんだなと実感したのを覚えています。きっと一つの効果を成しているのではないかと思っているのが、月に一回発行している『Liaison 通信』です。A4 サイズ一枚物のプリントで、毎月地域の約50軒のお家のポストに入れているのと、自治会での回覧板に乗せていただいているのと、SNSで発信しています。ももとは、地域の方々にご報告をし、ご理解をいただくためのものでしたが、「子どもが毎月この通信を楽しみに待っています。」といった保護者さんの言葉を聴き、子どもたちにも言葉が届いているんだなと感じました。これから先、10年後20年後の地域を担う子どもたちと思いを共有できたら、未来もきっと素敵なコミュニティが作られていくのではないかと密かに期待します。

2. 「コミュニティカフェ Liaison」より

「元気でいられるのはここのおかげ。ひとりで家に居ても寝てるだけだし・・・」
「ああ楽しかった。これでまた一週間がんばれる。」

これは、現在毎週土曜日か日曜日の午後に開いているコミュニティカフェにおいて、「健康マージャン」や「水彩画を楽しむ会」に来られている方々の言葉です。ひとり暮らしのご高齢者さまが、だれとも話さずに毎日をすごされたり、楽しみのない日々で心を閉ざしていかれたりすることのないよう、人生の最後まで心ときめく時間を持ってもらいたくて始めました。米原市の「地域お茶の間創造事業」の一つとして補助金をいただきながら、お客さまからのご飲食代や参加費はすべて「子ども食堂」等への支援金として『みんなの未来ボトル』に募金形式で入れていただいています。

学校や職場に行きづらくても・・・

何らかの理由で、学校に行きづらくなったり職場に出づらくなったりする場合があります。しかし行きづらくなったからといって、毎日が孤独なものになったり、人生に絶望したりするのは、この世に同じく生を受けたにもかかわらず悲しすぎるのだと思うのです。コミュニティカフェは、家や学校や職場以外の、「第三の居場所」あるいは「最初の一步」として使っていただくこともあります。親子でまったりすごされたり、ただピアノを弾いたりスケッチブックに向かったり・・・。「～でなければならぬ。」から解き放たれ、心が喜ぶ時間をもつことで、自分の存在を肯定し、心が元気になるきっかけにしたいと思います。これからも、小さな活動ですが、“だれもが孤独にならないために” 存在し続けていきたいと思えます。

がくねん わく こ
学年の枠を超え

とも たわぶ じかん きょうつう たからもの
ふるさとで共に戯れた時間はずっと共通の宝物

～ 湖北子ども食堂「Liaison」第88回（4/12）のご報告 ～



また新しい一年が始まりました。学年が1つ上がった子どもたちと、“どんなクラスだった？”「まあまあやった。」みたいな会話を楽しみながら、どことなく新鮮な空気が流れる子ども食堂でした。なんだか急にお兄さんお姉さんになった感じがしたり、しっかりした言葉にびっくりしたりもしました。



『ホットドッグ』はなんと初めてのメニューでした。

80本用意しました。「ほうれん草」と「自家製切り干し大根」をサラダにしたものと、薄焼き玉子、ウィンナーでした。「これ、めっちゃ美味しいです。」ってわざわざ言いに来てくれる可愛い子どもたち続出で



とってもうれしかったです。ご協力くださいましたみなさま、感謝申し上げます(*^-*)♡♡♡



小2女子と、小6男子のシーソー！あれれ？なんか不思議だぞ。

まずは窓辺で宿題をやる子どもたち。えらいな☆



小学生も中学生も大人もいっしょになって時をすごす

「子ども食堂」。毎月のこのふれあいが、同じ地域に住む者どうしの心の絆をきっと結んでくれるものと思います。



次回は、5月10日(水)に行います。16:30～19:00

みんなで『モルック体験会』

地域のご高齢者さまの会「長生会」さまに教えていただきながらチーム対抗で楽しみたいと思います。大人のみなさまもぜひご参加くださいね。

なお6月は特別企画のため、6月3日(土)16:30～の予定です。



ながさわのうそんひろば
長沢農村広場に
だいいゅうごう
大集合!!

次回のメニューは
ポークハヤシライス
などの予定

この事業は『赤い羽根共同募金 福祉基金』の助成対象に採択されています。

発行：NPO 法人 Take-Liaison (ていくりえぞん)

〈連絡先〉 take-liaison@nike.eonet.ne.jp 080-2448-4355

公式 LINE に友だち追加をお願いします

お問い合わせや諸連絡もいただけます→



「2022年市子連みんなでつくる音楽祭」事業の取り組みから

近江八幡市子ども育成者連合会

【自己紹介】

私は自分の子どもが小学校の時、学区の役員として参加して以来15年間本部役員をさせてもらっています河村です。

【市子連の紹介】

近江八幡市子ども会育成者連合会は、1967年に発足、今年で56年目を迎えています。現在加盟している小学校は12校のうち4つの学校です。

私たちの活動の位置づけとしては、子ども達は、自分が自分でいられる安心の場と、やりたいことができるチャンス、それを支える仲間の存在があれば、驚くほどそのパワーを発揮します。

まさしく本会が昨年度開催いたしました、みんなでつくる音楽祭において、人と人との出会いを通して、繋がりあえる仲間をつくる力を育てることができました。

ひとつひとつの事業を行うにあたっては、できる限り子ども達で企画から実施まで行うことに心がけています。また、青年が子どもの健全育成に果たす役割にも注目し、参加していただいています。また、昨年度より市老人クラブとのコラボ事業にも着手しています。

今日、私が発表するのは、皆さんもご承知の通り、子どもの権利条約の基本的な考え方の4つの原則のうち、「子どもの意見の尊重」に私の発表が少しでも関係するのではないかと思います。

昨年度は、長く続いてきたコロナ禍でも、子どもたちが楽しく取り組み、元気を発信できる活動はないかと考えたのが、市教育委員会共催のもと開催いたしました「みんなでつくる音楽祭」でした。

先に結論からお話しすれば、参加した子どもたちをはじめ、多くの方々に感銘を与えたものとなり、次年度以降も開催をとの声をいただきました。

みなさん、ギターを弾いたことがない子ども、ドラムをたたいたことがない子ども、人前で歌ったことのない子どもたちが集まり、音楽祭を行う・・・その先を考えられるでしょうか？私たちも考えられませんでした。

子どもたちが集まり、音楽講師の先生方とのコミュニケーションを取りながら動き出しました。先生が子ども達の出す自由な意見を、子ども達ひとり一人の発達に合わせることに十分な考慮をもって関わってくださったことで、先生と子ども達、また子ども同士のお互いの信頼と協力が生まれました。このことなくしては進まなかったと思っています。

正味の練習時間は約2ヵ月でしたが参加した人も、見に来られた人も関係者も成功だったと思われたと思っています。講師の先生方は、近江八幡市在住や市内の学校の卒業生であられ、本当に子どもたちとつくりあげる音楽祭にさせていただきました。この先生方が本年度もやろうと言ってくれています。

ここで、音楽祭当日の感想やその後メールなどでいただいたものを紹介します。

①ダンスに出場の女の子の感想

老人会のおばあちゃん達や、育成会の保護者の人達に、「ダンスうまいね」とほめてもらえて、めっちゃうれしかったです。普段は褒められないので、ほんまにうれしかったです。自分に自信をつけてくれた音楽祭でした。来年も音楽祭をやるならぜひ声をかけてくださいね。やりたいです。(彼女は本年度も参加してくれます。)

②楽器演奏、合唱、手話に参加した女の子の感想

初めての楽器や、学校を越えた仲間との交流、たくさんの貴重な経験をさせていただきました。最初は緊張しましたが、進行していくうちにすごく楽しくなって、最後は終わりたくないっ！ という気持ちでいっぱいになりました。本当に一生の思い出になりました。

③会場に来られた方々からの感想

子どもたちが、短い期間、限られた時間で練習して頑張った成果を発揮できたことに感動しました子どもたちの力、頑張り、熱が隅々から伝わってくる音楽祭でした。一生懸命取り組む姿に心打たれました。挑戦してみる気持ちが改めて大切だなと思いました。大人の私も明日から頑張ろうと思えました。本当に感動しました。子どもたちの頑張っている姿を見て、自分の子どもが新しい何かを見つけてくれたらいいなと思いました。来てよかったです。ありがとうございました。

④講師の先生方からの卒業お祝いの歌と演奏の動画メッセージに対する返信メール

歌とメッセージありがとうございました。無事卒業できました。寂しく落ち込んでいる時に、「拝啓～十五のきみへ」を聞かせていただき、寂しさが嬉しさになりました。先生方、関わって下さった皆さんありがとうございました。教えてくださった先生方、みんなと協力した時間は決して忘れません。次の音楽祭も是非呼んでください。

子どもたちと先生方との心がお互いに通い合った瞬間を見せていただき、市子連本部の私たちも、やってきて良かったと思える瞬間でした。これが私の15年間本会に在籍している理由ではないでしょうか？

今年度も計画しています。そして昨年出てくれた子どもたちは中学生になっていますが、多くが本年度も参加してくれます。彼らはすでにお兄さんお姉さんぶりを発揮しています。

みなさん、子どもたちは友達を作るのが上手です。そしてそのことで信頼関係を築いていきます。そしてお互いに成長していきます。お父さんお母さんがあまり見たことがない現実が良い意味で目の前で広がっている光景が見られます。

私たちはこれからも子どもたち主体の活動を、多くの方のお力をお借りしながら続けてまいります。

IV 資料等

- 2024年度各種研修会等の案内 … 44～45
- 令和3年度 滋賀県人権に関する県民意識調査報告書より 一部抜粋 … 46～49
- 同和施策・人権施策の法整備流れ図 … 50～51
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました 法務省啓発リーフレット … 52
- 部落差別の解消の推進に関する法律 … 53
- 全国水平社宣言に込められた思い … 54～55
- 滋賀県人権尊重の社会づくり条例 … 56～57
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 … 58～65
- さわる読書 きく読書 よむ読書
みんなで広げる読書バリアフリー … 66～71
- 家庭教育リーフレット「インターネットと子育て」 … 72～79
- 教育機会確保法 ～不登校・夜間中学～(文部科学省ホームページより) … 80～87
- 人権について考えるDVD・ビデオ教材を借りる方法 … 88
- 令和5年度購入 人権教育視聴覚教材のご案内 … 89
- 人権関係DVD・ビデオ教材リスト「しが生涯学習スクエア」保有 … 90～98
- 人権啓発機材貸し出します！ … 99～100
- 相談窓口一覧 … 101～104
- 活用報告書様式 … 105



2024年度各種研修会等の案内

滋賀県内で開催される主な大会や研修会等の予定

第49回青年集会 高校生等交流集会(第23回)	10月12日(土)	近江八幡市文化会館
じんけんミニフェスタ2024(予定)	9月7日(土)	ビバシティ彦根
じんけんミニフェスタ2024(予定)	9月28日(土)	ブランチ大津京
じんけんミニフェスタ2024(予定)	10月27日(日)	びわこ文化公園
第68回 滋賀県人権教育研究大会 (守山大会)	10月26日(土) ~27日(日)	守山市民ホール ほか
第61回 女性のつどい	11月9日(土)	近江八幡市 G-NETしが
県民のつどい	12月8日(日)	滋賀県立文化産業交流会館 ほか
部落解放研究第32回滋賀県集会	2月15日(土)	滋賀県立文化産業交流会館 ほか

※「じんけんミニフェスタ2024」の詳細は県人権施策推進課(TEL:077-528-3533)にご確認ください。

(公財)滋賀県人権センター主催の研修会・講座情報

2024年度 インターネット人権マスター講座

今やインターネットは私たちの生活に欠かすことができないものになっています。自由な利用が進んでいる反面、誰もが知らないうちに人権侵害の被害者にも加害者にもなりうる事例も数多く起こっています。

本講座をとおして、インターネットで起こっていることについて学び、インターネットと人権について考え、安全・安心なインターネット利用のためのポイントを身につけてみませんか？

オープン講座

開催日時	講座タイトル	講師
6月下旬 13:30~15:30	※令和6年3月時点、調整中です。 最新情報は、下記(公財)滋賀県人権センターまで、お問合せください。	
10月中旬 13:30~15:30		

モニタリング養成講座(先着10名 講師は滋賀県人権センター職員)

	開催日時	講座タイトル	会場
南会場	7月下旬 13:30~16:00	モニタリング養成講座①	解放県民センター 「光荘」
	8月下旬 13:30~16:00	モニタリング養成講座②	
北会場	9月上旬 13:30~16:00	モニタリング養成講座①	北会場 (会場調整中)
	10月上旬 13:30~16:00	モニタリング養成講座②	

主催・問合せ : (公財) 滋賀県人権センター (大津市におの浜 4-1-4)

TEL : 077-522-8253 / FAX : 077-522-8289 / URL : <https://www.shigajinken.or.jp>

クローズアップ人権講座 【参加費無料】

～趣旨～

人権に関する課題は多岐の分野にわたります。人権課題を解決していくためには、人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが必要になります。まずは「知る」こと、「気づく」ことから始めてみませんか。私たちの気づきを増やすことで差別のない社会の実現に向けての一步を歩み出しましょう。

日時	テーマ	講師	会場
第1回 5月20日 14:00～16:00	部落差別問題① 暮らしのアンケート調査から見えたもの(仮題)	大北規句雄さん (部落解放同盟大阪府連合会副委員長)	解放県民センター 「光荘」
第2回 6月28日 14:00～16:00	部落差別問題② 人権意識調査の分析からみえた課題と部落差別解消への展望(仮題)	神原 文子さん (社会学者(博士) 専門社会調査士)	解放県民センター 「光荘」
第3回 8月3日 14:00～16:00	夏休み企画 アイヌ文様切り絵ワークショップ(仮題)	黄瀬 重義さん (滋賀幼年美術の 会会長)	豊郷隣保館
第4回 8月9日 14:00～16:00	夏休み企画 教育は社会をどう変えたか～子どもを尊重した社会を考える～(仮題)	櫻井智恵子さん (関西学院大学教授)	G-NETしが (滋賀県立男女共同参画センター)
第5回 9月13日 14:00～16:00	LGBTQ 性の多様性から「じぶん」について考える(仮題)	田中 一歩さん 近藤 孝子さん (にじいろ i-ru)	解放県民センター 「光荘」
第6回 10月3日 13:30～16:00	部落差別問題③ フィールドワーク	堺舩松人権歴史館	堺舩松人権歴史館

主催・問い合わせ : (公財) 滋賀県人権センター人権啓発担当 (大津市におの浜 4-1-4)
TEL : 077-522-8253 / FAX : 077-522-8289 / URL : <https://www.shigajinken.or.jp>

各種研修会等は、令和6年3月時の予定です。各公式ホームページにて適宜確認ください。

滋賀県

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/>

- ➔ 県民の方
- ➔ 暮らし
- ➔ 人権
- ➔ イベント・講座・募集



滋賀県学習情報提供システムにおねっと

<https://www.nionet.jp/lldivision/jinken/index.html>

- ➔ 生涯学習課の取組
- ➔ 人権教育



公益財団法人 滋賀県人権センター

<https://www.shigajinken.or.jp/guide.html>

- ➔ 事業案内
- ➔ 事業内容

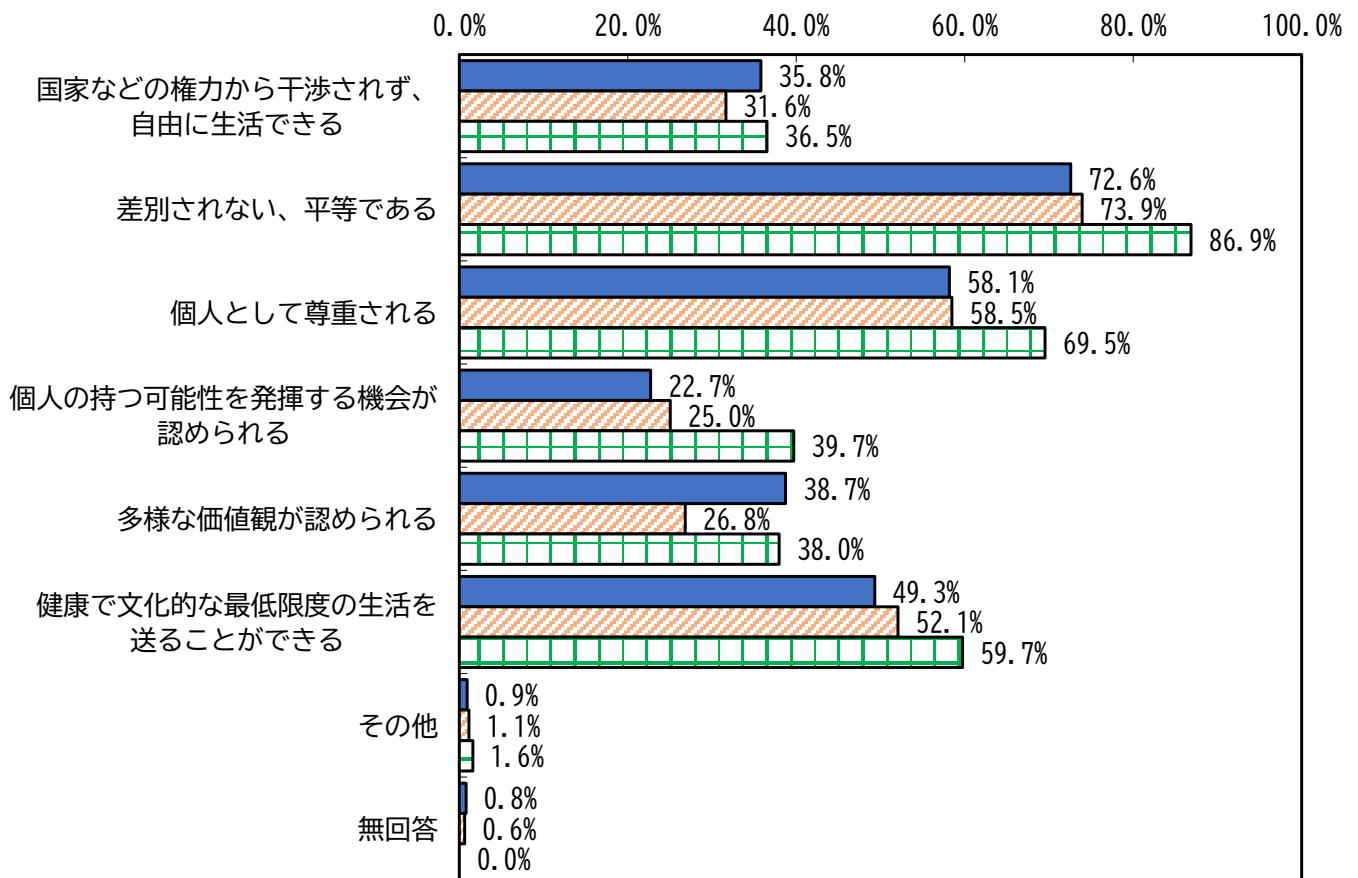


人権についての考え方

●「人権が尊重される」ということについて

問1 「人権が尊重される」ということはどういうことだと思いますか。あなたが特に大切だと思うことを3つまで選んで○をつけてください。

図 「人権が尊重される」ということについて



■ 令和3年度(N=1,560) ■ 平成28年度(N=1,575) ■ 平成23年度(N=3,111)

「人権が尊重される」ということについてたずねたところ、「差別されない、平等である」と答えた人の割合が72.6%で最も高くなっている。次いで「個人として尊重される」（58.1%）、「健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる」（49.3%）の順となっている。

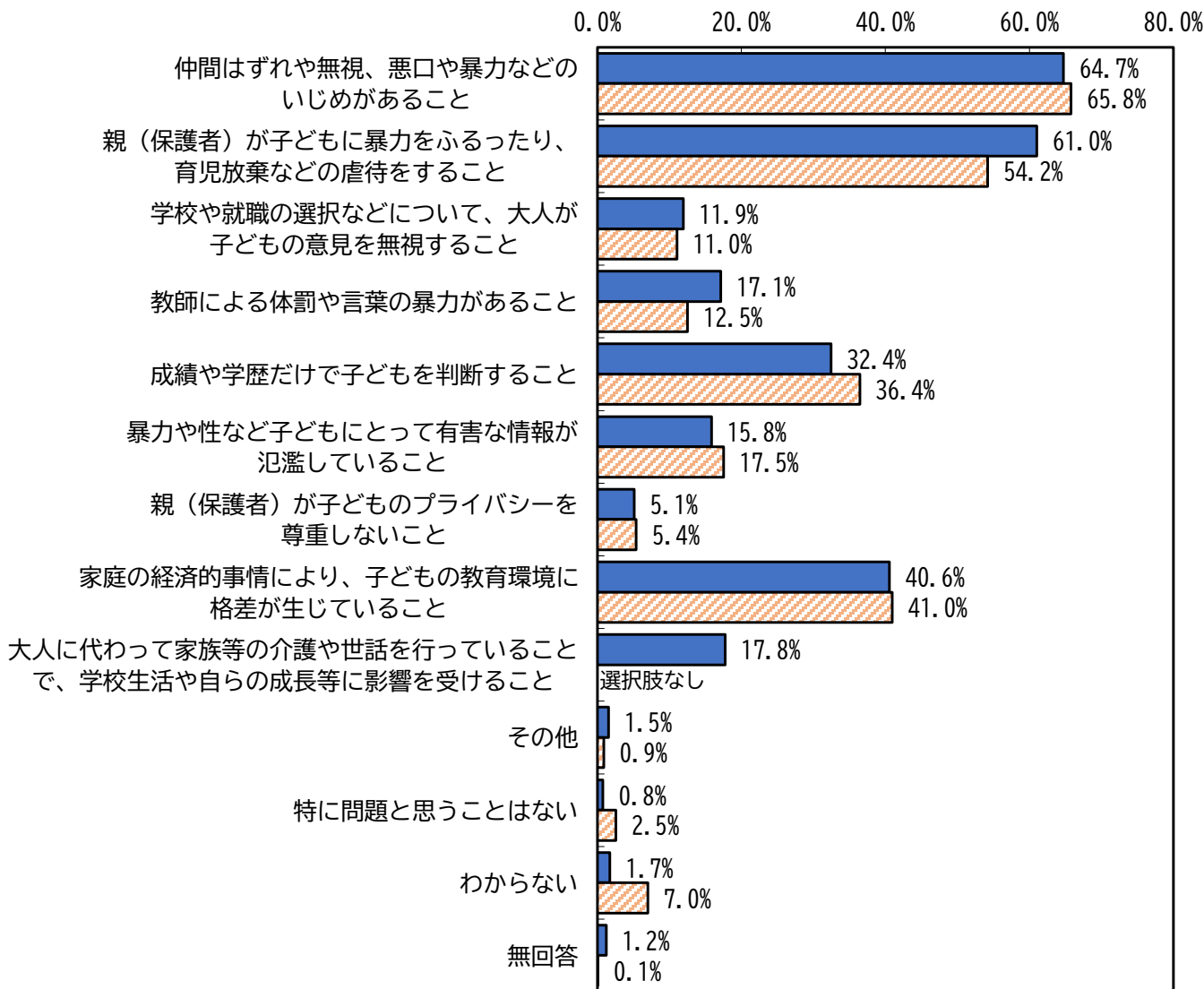
質問形式（今回・前回：3つまで選択、前々回：いくつでも選択可）を変更しているため単純比較はできないが、過去の調査と比較しても同様の傾向を示している。

人権の個別分野ごとの課題

●子どもの人権について

問7 子どもに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

図 子どもの人権について



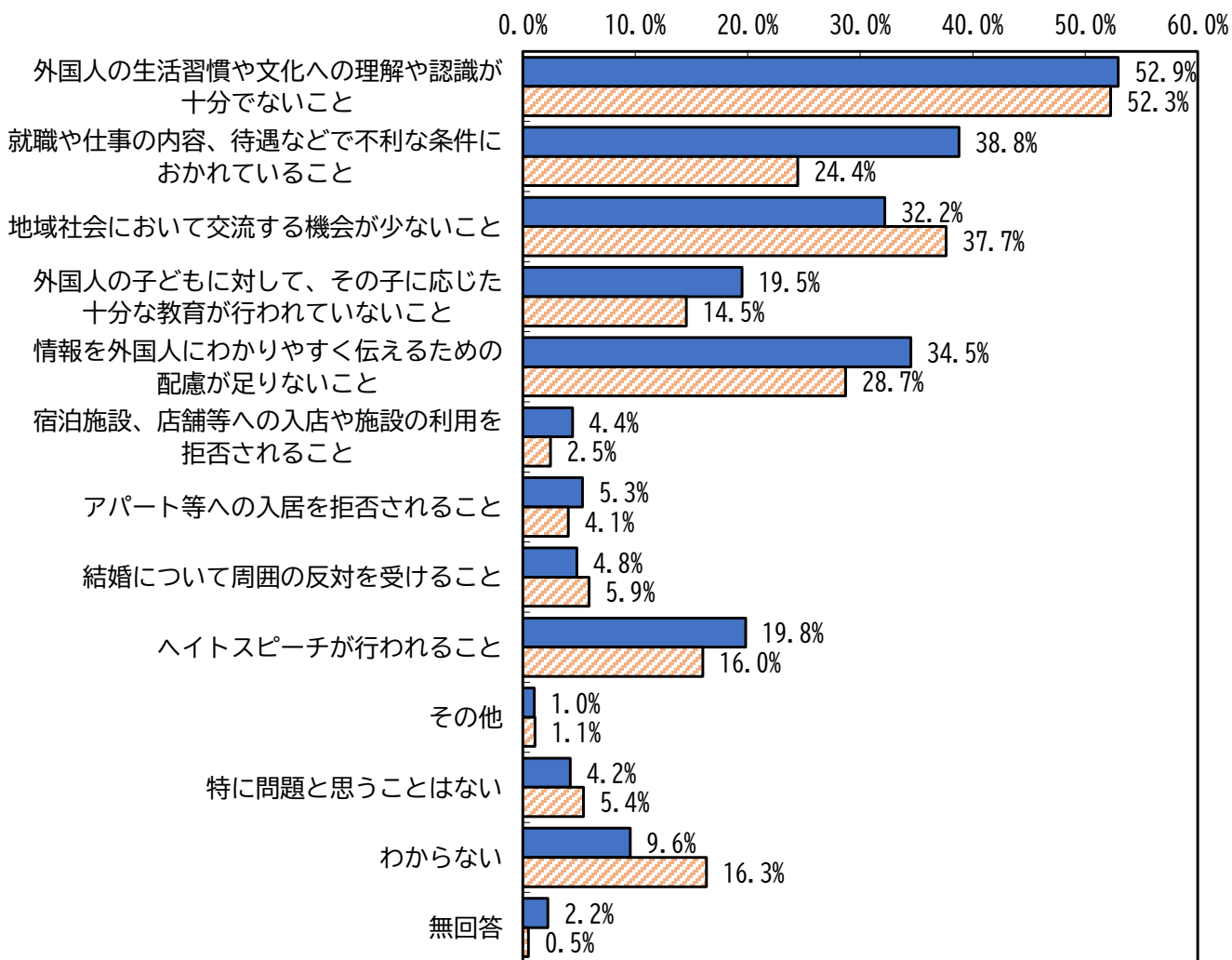
■ 令和3年度(N=1,560) ■ 平成28年度(N=1,575)

子どもの人権についてたずねたところ、「仲間はずれや無視、悪口や暴力などのいじめがあること」と答えた人の割合が 64.7%で最も高く、次いで「親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児放棄などの虐待をすること」が 61.0%、「家庭の経済的事情により、子どもの教育環境に格差が生じていること」（40.6%）の順となっている。前回の調査結果と比べると、上位 3 項目の順位は同じ結果となっている。

●外国人の人権について

問 10(1) 外国人に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

図 外国人の人権について



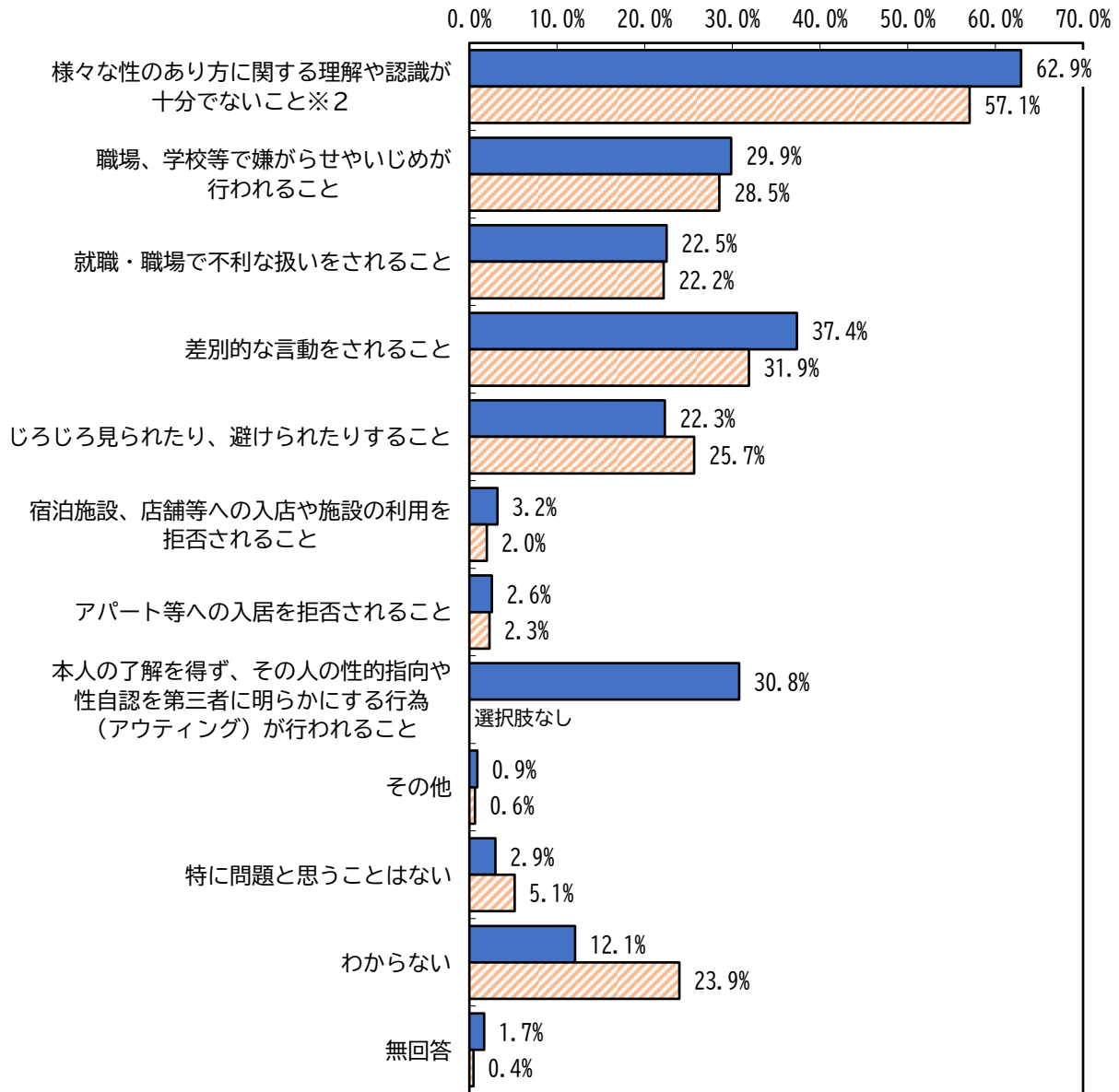
令和3年度(N=1,560)
 平成28年度(N=1,575)

外国人の人権についてたずねたところ、「外国人の生活習慣や文化への理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が52.9%で最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」（38.8%）、「情報を外国人にわかりやすく伝えるための配慮が足りないこと」（34.5%）の順となっている。前回の調査結果と比べると、「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」と答えた人の割合が高くなっている。

●LGBT等の人権について

問 15 L G B T などに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。※ 1

図 L G B T 等の人権について



■ 令和3年度(N=1,560) ■ 平成28年度(N=1,575)

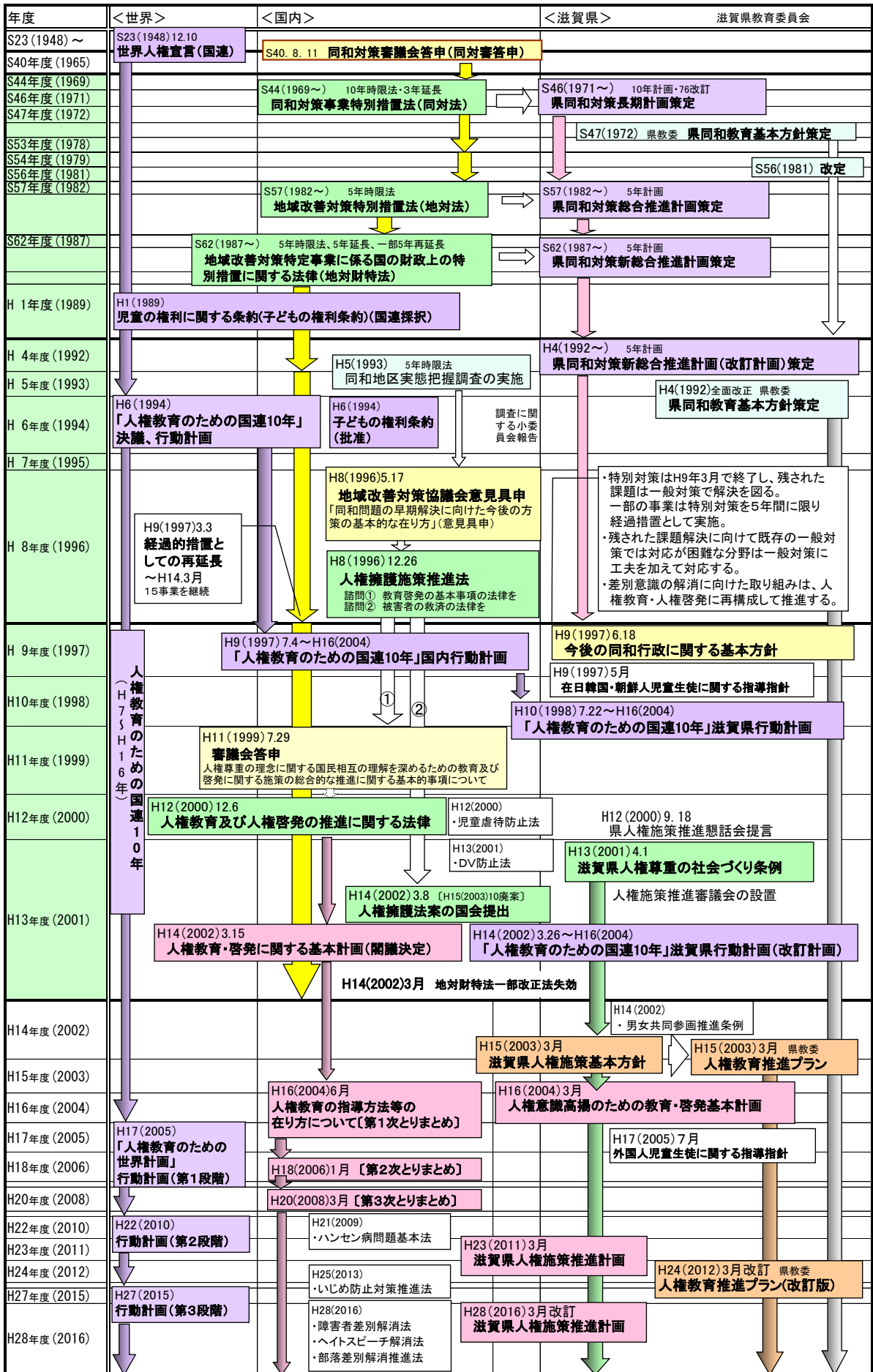
※ 1 平成 28 年度は質問文を「性同一性障害者・同性愛者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は質問文を変更した。

※ 2 平成 28 年度は選択肢の文章を「性同一性障害者・同性愛者等に関する理解や認識が十分でないこと」としていたが、同一の趣旨ではあるものの令和 3 年度は「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と変更した。

LGBT 等の人権についてたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が 62.9%で最も高く、次いで「差別的な言動をされること」（37.4%）、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為（アウトティング）が行われること」（30.8%）の順となっている。

前回の調査結果と比べると、上位 2 項目の順位は同じ結果となっている。

◇同和施策・人権施策の法整備流れ図◇



※次のページに続きます。

◇同和施策・人権施策の法整備流れ図◇

年度	<世界>	<国内>	<滋賀県>
R 1年度 (2019)		R1(2019) ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	H31(2019) ・障害者差別のない共生社会づくり条例
R 2年度 (2020)	R2(2020) 行動計画(第4段階)		
R 3年度 (2021)		R3(2021) 障害者差別解消法改正	
R 4年度 (2022)		R3(2021)3月【第3次とりまとめ】策定以降の補足資料	
R 5年度 (2023)		R4(2022)3月【第3次とりまとめ】策定以降の補足資料(改訂) R5(2023)3月【第3次とりまとめ】策定以降の補足資料(改訂) R5(2023)4月 こども基本法 R5(2023)6月 ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	
R 6年度 (2024)		R6(2024)4月 障害者差別解消法改正	

滋賀県教育委員会事務局人権教育課 作成

人権教育関係法令等について

次の関係法令等は、県教育委員会人権教育課のホームページより閲覧できます。

◆宣言・条約等◆

- ・世界人権宣言
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

◆法令・条例等◆

- ・日本国憲法
- ・同和对策審議会答申
- ・滋賀県人権尊重の社会づくり条例
- ・滋賀県男女共同参画推進条例
- ・部落差別解消の推進に関する法律
- ・同和对策事業特別措置法
- ・地域改善対策特別措置法
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ・人権擁護施策推進法
- ・男女共同参画社会基本法
- ・児童虐待の防止等に関する法律
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- ・こども基本法
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律改正

◆計画・指針等◆

- ・滋賀県同和教育基本方針
- ・今後の同和行政に関する基本方針
- ・在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針
- ・滋賀県人権施策基本方針
- ・人権意識の高揚のための教育・啓発基本計画
- ・外国人児童生徒に関する指導指針
- ・滋賀県子ども条例
- ・滋賀県子ども育成大綱
- ・滋賀県人権施策推進計画
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]

「部落差別の解消の推進に関する法律」が 平成28年12月16日から施行されました

同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの経緯と課題

・同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

・しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生しています。

・また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額の書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。



法務省の人権擁護機関の取組

・従来から、同和問題（部落差別）の解消を重要な人権課題と捉え、啓発・広報活動等に積極的に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。特に、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています。

・また、全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央省庁連絡協議会」を設置し、地方においても全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為排除のための取組を行っています。

◎同和問題（部落差別）を始めとする人権問題やえせ同和行為でお困りの方は御相談ください。

・みんなの人権110番 0570-003-110

・インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

◎同和問題（部落差別）に関する参考資料

・「えせ同和行為対応の手引」 <http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>

・「人権ライブラリー」 <http://www.jinken-library.jp>

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

100年前の人々が願ったこと

「全国水平社宣言に込められた思い」

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 皆さんはこの言葉を聞いたことがありますか？中学校の教科書にも載っているこの言葉は、今から約100年前の大正11年（1922年）に発表された「全国水平社宣言（水平社宣言）」の最後の一節です。この言葉に込められた当時の人々の思いや願いから、今を生きる私たちは何を知り、何を学ぶことができるのでしょうか。

水平社宣言って？

大正11年3月3日、被差別部落の人々の解放を目指して設立された「全国水平社」の創立大会で読み上げられた宣言文が「水平社宣言」です。

宣言の原文は被差別部落出身

水平社宣言（一部要約）

「全国に散在する部落の人々よ、団結せよ。ここにわれわれが人間を尊敬することによって、自らを解放しようとする運動を起こしたのは当然である。われわれは、心から人生の熱と光を求めるものである。水平社はこうして生まれた。人の世に熱あれ、人間に光あれ。」

部落差別（同和問題）とは？

部落差別（同和問題）とは、被差別部落・同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上で様々な差別を受けるという日本固有の人権問題です。



の一人の若者が考えたもので、長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いが綴られているだけでなく、すべての人があらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしていける社会の実現を願う気持ちが込められています。

部落差別の現状

被差別部落に対する差別意識は、基本的な人権の尊重を掲げたに本国憲法の施行後も解消されず、劣悪な生活環境も継続してしまっています。

その後、行政による取り組みの結果住宅や道路などの物的な生活環境は大きく改善されましたが、

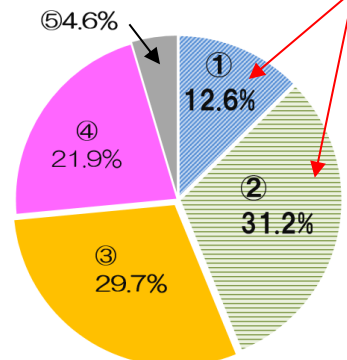


住宅を選ぶ際の意識

あなたは、家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に価格や理知条件などが希望にあっても、近隣に同和地区がある場合、避けると思いますか？

- ①避けると思う
- ②どちらかといえば避けると思う
- ③どちらかといえば避けないと思う
- ④避けないと思う
- ⑤無回答

避けると思う+どちらかといえば避けると思う=43.8%



令和3年度人権に関する県民意識調査

差別意識は未だに解消されていません。

こうした実態は、令和3年の『人権に関する県民意識調査』（右図参照）の結果にも表れています。

また、誰で見自由に情報を発信できるインターネット上では、今もなお様々な形で部落差別の書き込みなどが行われており、それが平成28年の「部落差別解消推進法」制定のきっかけともなっています。

今、必要なこと

水平社宣言から約100年後の今は、宣言が目指したあらゆる差別を許さず、誰もが一人の人間として尊重される社会になっているでしょうか？

以前は見過ごされていた、様々なハラスメントが人権問題として認識されるようになったことを考えると、社会のあらゆる場面で人権尊重の意識が高まっていることは確かです。

その一方、インターネットやSNS上での誹謗中傷、ヘイトスピーチ、性のあり方についての差別や偏見、新型コロナウイルスに関する人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。こうした状況を考えると、部落差別に限らず、ある日突然、差別的被害者となる可能性は、誰にとってもあるといえます。

どんなときでも、
お互いを尊重する
気持ちを忘れない
でほしいのだー！



今は、100年前とは違い、多くの人が自由に意見を交わせる時代です。こうした時代だからこそ、水平社宣言に込められた当時の人々の願いに思いをさせ、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をつくっていくことが必要なのではないでしょうか。

水平社宣言の
全文はこちら



滋賀の水平社運動 差別をなくすために立ち上がった場所「^{ごんじょうじ}嚴浄寺」

全国水平社創立大会から2年後の大正13年（1924年）4月18日、今の甲賀市甲南町にある「嚴浄寺」で滋賀県水平社の創立大会が開催されました。その大会の様子は新聞で大きく報じられました。

県内外から約380名が集まり、嚴浄寺において「滋賀県水平社」が誕生しました。この日の演説会で、大人にまじって少年少女が力と熱を込めて発表しました。15歳の少年の「この世の中に差別があるのは天人の許さぬ不合理である…人間は生まれながらにして一切平等であらねばならぬ。人間よ自然の平等に帰れ」との心の叫びに、嚴浄寺は部落解放の熱気に包まれました。



出典：「ここから～滋賀の人権ゆかりの地をたずねて～」
平成20年（2008年）滋賀県人権施策推進課

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

平成13年3月28日

滋賀県条例 第27号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとり、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切に
する滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町村との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する事。

- (3) 相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(人権施策基本方針との整合)

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県人権施策推進審議会の設置)

- 第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。
 - 3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

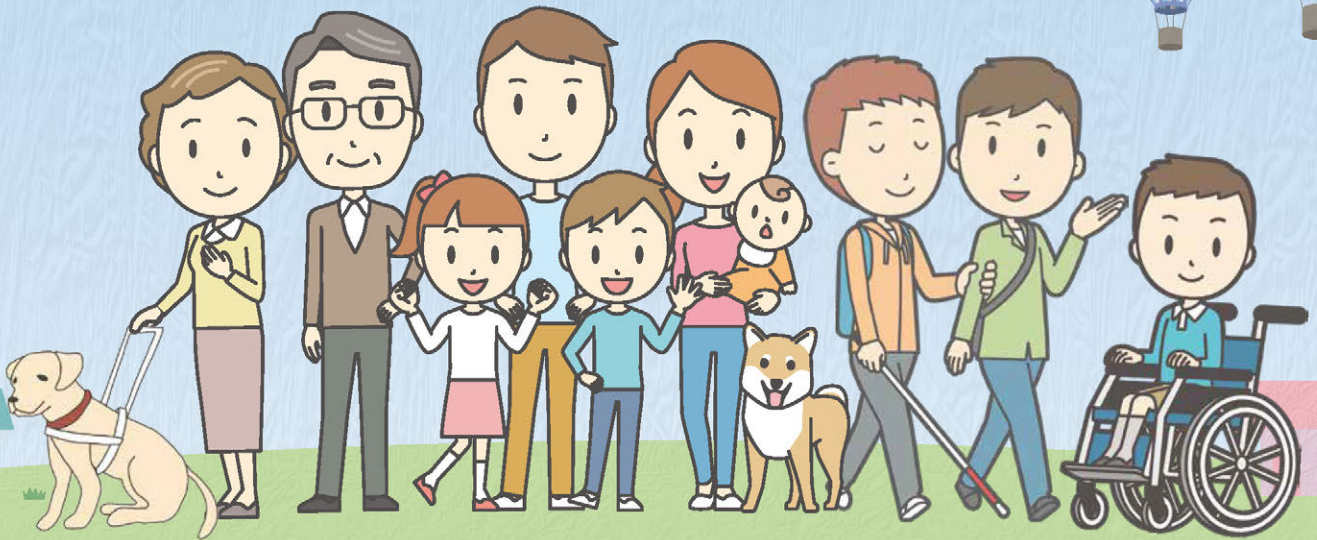
(審議会の組織等)

- 第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることを妨げない。
 - 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。
第1条中第19号の10を第19号の11とし、第19号の9を第19号の10とし、第19号の8を第19号の9とし、第19号の7の次に次の1号を加える。
(19)の8滋賀県人権施策推進審議会の委員

しがけんしょうがいしゃさべつ
滋賀県障害者差別のない
きょうせいしゃかい じょうれい
共生社会づくり条例



ねん がつ にちぜんめん し こう
2019年10月1日全面施行

この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に
生きる社会（共生社会）の実現を目指して制定されました。

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を築いていきましょう。



しがけん
滋賀県

1 条例の目的



この条例は、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

2 対象となる「障害者」とは？

この条例に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。



身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって、継続的または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。



この条例における「障害者」の定義は、「障害の社会モデル」の考え方に基づいています。

3 「障害の社会モデル」とは？

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるものであるという考え方です。



例えば、「障害の社会モデル」の考え方に立つと、左の図のように、車いすを使用している人が段差を上げられないのは、身体に障害があるからではなく、段差があるという建物の状況（社会の中にあるバリア）に原因があると考えます。



この場合、スロープやエレベーターを設置することで段差を上げられないという「障害」はなくなります。こうした社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

4 シャカいてきしょうへき 社会的障壁とは？



しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく
 障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえでバリア
 (社会的障壁) となるようなものをいい、例えば次のようなものが
 あります。

ぶつりてき 物理的なバリア

こうきょうこうつうきかん どうろ たてもの
 公共交通機関、道路、建物などにおいて、
 利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア
 のことを言います。

せいどてき 制度的なバリア

しゃかい せいど しょうがい ひと
 社会のルール、制度によって、障害のある人が
 能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア
 のことを言います。

ぶんか じょうほうめん 文化・情報面でのバリア

じょうほう つた かな じゅうぶぶん ひつよう
 情報の伝え方が不十分であるために必要な
 情報が平等に得られないバリアのことを言
 います。

いしきじょう 意識上のバリア

しゅうい こころな ことば さべつ わかんしん しょうがい
 周囲から心無い言葉、差別、無関心など、障害の
 ある人を受け入れられないバリアのことを言いま
 す。障害に対する誤った認識から生まれます。

5 しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別を解消するために

じょうらい しょうがい りゆう さべつ かいしょう けんみん
 条例では、障害を理由とする差別を解消するため、すべての県民、
 じぎょうしゃ しょうがい ひと たい さべつ きんし ごうりてきはいりよ
 事業者にも、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮
 ていきょう もと
 の提供を求めています。



	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止	ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせいきかん 行政機関	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)
じぎょうしゃ 事業者	してはいけません (ほうりつじょう ぎむ) (法律上の義務)	してはいけません (じょうらいじょう ぎむ) (条例上の義務)
こじん 個人	してはいけません (じょうらいじょう ぎむ) (条例上の義務)	してはいけません (じょうらいじょう ぎむ) (条例上の義務)

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別とは？

せいとう りゆう しょうがい りゆう ていぎょう きよひ
正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、
せいげん じょうけん つ
制限したり、条件を付けたりすることです。

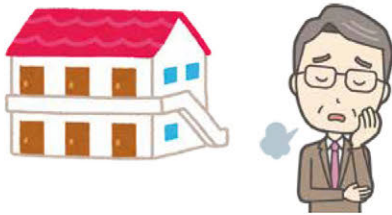


じょうれい しょうがい ひと せいかつ かか ぶんや ぐたいてき
条例では、障害のある人の生活に関わる11の分野について具体的に
さべつ ないよう しめ ぶんやいがい こうい た ぼうかつてき きんし
差別の内容を示すとともに、11の分野以外の行為についても「その他」として包括的に禁止し
ています。

- ① 教育分野 ② 労働・雇用分野 ③ 商品の販売またはサービスの提供分野 ④ 福祉分野
⑤ 障害福祉分野 ⑥ 医療分野 ⑦ 建物・公共交通分野 ⑧ 不動産取引分野
⑨ 地域活動分野 ⑩ 情報の提供分野 ⑪ 意思表示の受領分野

く たい れい 具体例

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害のある人は保護者や介助者が一緒にでないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。重い負担がないのに「合理的配慮をしないこと」は差別に当たります。「お互いの事情」を分かり合い、共に「何ができるか」アイデアを出し、建設的な対話によって、その時々でできる配慮を導き出すのが合理的配慮です。できないと判断する前に、どうすれば対応できるのかを考えることが重要です。

具体例

窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。



申出に応じて、資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。



駅で視覚障害のある人からの申出に応じて、券売機の操作を手伝った。



「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申出に応じて、別のスペースを確保した。



6 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

条例では、障害のある人の自立および社会参加に向けた取組に関する施策の基本となる事項を定めています。

- 普及啓発等・・・障害や障害の社会モデル等に対する理解促進
- 学校教育における理解の促進等
- 就業の機会の確保等
- 住環境の整備
- 文化芸術活動等の推進
- 災害時における支援
- 選挙等における配慮
- 意思疎通等の手段の利用促進等・・・障害のある人の意思疎通および情報の取得などの機会の確保



7 障害者差別解消相談員の設置

条例では、差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性を持って中立の立場で相談に応じる「障害者差別解消相談員」を設置しています。

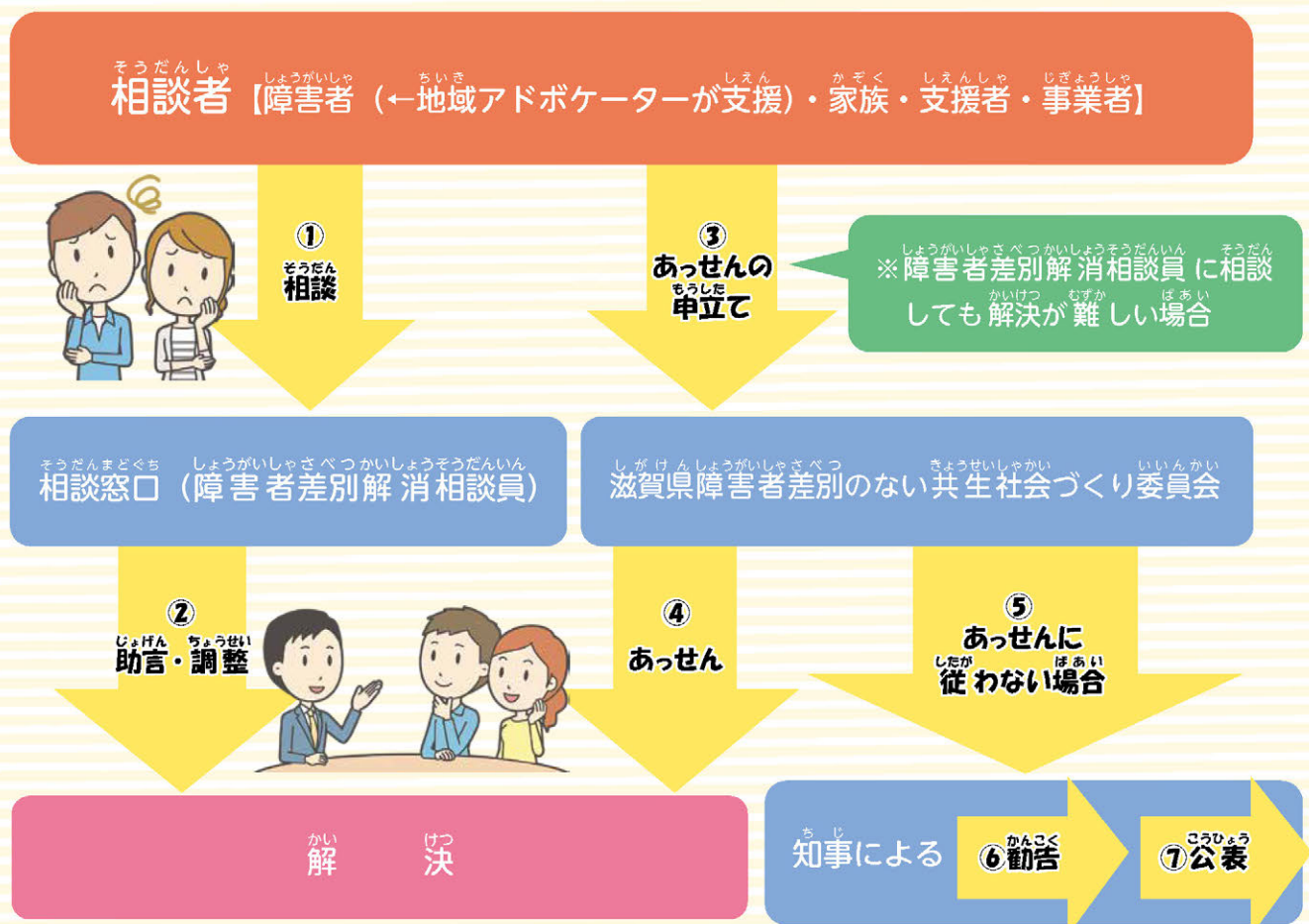


8 地域アドボケーターの設置

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケーター」を設置しています。



9 相談と解決の流れ



10 障害を理由とする差別や合理的配慮などについての相談窓口

障害を理由に差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったときは、こちらの窓口にご相談してください。また、会社やお店など事業者や県民の方から、合理的な配慮の提供に関する相談なども受け付けています。

【障害者差別解消相談員】

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課内
滋賀県障害者権利擁護センター



時間 / 月～金曜日（土・日・祝日・年末年始除く） 9時～17時
電話 077-521-1175 FAX 077-528-4853
メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

【地域アドボケーター】

滋賀県ホームページをご覧ください。

滋賀県 アドボケーター 一覧 検索



<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai Fukushi/303112.html>

【条例についてのお問い合わせ】

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-3541 FAX 077-528-4853

メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

【その他の相談窓口】

お住まいの市町の障害福祉担当部署などにも相談窓口が設置されています。

条例に関するQ & A

Q1：障害のない人にも関係がありますか？

A1：障害に対する理解不足などから、障害のある人に対して無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースは少なくありません。障害のある人にとって何がバリア（社会的障壁）になっているのかを周囲の人が理解し、配慮することで「障害」はなくすることができます。県民の皆さん一人ひとりがこの「障害の社会モデル」の考え方を理解し、「社会」のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえることが重要だと考えます。

平成30年度 障害者週間のポスター さいゆうしゅうしょう さいゆうしょう さいゆうしょう
障害者週間のポスター 最優秀賞 (内閣総理大臣賞)



Q2：差別を受けたとされる障害者しか相談できないのですか？

A2：障害者差別に関してあらゆる相談に応じることであります。例えば「合理的配慮を求められたがどう対応したらよいかわからない…」など、事業者がお悩みの場合にも相談に応じます。

Q3：罰則や罰金はあるのですか？

A3：ありません。県では、お互いの建設的な話し合いを通じて、円満に解決を図ってもらえるよう相談によるサポートを行います。

しがけんりつくさつようごがっこう ちゆぐくぶ ねん
滋賀県立草津養護学校 中学部 3年

ふとう さき さくひん
布藤咲喜さんの作品

わたし
「私のきもち」

パンフレットの「音声版」、「点字版」も作成しています。ご希望の方は、相談窓口までご連絡ください。

どくしよ さわる 読書 きく 読書 よむ 読書

みんな^{ひろ}で^{どくしよ}広げる読書バリアフリー



し が けん ~滋賀県は、だれもが自分^{じぶん}にあった読書^{どくしよ}に出会えるよう応援^{おうえん}します~

かつじ ほん 活字の本がよみづらいなど 読書^{どくしよ}をあきらめていませんか？

どくしよ 読書にはいろいろなかたちがあります。

ほん せかい 本の世界をもっと楽しめるように、

じぶん 自分^{じぶん}にあった読書^{どくしよ}のかたち^{さが}を探してみましよう。

し が けん ぎょう いく いん かい
滋賀県教育委員会

問合わせ先

しがけんぎょういくいんかいじむきょくしょうがいがくしゅうか 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課 〒520-8577 おおつしきょうまちよんちようめ ばん ごう 大津市京町四丁目1番1号
TEL : 077-528-4652 FAX : 077-528-4962 MAIL : ma06@pref.shiga.lg.jp



こちらの二次元コードを読み込むと、^{けん}県のホームページ内にある
「^{どくしよ}読書バリアフリー」のページが表示されます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/>

しがけんどくしょ けいかく とうじしゃ かんけいしゃ がくしきけいけんしゃ
滋賀県読書バリアフリー計画は、当事者や関係者、学識経験者から
 いけん いっしょ
ご意見をいただきながら、一緒につくりあげました。

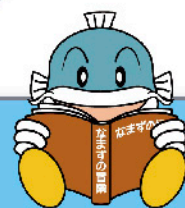
としょかん がっこう
図書館や学校
 としょかん しょうがい
図書館で、障害の
 とくせい りかい たいおう
特性を理解した対応
 をしてもらえると
 いいな。

とうじしゃ してん
当事者の視点で、
 とうじしゃ ぶく
当事者も含めてつな
がりあえるようになる
 といいな。

しょうがい かつ
障害のある方が、
 とうじしゃ としょかん みちか
もっと読書や図書館を身近
に感じられるように関係者で
 いけんこうかん ば
意見交換できる場があった
 らいいね。

どくしょ
「読書バリア
フリー」をもっと
 ひろく し
広く知ってもらい
 たい。

しがけんどくしょ けいかく
滋賀県読書バリアフリー計画



めざ すがた
目指す姿

しょうがい うむ とうじしゃ つう ゆた じんせい おく しが
障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀

きほんほうしん
基本方針

どくしょ つう
 ～読書を通じたネットワークでつながりあう～

- I そろえる 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
- II とどける どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
- III ささえる 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します



こちらの二次元コードを読み込むと、県のホームページ内にある
 「滋賀県読書バリアフリー計画」のページが表示されます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/dokuba/321017.html>

どくしょ かん くに とりくみ
読書バリアフリーに関する国の取組

しかくしょうがいしゃとう とうじしゃかんきょう せいび とうじしゃ
視覚障害者等の読書環境の整備（読書バリアフリー）について



もんぶ かがくしょう
文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm



こうせいろうどうしょう
厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sanka/bunka_00003.html



こちらの二次元コードを読み込むと、文部科学省・厚生労働省の
 「読書バリアフリー」のページが表示されます。

さまざまな書籍
(アクセシブルな書籍等)



さわる読書



きく読書

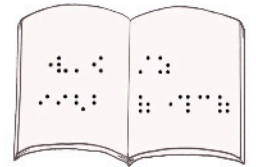


よむ読書

点字図書



活字を点字に、ほん訳（点訳）した本です。点を使って図や絵を表した点図と点字をはりつけた「点字絵本」もあります。



さわる絵本・布絵本



布・革・毛糸などを使って作られた絵本です。さわって絵の形が分かるようになっています。



LLブック



ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って、わかりやすいことばで書かれた本です。「LL」とはスウェーデン語の「Lattlast（わかりやすく読みやすい）」の略です。



読書をサポートする道具やサービス

拡大読書器



文字を拡大したり、白黒反転させたりして、モニターに写すことができます。

リーディングトラッカー



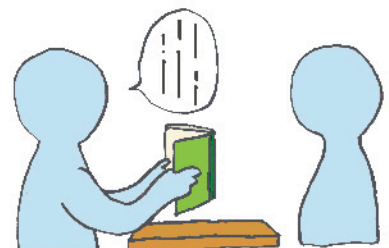
読みたい行のまわりをかくすことで、読んでいる行に集中して読み進めることができます。

対面朗読・対面音訳



図書館の本や利用者が希望する印刷物などを、朗読者・音訳者が直接読み上げます。

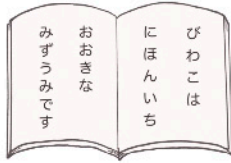
※拡大読書器の利用・対面朗読・郵送貸出ができる市町の図書館もあります。お住まいの市町の図書館にご確認ください。



かくだい としよ 拡大図書



だいかつじ ほん め み
大活字本など、目の見えにく
いと よ
い人にも読みやすいように、
おお もじ か
大きな文字で書
かれたほん
本です。



オーディオブック



ほん ろうどく ひつよう おう こう か おん
本を朗読し、必要に応じて効果音などをつ
けることで、聴くことにより読書ができる
でんし おんせい
電子音声コンテンツです。朗
読CDやダウンロードファイ
ルなどの形があります。

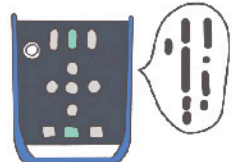


デイジー としよ 図書

※デイジー (DAISY) は「Digital Accessible Information SYstem」の略です。



ろくおん としよ こくさいひょうじゆんきかく でんし としよ おんせい きろく
デジタル録音図書の国際標準規格にしたがった電子図書です。音声で記録
した「音声デイジー」や、文字や画像を音声と一緒に読める「マルチメディア
デイジー」があります。目次から、読みたいページに移動することができます。



せんよう さいせいき き さいせいよう
専用の再生機器か、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマー
トフォンやタブレットの再生用アプリで使えます。



インターネットによるサービス

サピエ としよかん 図書館



てんじ おんせい ていきよう じょう
点字データや音声データなどを提供するインターネット上の
電子図書館です。

データをダウンロードして、パソコンやスマートフォン、専
用機器などで使えます。点字図書やデイジー図書の貸出を依
頼することも出来ます。



サピエ図書館

<https://www.sapie.or.jp/>

※正式名称は「視覚障害者
情報総合ネットワーク」です。

こくりつこっかいとしよかん 国立国会図書館



こくりつこっかいとしよかん ぜんこく としよかん せいさく としよ てん
国立国会図書館や全国の図書館が製作したデイジー図書や点
字データなどを、インターネットを通じて利用できます。



国立国会図書館
視覚障害者等用
データ送信サービス

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/send.html>

に じげん
二次元コードを読み込むと、それぞれの
施設などのホームページが表示されます。

しがけんりつしかくしょうがいしゃ
滋賀県立視覚障害者センター

けんない しかくとう しょうがい かた てんじ としよ ろくおんとしよ かしだし
県内の視覚等に障害がある方に、点字図書や録音図書の貸出し
ていませう。また、かていしゃかいせいかつ やくだ てんじ ほこうくんれん
家庭社会生活に役立つように、点字・歩行訓練、
しょうがいきょうしつ きき りようしえん おこな
生涯教室、パソコンなどのIT機器の利用支援などを行っています。

- 点字・音声情報の提供
- IT利用の支援
- 点字図書、デージー図書等の貸出・閲覧・製作

じゅうしょ ひこねしまつばらいちちようめ
住所：〒522-0002 彦根市松原一丁目12-17
でんわ
電話：0749-22-7901



滋賀県立視覚
障害者センター
<https://shigashisho.com/>

しがけんりつとしよかん
滋賀県立図書館

かつじ よ こんなん かた どくしょ しえん
活字を読むことに困難がある方の読書を支援するため、さまざま
な書籍や、読書をサポートする機器を揃えています。

- 大活字本、朗読CD、デージー図書、LSブックなどの貸出
- 拡大読書器などの整備
- 対面朗読
- 郵送貸出

じゅうしょ おおつし せ たみなみおおがやちよう
住所：〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1
でんわ
電話：077-548-9691

けんりつとしよかん ほん しちよう としよかん つう か す しちよう
県立図書館の本は市町の図書館を通じて借りられます。お住まいの市町
の図書館にご相談ください。

けんないしちよう としよかん けんりつとしよかん
※県内市町の図書館は県立図書館のホームページから
かくにん
確認いただけます。こちらから↓
<https://www.shiga-pref-library.jp/public-lib/list/>



滋賀県立図書館
図書館の利用に障害の
ある方へ
<https://www.shiga-pref-library.jp/handicap/>

しがけんふくしやうぐ ふくしやうぐ そうだん
滋賀県福祉用具センター（福祉用具相談プラザ）

ふくしやうぐ しょうがい かた こうれい かた ふくしやうぐ
福祉用具センターでは、障害がある方や高齢の方が、福祉用具
かいごよう ほこうしえんやうぐとう つか く
(介護用ベッドや歩行支援用具等) を使って暮らしやすくなるよ
うに福祉用具の展示や相談等を行っています。障害者手帳や介護
ふくしやうぐ てんじ そうだんとう おこな しょうがいしやてちようかいご
認定の有無は関係なく、誰でも利用できます。

まずは電話などでお問い合わせください。

じゅうしょ くさつしかさやまなちようめ しがけんりつちやうじゅうしゃかいふくし ない でんわ
住所：〒525-0072 草津市笠山七丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話：077-567-3907



滋賀県福祉用具センター
<https://www.shigashakyo.jp/yogu/>

にちじようせいかつやうぐきゆうふとうじぎやう
日常生活用具給付等事業について

しょうがい かた なんびやうとう かた にちじようせいかつ おく にちじようせいかつやうぐ きゆうふとう
障害のある方や難病等の方が日常生活を送りやすくなるように、日常生活用具の給付等
おこな しちよう じぎやう たいしやう しちよう き くわ
を行う市町の事業です。対象などは市町がそれぞれ決めていますので、詳しいことは、お
す しちよう ふくしたんとうか かくにん
住まいの市町の福祉担当課に確認してください。



DVD ビデオ 教材

貸出無料

を貸出しています

教材を選ぶ・貸出予約する手順

教材を選ぶ

インターネットで検索して選ぶ

ホームページ「におねっと」上で、教材の検索・貸出予約ができます。

手順

- 1 「におねっと」トップページの、【視聴覚教材を探す】をクリックします。(右図①)
- 2 「検索」ページで、【■分類による検索、■キーワードによる検索】の結果から、教材を選んでください。
- 3 予約期間を指定し、必要事項を記入して予約を完了してください。

窓口で教材を直接見る・視聴・相談して選ぶ

滋賀県生涯学習課までお越しください。

教材の受取・返却方法

受取・返却方法を選ぶ

配達で受取・返却する

着払(1,000円程度)で配達します。
宅急便等で返却してください。

窓口で受取・返却する

滋賀県生涯学習課までお越しください。

滋賀県学習情報提供システム

におねっと

<https://www.nionet.jp/>



教材貸出条件

貸出無料

- 教材の種類：DVD、ビデオなど
- 貸出本数：3本以内
- 貸出期間：14日以内(郵送期間を含む)
- 貸出対象：県内に在住、在勤、又は在学の方

機材の貸出

貸出無料

- 貸出機材：プロジェクター、スクリーンなどの機材
- 貸出方法：事前に電話予約をして、滋賀県生涯学習課まで受取に来てください。

貸出窓口・問合せ

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
(滋賀県庁新館6階)

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

電話 077-528-4652 FAX 077-528-4962

メール info@nionet.jp

受付時間

月曜～金曜日 9時～17時
(祝日、夏季集中休暇、年末年始除く)

アクセス

- ・JR大津駅から東へ400m
- ・京阪電車 島ノ関駅から南南西へ400m

令和5年度購入視聴覚教材のご案内 ※貸出無料

《 ※滋賀県学習情報提供システム「におねっと」でも学習教材の検索・予約ができます。 》



映画「破戒」

島崎藤村の長編小説「破戒」(1905年起稿)を映画化した作品です。本作品は、原作を尊重しつつ再構成されており、当時の厳しい差別の実態を正確に描写するため、あえて差別用語を使用されている場面があります。舞台は、明治37年(1904年)の信州飯山部。部落出身という出自を隠し小学校の教壇に立つ教師の苦悩と決断を通して、部落差別の不合理を感じ、より良い生き方を考え、話し合うきっかけとして役立つ作品です。

【DVD119分】

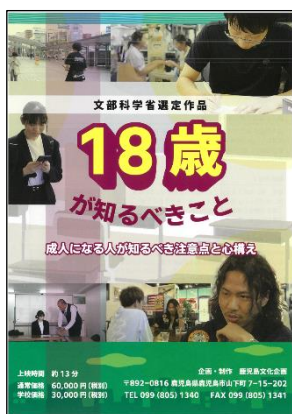


言葉があるから…

～無自覚の差別「マイクロアグレッション」～

建築会社で働く千花は、両親が経営する花屋での接客等を通して広がる出会いの中で、あからさまな差別表現ではないが、無自覚に相手の尊厳を傷つけしまう言動が、日常の中に多くあることに気づく。親しい関係性という思いから、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまう事例や、職場や家庭内で自覚なく加害者になる事例があること等に気づき、日頃の言動を振り返り、話し合うきっかけとして役立つ作品です。

【DVD31分】



18歳が知るべきこと

約140年ぶりに成人の定義が見直され、成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられたことで、何が変わったのかを端的に紹介しています。誰もが正しく理解しておきたい契約に関する社会的なルールや、消費者トラブルとなりやすい事例等を交え、法に基づく解説を通して学ぶことができます。様々な契約の場で、トラブルにならないための行動を考えるきっかけとして役立つ作品です。

【DVD13分】



はじめてのマインドフルネス

こころを健康に保つことにより、心身の健康を保つことを目指すトレーニングを紹介しています。集中力が高まる、ストレスが軽減される、脳疲労が解消されるなどの効果が期待され、初めての方でもすぐに始められる「マインドフルネストレーニング」が学べます。日常生活で、手軽に実行できるエクササイズが収録されているため、生活習慣改善事業、健康教室、介護予防事業等でも活用できる教材です。

【DVD72分】

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
1	人権教育	小・中・高校生・一般	映画「破戒」	DVD	119	島崎藤村の長編小説「破戒」(1905年起稿)を映画化した作品です。本作品は、原作を尊重しつつ再構成されており、当時の厳しい差別の実態を正確に描写するため、あえて差別用語を使用されている場面があります。舞台は、明治37年(1904年)の信州飯山郡。部落出身という出自を隠し小学校の教壇に立つ教師の苦悩と決断を通して、部落差別の不合理を感じ、より良い生き方を考え、話し合うきっかけとして役立つ作品です。
2	人権教育	小・中・高校生・一般	言葉があるから… ～無自覚の差別「マイクロアグレッション」～	DVD	31	建築会社で働く千花は、両親が経営する花屋での接客等を通して広がる出会いの中で、あからさまな差別表現ではないが、無自覚に相手の尊厳を傷つけしまう言動が、日常の中に多くあることに気づきます。親しい関係性という思いから、相手を一人の人間として尊重する意識がおろそかになってしまう事例や、職場や家庭内で自覚なく加害者になる事例があること等に気づき、日頃の言動を振り返り、話し合うきっかけとして役立つ作品です。
3	人権教育	小・中・高校生・一般	夕焼け	DVD	35	令和3年度の国の調査によると中学2年の5.7%が、高校2年生の4.1%がヤングケアラーに該当するという結果でした。この物語の主人公は「家族のことは家族ですのが当たり前」という思い込みから、気持ちを押し殺して生活しているヤングケアラーです。身近な大人と関わりの中で、お互いを気にかけて、人と人がつながっていくことが、ケアラーとその家族が抱える問題解決の糸口になる様子を描いています。
4	人権教育	小・中・高校生・一般	サラーマット ～あなたの言葉で～	DVD	36	主人公の珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミランダとの日常を通して、自分とは異なる文化や考え方に触れます。様々な対立や交流を重ね、珠美は新たな視点に気づかされ、「違い」は様々な問題解決の糸口になることも学んでいきます。外国人は「受け入れてあげる存在」ではなく、「違い」への気づきが自分自身を成長させていく地域を豊かにするそんな多文化共生社会に向かって、人の心と心がつながっていく様子を描いている作品です。
5	人権教育	小・中・高校生・一般	スマホは情報モラルが大切 1巻 ～ネットいじめをしない！SNSでの出会いに気をつけよう！～	DVD	25	SNSはコミュニケーションツールとして大変便利で、上手に使用すれば人生を豊かにし、社会を良い方向に変える力を持たせてくれます。しかし、正しく利用しないと相手を傷つけてしまうことや、自分の身に危害が及ぶことになってしまうことが心配されます。本作品では、「ネットいじめ」「SNSでの出会い」をテーマに、それぞれドラマ編と解説編で構成されており、ドラマの中の出来事を自分事として考えることで、情報モラルが身につく作品です。
6	人権教育	小・中・高校生・一般	スマホは情報モラルが大切 2巻 ～もう一度よく考えよう！写真や動画の投稿～	DVD	18	SNSはコミュニケーションツールとして大変便利で、上手に使用すれば人生を豊かにし、社会を良い方向に変える力を持たせてくれます。しかし、正しく利用しないと相手を傷つけてしまうことや、自分の身に危害が及ぶことになってしまうことが心配されます。本作品では、「個人情報流出」「炎上」をテーマに、それぞれドラマ編と解説編で構成されており、ドラマの中の出来事を自分事として考えることで、情報モラルが身につく作品です。
7	人権教育	一般	お互いを活かし合うための人権シリーズ② ハラスメント・しない、させないための双方向コミュニケーション	DVD	26	いま、企業にとってハラスメントを防止することは、とても大きな課題になっています。人は、一人一人感じ方や考え方が違います。ハラスメントを防止するためには、双方向のコミュニケーションが大切です。ハラスメントをしないためには、相手の立場を尊重した上で自分の意思をきちんと伝えることが大切ですが、ハラスメントをさせないコミュニケーションの可能性もこの作品では描いています。
8	人権教育	一般	LGBTシリーズ トランスジェンダー ～未悠・彩・歩夢～	DVD	32	ここ10年で急速に可視化したLGBT。しかし、知識だけでは本当の理解に届きません。当事者と出会い、向き合うことが求められています。未悠(アパレル会社)・彩(大学教員)・歩夢(運送会社)3人三様の本音トークとドキュメントで構成した本作品は、我々の隣で普通に暮らすトランスジェンダーたちの真の姿と共に、それぞれの家族や友人たちの思いも描いています。
9	人権教育	一般	気づいて一歩ふみだすための人権シリーズ⑤ お互いの本音が伝わる時-障害者-	DVD	24	「障害のある人をどう手助けすればいいかわからない」という声をよく耳にします。今作「お互いの本音が伝わる時」では、障害のある人が、どんな場面で困っているのか、どんな「バリア」があるのかなどの具体例を挙げ、それをどう取り除いていけばいいのか、また障害のある人から発信することの重要性も示しています。「障害のあるなしに関わらず皆で共生していくためにはどうすればいいか」を考えることができる作品です。

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
10	同和問題	一般	そんなの気にしない - 同和問題 -	DVD	17	この作品は、二人の友だち同士が主人公です。タイトルの「そんなの気にしない」は、親友に自分が同和地区出身だということを告白したときに返ってきた言葉です。告白したほうは、相手にもっと知って欲しかった。告白されたほうは相手が、そのままの相手でも変わらないことを伝えなかった。しかし、その一言がきっかけで二人はすれ違っていきます。プラスのイメージを持っていることに、人は「気にしない」とは言いません。「気にしない」という言葉の底には、そのことをマイナスに見る意識があるのかもしれない。私たちが普段なにげなく使う言葉や態度のなかには、相手を傷つけるものがあるかもしれない。そして、壁を乗り越えるのもまた、相手を信じる力だということ伝えることができる作品です。
11	アニメーション	小学生(高学年向け)	毎日がつらい気持ちわかりますか ゆるせない！ネットいじめ	DVD	18	いじめを苦にした子供の自殺が、後を絶ちません。なかでも最近、インターネットや携帯電話を使った「ネットいじめ」が問題になっています。学校裏サイトで悪口を書かれたり、携帯電話で中傷メールや脅迫メールを送られたりして、傷ついている子供が沢山います。インターネットにあふれる暴力的な言葉。それは相手の顔が見えない、相手の気持ちや感情をくみ取ることができない、一方的なコミュニケーションなのです。そこで、本作品は、子供たちにもわかりやすいアニメーションで「ネットいじめは、絶対してはいけない」ということを描き、様々ないじめ対策、そして「心が通じるコミュニケーション」とは、どうすれば身につくのかを考えさせる内容になっています。
12	人権教育	一般	多様性入門	DVD	27	企業では、いま、多様性を尊重することへの重要性がますます高まっています。企業内には以前と比べて多様な価値観、多様な属性を持った働き手が増えており、また、均一な商品・サービスではフォローしきれない多様なニーズが社会に生まれています。多様性とは、外国人、障害者、高齢者などの多様な価値を私たちが受け入れることと認識されています。しかし、この教材は、その思い込みに対して一石を投じるものとなっています。この教材では、多様性とは、ある集団が、多様な人を受け入れるという認識ではなく、集団に属するすべての個人がそれぞれに個性を持ち、それぞれの違いをお互い認め、活かすことだということをテーマに据えています。このテーマについて、身近で誰もが経験しうる事例を丁寧に解説されています。
13	人権教育	小学生(中・高学年向け)	いじめ 心の声に気づく力	DVD	19	小学校中・高学年向けの、いじめ防止教材のドラマです。一見ふざけ合いや遊びに見える行為も、相手が苦痛を感じていれば、それはいじめです。本作品では、子供たちがドラマに登場するいじめの被害者・加害者。傍観者の立場に自分を置き換えて視聴することで、いじめ行為を受けたクラスメイトの本当の気持ちに気づく力を養い、いじめの傍観者にならず、解決のために何か行動しようとする意識を持つことをねらいとしています。小学校では平成30年度から「特別の教科道徳」が始まり、「考え、議論する道徳」の授業が求められています。いじめ防止のために、子供たちが考え、議論するための教材としても、活用できる作品です。
14	同和問題	一般	ともに生きる私たちの未来 「部落差別解消推進法」がめざすもの	DVD	38	2016年に部落差別解消推進法が施行されたが、いまだインターネット等において部落差別があります。そこで、部落差別撤廃に向け活動する若者たちの姿をとらえたこの作品は、これからの社会を担う子どもたちにとって、勇気づけられるものであると考えます。
15	人権教育	一般	君が、いるから	DVD	13	「子どもや若者の人権」について考えるだけでなく、児童虐待やいじめ等の発生予防となる、子育て支援への地域の関わりについても考えることができる作品です。母親からの心理的虐待に悩む主人公が、人との出会いを通して成長していく姿を描いています。
16	人権教育	一般	ハラスメントを生まないコミュニケーション ～グレーゾーン事例から考える～	DVD	25	一見、コミュニケーションが良好に見える職場にも、ハラスメントの落とし穴はひそんでいます。ハラスメントを生まないために、どのようなことを意識すれば良いのでしょうか。様々な事例をもとに、それぞれの立場の考え方や、気づきのポイントを示し、職場でのコミュニケーションのあり方を考えていきます。
17	同和問題	一般	部落の心を伝えたいシリーズ 第19巻「差別を許さない自分づくり」	DVD	26	”寝た子を起すな”の風潮が根強く残る新潟市で、30年にわたり解放運動をリードしてきた長谷川サナエさんの生き方から、「部落差別」を他人事ではなく、自分のこととして考えることのできる作品です。

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
18	人権教育	一般	わからないから、確かめ合う ーコミュニケーションー	DVD	29	昨今、長時間労働による過労死、セクハラやパワハラなどのハラスメント、不当な差別など、様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられています。本作品では、ハラスメントや差別的取扱いなど、直面する可能性が高いテーマを中心に取り上げ、それらに共通する解決策として、「コミュニケーション」を提示しています。誰もが暮らしやすい社会を目指して、一歩ふみだしましょう。
19	人権教育	一般	ウエルカム！ ー外国人の人権ー	DVD	16	日本で暮らし働く外国人が増えています。外国人と働くには、多様性を尊重し、その文化を受け入れると同時に、私たちに日本の文化や習慣も尊重してもらう必要があります。この作品は、企業の広報担当者を主人公に、異文化の壁をむしろ扉としてとらえ、開いていくことを描いた教材です。
20	人権教育	一般	いのちに寄り添う ～ターミナルケアと人権～	DVD	35	もしも、あなたの身近な人が、重い病になったとしたら。この作品では、2組の「いのちに寄り添う」人々に密着取材しています。2人に1人が、がんになる時代。現在に生きる全ての人が学ぶべき命の教材です。
21	アニメーション	幼児・小学生	やさしいオオカミ	DVD	15	悪の代表、暴力の代名詞にされているオオカミ。実は優しい心を持ち、本当の強さを持っていたのです。「いじめ」られ続けた弱気なオオカミが見せたやさしさ・・・本当の強さは・・・。
22	幼稚園・小学校教材	小学生（低学年向け）	おはよう！ ゴミありませんか？ こころを育てる映像教材集 第1巻	DVD	14	清花さんは、団地に住む小学2年生。ある朝、ゴミ出し途中で疲れて階段に座り込んだ、上の階に住む高齢の原田さんを見つけます。おうちの人の勧めもあって、原田さんに代わってゴミを出してあげることにした清花さん。でも、1ヶ月、2ヶ月と経ち、だんだん面倒くさくなってきて、原田さんの家に寄らなくなってしまおう姿をおうちのの人にみられてしまいます。「そっか、原田さん嬉しそうだったけど・・・。」というおうちの人の言葉を聞いて、清花さんは原田さんの家の呼び鈴を押します。すると・・・。
23	幼稚園・小学校教材	小学生（高学年向け）	明日への一歩 ～義足がくれたもの～ こころを育てる映像教材集 第3巻	DVD	15	義足装具士の臼井さんが作った、陸上クラブ「ヘルスエンジェルス」には、病気やけがで足を失った人たちが、今日も元気に集まります。足を失ったことで、一度は生きる自信を失った方々が、臼井さんの作った義足によって、再び「生きる喜び」を取り戻していった姿を通じて、視聴者によりよく生きようとする人間の強さや気高さを伝えるドキュメンタリー教材です。
24	人権教育	一般	認知症と向き合う	DVD	30	高齢化の進展に伴い、認知症の人が、今後さらに増加することが予測されています。本作品は、認知症に多くみられる症状、認知症の人の思いと家族の気持ちの変化、介護者の交流の大切さ等を描いたドラマ教材です。認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めることを目的に作成されています。認知症の人も、その周囲の人も、よりよく生きていけるように。
25	人権教育	一般	はやわかりハラスメント対策 ～セクハラ・マタハラ防止最新線～	DVD	27	ますます複雑化する職場の人間関係・・・。ハラスメントはどこでも起こりうる深刻な問題です。本作品では、セクシャルハラスメントやいわゆるマタニティハラスメントの事例をもとに、すぐ分かる、よく分かるハラスメント防止の新常識を提供しています。新入社員から管理職まで、幅広い層を対象とした研修教材としてご活用ください。
26	人権教育	小学生以上	桃色のクレヨン	DVD	28	美奈子は8年ぶりに外国から帰ってくるいとこの雪ちゃんをクラスメートに自慢します。でも「何か変や・・・。」父から、雪には知的障害があると知らされます。戸惑った美奈子はクラスみんなに嘘をついてしまいました。ピンクのクレヨンを探す雪。「ピンクと桃色は違う」といって受け取らない雪。それは美奈子が忘れてしまった幼い頃の雪との思い出に隠されていました。「かけがえのない命」の大切さを感じ、「思いやりの心」を大事にする、そんな大切なことに気づいていく美奈子。本作品は、あなたに大切なことをいっぱい気づかせてくれるはずです。
27	人権教育	中学生以上	見上げた青い空	DVD	34	本作品は、巧妙かつ残酷ないじめの現実、そして、いじめられる側もいじめめる側も苦しんでいる「いじめ」の本質を直視していただき、あらためて「いじめ」について考えていただくきっかけになることを企図して作成されています。ご覧になった方一人一人が、「いじめ」を人ごとではなく、自らの問題としてとらえ、新たな「気付き」があることを願っています。

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
28	人権教育	一般	風の匂い	DVD	34	スーパーマーケットで働く2人の青年が主人公の作品です。その1人には知的障害がありますが、子どもの頃は共に遊び、共に学ぶ「大切な友だち」でした。しかし、大人になった2人を隔てる健常者と障害者という壁。2人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある『合理的配慮』についても触れ、見る方々が自分自身の問題として考えるきっかけとなるドラマ教材です。
29	人権教育	一般	人権啓発は企業に どんな力をもたらすのか	DVD	25	いま、企業は利潤追求という価値観だけでなく、社会にとって責任ある存在であるという立場が求められています。そのために、企業内で人権啓発の必要性が高まっています。この作品では、企業に働く人が人権の視点を取り入れて仕事にかかわっていくことが企業にどんな力をもたらすかということを、ドラマ形式で事例をとりあげながら考えていきます。
30	人権教育	一般	誰もがその人らしく ーLGBTー	DVD	20	LGBT（性的少数者）の人たちに対する社会の偏見はまだ強く、存在していてもなかなか見えない、その存在を見出しにくいのが現状です。しかし、各種の統計からも明らかのように、LGBTの人たちは確かに存在し、偏見や差別に苦しんでいます。この作品では、主人公の周りにいたけれども見えなかったLGBTの人たちが見えてくるストーリーで、見る方々がLGBTについて考えるきっかけとなる教材です。
31	人権教育	一般	LGBTを知ろう 考えよう！ハラスメントvol.2	DVD	20	LGBTを含むセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人たちは、3%～10%存在するといわれています。LGBTをめぐる社会の動きは今、大きく変わりつつあります。まず私たちが多様な性のあり方を正しく理解し、認め合っていく社会にしていく大切さについて考えることができる教材です。
32	人権教育	一般	障害者は困っています！ ～合理的配慮へのポイント①～ （肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）	DVD	20	様々な障害別（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）に障害者の実態と日常での困り事を具体的に示しながら、主に自治体や企業、商店など、障害者と接する機会が多い人たちはどのように対応していけば良いか、合理的配慮の観点から描いています。「合理的配慮」が私たちの日常に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支えあう社会の実現を目指していくことを考えることができる教材です。
33	人権教育	一般	障害者は困っています！ ～合理的配慮へのポイント②～ （発達障害、知的障害、精神障害）	DVD	20	様々な障害別（発達障害、知的障害、精神障害）に障害者の実態と日常での困り事を具体的に示しながら、主に自治体や企業、商店など、障害者と接する機会が多い人たちはどのように対応していけば良いか、合理的配慮の観点から描いています。「合理的配慮」が私たちの日常に当たり前のこととして浸透し、自然にお互いを支えあう社会の実現を目指していくことを考えることができる教材です。
34	人権教育	小・中学生 以上	洪染一揆を闘いぬいた人々 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第5巻	DVD	18	江戸時代、今の岡山県で発生した「洪染一揆」について、地元の方々の協力を得て現地取材し、原典資料を詳細に分析し、一揆の経過を丁寧に追いかけた教材です。「小学生版」と「中学生以上版」の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
35	人権教育	小・中学生 以上	日本国憲法と部落差別 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第6巻	DVD	17	第2次世界大戦後、「大日本帝国憲法」が廃止され、新たな憲法が制定されました。どのような経過を経て「日本国憲法」が制定されたのかを検証している教材です。「小学生版」と「中学生以上版」の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
36	人権教育	幼児・ 小学生	むしむし村の仲間たち みんないいところあるんだよ	DVD	13	外見や能力が異なるむしむし村の昆虫たち。時には、それぞれの違いが原因で相手を傷つけたり、自分なんてダメなんだと悩んだりもします。でも、誰でも苦手なこともあれば得意なこともあります。大切なのはお互いの違いを認め、相手の気持ちを思いやること。そして仲間と助け合っていくこと。そんなことを、子どもたちが楽しく学んでいるアニメーション作品です。
37	人権教育	小学生以上	プレゼント	DVD	15	この作品は、子どもたちに、身近な問題であるいじめについて考えてもらうことにより、自分の人権の大切さに気づき、さらに自分と同様に他の人の人権も大切であることに気づいてもらうために作られました。お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識を養うことができるアニメーション教材です。
38	人権教育	小学生以上	新ちゃんがないた！	DVD	15	四肢性マヒという障害がありながらも、上級生・下級生からのさまざまないやがらせにもめげず、強く生きようとする新一と、そんな新一をかばう幼なじみのツヨシ。困難を克服して生きる新一の姿に人間の勇気、人と人との真のつながりとは何かを問うアニメーション教材です。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和5年度購入等）（5/9）

令和6年2月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
39	アニメーション	小学生以上	渋染一揆 (30分版 字幕版)	DVD	30	この作品は、江戸時代に今の岡山県で発生した「渋染一揆」をアニメーション化したものです。身分制度の中で、服装などまで加えられようとした差別政策に対して、人々が団結して立ち上がり、犠牲を払いながらも、人間としての誇りをかけて立ち上がった物語です。
40	アニメーション	幼児・小学生	みんな友だち	DVD	15	自分のことをペンギンと知らない主人公プウの心の成長を描いたアニメーション作品です。空を飛ばうと懸命に練習をし、悩み疲れたペンギンが気づいた自分の可能性……。イジメ、そして友情。ペンギン、カモメ、カラス、ウミガメ、そして神様が織りなす生きる力の物語です。
41	幼稚園・小学校教材	小学生(中学年向け)	同級生は外国人 こころを育てる映像教材集 第2巻	DVD	12	クラスに転校してきた外国人は、サッカーが上手ですぐに人気者に。しかし、クラスメイトとの関わりの中で徐々に溝ができてしまった。主人公とその外国人とがお互いの文化の違いを知り、誤解を解いていくことを通して、自分と異なる立場や考え方を大切にすることを学ぶことができる教材です。
42	人権教育	一般	出産・育児への理解がない ～職場のマタニティ・ハラスメントを防ぐ～	DVD	26	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇されたり、雇用を拒否されたり、妊娠・出産にあたって職場で受ける「マタニティ・ハラスメント(マタハラ)」のこの作品は、ドラマを通じて女性が、安心して妊娠、出産、子育てしながら働き続けられる社会とは何か、考える内容となっています。
43	人権教育	一般	わっかカフェへようこそ ～ココロまじわるヨリドコロ～	DVD	35	インターネットによる人権侵害、高齢者の人権、外国人の人権、について「わっかカフェ」に集う人々をめぐる3つのドラマから考えます。また、それぞれのドラマには専門家によるわかりやすい解説もあり、幅広い場面で活用していただけます。
44	人権教育	一般	自他尊重のコミュニケーションと 職場の人権	DVD	23	この教材では、職場で体験しがちな身近な4つのエピソードを切り取り、それぞれの異なる立場の登場人物にスポットをあて、お互いを尊重するコミュニケーションの大切さを考えていきます。
45	人権教育	一般	ここから歩き始める	DVD	34	この作品は、「認知症を共に生きる」をテーマに、高齢者問題を人の幸せと尊厳を守るという人権の視点から捉える。認知症の親を持つ主人公とその家族の中で繰り広げられる介護をめぐる葛藤とさまざまな紡ぎなおしを描くことで、高齢者が人間として誇りを持って生きていく上で大切なことについて、家族や地域の視点を通して考える。
46	人権教育	小・中学生以上	明治維新と賤民廃止令 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第4巻	DVD	18	このDVDでは最新の研究をもとに、明治政府が、差別をなくすためではなく、地租改正により税を取る目的で「賤民廃止令」を出したこと、また、壬申戸籍に差別的な記載をすることも政府自身が許可したことなどを、公文書をもとに明らかにし、近代社会においても「部落差別」が存続した構造を浮かび上がらせています。
47	人権教育	小・中学生以上	近代医学の基礎を築いた人々 シリーズ映像でみる 人権の歴史 第3巻	DVD	17	江戸時代、山脇東洋が日本初の医学解剖を実施し、そののち杉田玄白は「ターヘル・アナトミア」を手で解剖を行い「解体新書」を世に出しました。しかし、実際に臓器を解剖したのは差別を受けていた人々でした。その歴史的背景を紹介しています。
48	人権教育	小・中・高校生・一般	悩まずアタック！ 脱・いじめのスパイラル	DVD	33	この作品は、法務省が主催する全国中学生人権作文コンテストの中で、法務大臣政務官賞を受賞した「いじめのスパイラル」をドラマで映像化したものです。この作文は、実際にいじめにあつて悩み苦しんだ、ある女子中学生が、なんとか周囲の人々に悩みを告白するきっかけをつかみ、いじめ問題を解決していく、一つの手がかりを提示する内容です。
49	人権教育	中学生・高校生・一般	光射す空へ	DVD	46	同和問題、若年性認知症、LGBTをテーマに、「正しい知識と理解」、「多様性の受容と尊重」の大切さを描いたアニメーションです。登場人物の大学生たちの悩みと学びを通じて、誰もが人権を尊重され自分らしく生きていける社会について考える教材です。
50	人権教育	一般	ひとりぼっちはいやだよね ～みんなでなくそう いじめ～	DVD	20	いじめをなくすために、いじめを疑似体験する「ロールプレイ」や、子どもが仲裁役となって問題を解決をする「ピア・メディエーション」を道徳の授業で取り組んでいる様子を描いている
51	人権教育	一般	減らそう！セクシャル・ハラスメント ～職場の風土を変えよう～	DVD	26	ある男性社員が、自分がセクハラ加害者であると指摘されたことをきっかけに、徐々にセクハラについての認識を改めていくドラマです。ストーリーを通して、セクハラに対して、企業としてどのような意識を持ち、どう的確に処置していくべきか学べる内容となっています。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和5年度購入等）（6/9）

令和6年2月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
52	人権教育	一般	裁判から学ぶパワーハラスメント判例集 職場のパワハラをエスカレートさせないために	DVD	27	パワーハラスメントが社会問題として取り上げられるようになり、裁判にまで発展するケースが多くなっています。なぜ問題がこじれて、会社や上司を訴える事態にまで発展してしまうのか。これまでに起こされた象徴的なパワハラ裁判を検証して、争われたポイント、有罪となった根拠について解説します。
53	人権教育	一般	合理的配慮の実践法 ～障害のある者、ない者が共に学ぶ～	DVD	20	学校教育の中での「合理的配慮」について、教職員・保護者向けに、人権・差別の観点からわかりやすく解説した作品です。様々な特性・症状を持った障害児たちが生き生きと学校生活を送るために、どのような配慮をすれば良いか、具体例を挙げて紹介しています。
54	人権教育	一般	ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～ 家族で考えるハンセン病	DVD	56	本教材は、ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等の人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。また、広く一般市民を対象とした啓発現場においても使用できる有効なツールとなる映像も併せて制作し、次世代へ伝承しようとするものです。
55	人権教育	一般	ワークショップをやってみよう	DVD	18	平成26年度に作成された「ワークショップをはじめようー参加型の人権教室ー」に続き、今回新たにワークショップで活用できる参加者向けの視聴覚教材と、人権擁護委員等がワークショップを企画する際の参考となる実践例を充実させた、より実践的なガイドブックが作成されました。人権教室をはじめ、人権教育・啓発の場においてワークショップを導入する際にお役立ていただけます。
56	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい28」 夢のために ～闘い続ける家族・中山末男～	DVD	28	九州の久留米に生まれ育った中山末男さん。父は解放運動の先駆者として地元をはじめ全国を飛び回っており、母が38年間、廃品回収で家計を支えました。少年時の生々しい差別体験、結婚差別、そして、長男に降りかかった差別事件。そのような差別との闘いの日々を熱く語っています。
57	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい27」 出会いから学ぶ ～しなやかな新世代・高田美樹～	DVD	29	高田さんが経験した出会いや差別の実体験をとおり、同和教育・人権教育で大切にしてほしいことを伝えている教材です。暗く、重く、辛い話題になりがちなテーマについて、明るく、軽く、楽しく伝える話しぶりはこれまでになく、若者にも伝わりやすい内容になっています。
58	アニメーション	小・中学生以上	ハードル	DVD	84	小学生から中学生へと、成長する主人公にふりかかる「いじめ」。しかし彼は、傷つきながらも、自分の心の壁（ハードル）を乗り越え、また自分が生きていくために勇気を奮い起こし立ち上がっていきます。本作品は子どもたちに思いやりの心と勇気を与えるメッセージであるとともに、両親や教員など、子どもたちを見守る大人の方々にもご覧いただけます。
59	人権教育	一般	あなたに伝えたいこと	DVD	36	この作品のテーマは「インターネット時代における同和問題」です。インターネットには、その利便性ととともに、匿名性に関する誤った理解に基づく差別的な書き込みなど陰の部分があります。その危険性に私たちがどのように向き合っていけばよいかを問い直します。作品の中の主人公の女性の結婚話を中心に、同和問題やすべての差別をなくしていくために重要であることを、明るい希望とともに伝えています。
60	人権教育	一般	家庭の中の人権 カラフル	DVD	31	本作品は、子どもの就職や結婚といった家庭の中にある人権問題をはじめ、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）に対する思い込みの視点を取り上げ、多様性を認めるカラフルな社会になるよう、一人ひとりが「人権」に対する意識と知識を高められる作品です。家庭内で話し合うきっかけとしてお役立てください。
61	人権教育	中学生以上	imagination (イマジネーション) 想う つながる 一歩ふみだす	DVD	34	本作品は、「人権」を自分の問題として、また、日常の問題として考える機会となるように制作されたものです。子どもの人権～いじめ問題～、同和問題～結婚差別～、障害者の人権～発達障害～の3つのエピソードが収録されており、幅広い場面で活用していただけます。プリントアウトして活用できる紙資料用データも含まれています。
62	人権教育	一般	「部落の心を伝えたい25」 芸能と差別～ひとり芝居・中西和久～	DVD	23	2015年2月に行われた、第22回部落解放研究滋賀県集会における人権トークとシンポジウム「いま語る『しのだづま考』」の中で、演劇界を揺るがす差別発言事件について、その時のことを振り返りながら語ってくださった中西和久さん。ひとり芝居に込める思いが伝わってくる作品です。

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和5年度購入等）（7/9）

令和6年2月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間(分)	内容
63	人権教育	一般	無関心ではいけない！障害者の人権 障害者差別解消法を理解する	DVD	24	国連の「障害者権利条約」批准の要件であった「障害者差別解消法」への理解を深めてもらうための作品です。具体的に、視覚障害者、聴覚障害者、車いすの方の日常を通して、障害を理由にした直接差別、障害を理由にしない間接差別、合理的配慮を怠った場合の差別について考えます。
64	人権教育	一般	新・人権入門	DVD	25	企業の人権担当者から取材した、実際の出来事を16のショートドラマとして構成。視聴者が今見たドラマには一体どんな人権課題が含まれていたのか？もしくは含まれていないのか？自分がそのシーンに遭遇したらどうするのか？視聴者とドラマの出演者が一緒に学び、悩み、考えることのできる教材です。
65	人権教育	小・中学生以上	東山文化を支えた「差別された人々」シリーズ映像でみる人権の歴史 第1巻	DVD	16	差別を受けていた「河原者」。しかし、差別を受けながらも、世界遺産である銀閣寺や龍安寺の庭園などをつくった偉大な芸術家であったという事実を丁寧に描いています。小学生版と中学生以上版の2タイトルを収録するとともに、指導の手引や資料類も充実しています。
66	人権教育	小・中学生以上	江戸時代の身分制度と差別された人々シリーズ映像でみる人権の歴史 第2巻	DVD	15	中世に始まったすべての身分が、江戸時代に「制度化」されたことをわかりやすく解説し、かつての「土農工商えた非人」の図式に代え、新しい図式を提示しています。また、部落差別の学習を通して「いじめ」の問題を考える学習に発展させることもできる教材です。
67	人権教育	高校生以上	セクシュアル・マイノリティ理解のために～子どもたちの学校生活とこころを守る～	DVD	56	最近テレビ等で見聞きすることもあるLGBTI（レズビアン／ゲイ／バイセクシュアル／トランスジェンダー／インターセックス）、人口の5%、学校でいうと教室に1人はいると言われていています。そのことについてもっと知るため、学校でのケアについて考えるため、教育関係者や支援者の方に御活用いただける内容です。
68	アニメーション	小学生以上	みんながHappyになる方法～関係をよくする3つの理論～	DVD	24	DVDの3つの短編アニメは、対立を建設的に非暴力で解決するスキルを伝えようというもので、小中学生をメインに大人も楽しめる内容になっています。ブックレットには、大人向けに理論やアニメの授業実践などが紹介されています。【ブックレット】
69	人権教育	中学生以上	あなたがあなたらしく生きるために	DVD	30	本教材では、性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに、誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人ひとりが何をすべきか、また社会全体がどんな取り組みをすべきなのかを分かりやすく解説しています。性的マイノリティ理解の入門編として御活用ください。
70	人権教育	中学生以上	未来を拓く5つの扉	DVD	46	全国中学生人権作文コンテストでは、次代を担う中学生が、身の周りで起きたいろいろな出来事や自分の体験などから、人権について考えています。この教材では、入賞作品の中から5編の作文を朗読して、アニメーションやイラストで紹介しています。
71	小学校教材	小学生	ココロ屋	DVD	25	小学生ひろきがココロ屋を通して「やさしいココロ」「すなおなココロ」「あたたかいココロ」というふうには極端なココロの持ちようでは生活をするが、どうしてもうまくいかない。そして最後に見つけたものは何であったのでしょうか？ココロの不思議と大切さを知るようになるお話です。道徳、総合的な学習の時間等でも使用可能です。このDVDは自分のココロを立ち止まって考えてみる良い機会になります。
72	成人教育	一般	秋桜（コスモス）の咲く日	DVD	34	「目に見えにくい違い」の一つである発達障害（アスペルガー症候群）のある介護士直也の生きづらさや痛みを真摯に伝えるとともに、「違い」が生み出すプラスのエネルギーを美しく群生するコスモスの花々と重ね、「ともに生きることの喜びを」を伝えるための教材として制作されています。
73	教育方法	一般	ワークショップをはじめよう	DVD	54	自分が誰かの権利を侵害しないためにも人権について学び、正しくコミュニケーションをとることが必要です。このDVDは、参加者の理解と共感を引き出すためにどうすればよいかということにポイントを置き、参加者自身が自分と向き合い、考えや思いを引き出すことのできるワークショップの実施例及びアクティビティ事例集を多く収録しています。

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
74	同和問題	一般	同和問題 ～過去からの証言、未来への提言～ 同和問題未来に向けて	DVD	80	我が国固有の人権問題である同和教育に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等さまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめられています。人権教育・啓発担当者向けと一般向けの二つに分かれて収録。
75	成人教育	一般	Coming Out Story カミングアウトストーリー	DVD	60	“ComingOutStory”は、2010年度の日本映画学校の卒業制作として作られ、その年の最優秀監督に贈られる「今村昌平賞」を受賞した。梅沢監督は映画の持つ「問い」に未だ、確固たる回答を出していないと感じ、卒業後、ひとり再編集を開始しました。完成した本作品は「第20回東京国際レズビアン&ゲイ映画祭」で上映されるなど、多くの反響を呼んだ作品です。
76	人権教育	一般	ヒーロー	DVD	34	近年、社会から孤立する人が増えてきており、孤独死などが大きな社会問題となっています。つまり血縁や地縁、社縁の希薄化によって引き起こされる問題です。こうした「無縁社会」と呼ばれる社会状況に対し、一人ひとりが何ができるかを、主人公行男の行動を通して新たな地域のつながりを結んでいく大切さを提起しています。
77	人権教育	中学生以上・一般	人権は小さな気づきから 身近な人権問題	DVD	34	人権学習を8つの観点（「いじめ問題」「子どもの人権」「障がい者の人権」「風評被害の問題」「虐待問題」「女性の人権」「高齢者の人権」「病気を患った人の人権」）から、その気づきをわかりやすく紹介しています。
78	人権教育	小学生以上	いじめと戦おう！ 小学生篇 ～私たちにできること～	DVD	21	いじめはどのようにして起こり、どうすれば防げるのかを知っておくことは、現代に生きる小学生児童にとって必要な事です。本教材は鑑賞した児童がいじめの・当事者、加害者、傍観者の立場を理解し、考えることができるドラマ形式の教材です。大多数の傍観者が如何にして「いじめの構図」を崩せるかという視点を中心に、いじめ問題全般について話し合う場面で活用できます。
79	同和問題	一般	「部落の心を伝えたい22」 心の窓を拓いて -明石一郎-	DVD	30	明石一郎氏は小学校教師、全国同和教育研究協議会、大阪府教育委員会等を通じ人権教育に深く携わっています。「読み書き計算・ボケ・ツッコミ」「ぐっすり・しっかりと・すっきり」と言うように明快さが信条です。そして人権力を育むのは「好感・共感・親近感」と言っています。差別解消の見通しを具体的に示す講演は学校・家庭・地域コミュニケーション・職場に元気と勇気を与えています。
80	人権教育	一般	わたしたちの声 3人の物語	DVD	45	このビデオは、「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品の作者の中学生が、日常生活の中で「人権」について理解を深めていった<気づき>のプロセスを描いています。「いじめ」、「風評による偏見や差別」、「震災と人権」、「お互いをリスペクト（尊重）すること」をテーマにした3篇のドラマを通して、視聴者に、身近なところから「人権とは何か」「人権尊重とはどういうことか」といった、人権への<気づき>を促すことを目的としています。
81	人権教育	企業一般	職場の日常から考える パワーハラスメント	DVD	28	ある会社で起こる様々な出来事を一本のドラマで描き、多様化する「職場のパワーハラスメント」の問題に切り込んだ作品です。本ドラマでは、暴力や暴言といった従来型のパワーハラは取り上げていません。むしろパワーハラなのかそうではないのか、線引きが難しい事例を中心に描いています。より働きやすい職場をつくるために、働く人がそれぞれの立場から、「職場のパワーハラスメント」をなくすためにどうすればいいのか、学んでいただける内容です。
82	人権教育	企業一般	どう守る女性の人権	DVD	24	未だに職場に根強く残る女性への権利侵害の現状を再現ドラマで描き、2007年時での男女雇用機会均等法の改正点を紹介していくことによって、なぜ法があっても女性への権利侵害が起こるのか、その原因と対処法を具体的に説明していきます。（※文部科学省選定作品）
83	人権教育	企業一般	それぞれの立場それぞれのきもち	DVD	28	職場では多様な人々が働き、年代・役職・家庭環境など社会的立場も様々です。それぞれの立場ゆえにすれ違うこともあります。相手の気持ちを考えることで乗り越えていき、多様な仲間を受け入れていく過程をドラマで描きます。【2012年教育映像祭優秀作品賞】

「しが生涯学習スクエア」保有 人権関係DVD・ビデオ教材リスト（平成25～令和5年度購入等）（9/9）

令和6年2月作成

No	種別	対象	作品名	メディア	時間 (分)	内容
84	人権教育	中学生 以上・ 一般	いじめと戦おう！ 中学生篇 ～もしもあの日に戻れたら～	DVD	23	いじめはどのように起こり、どうすれば防げるのかは保護者や教員にとって大きなテーマともいえます。本教材は、鑑賞した生徒がいじめのメカニズムや対策を自分の身に置き換えて考えることができるドラマ形式の教材です。いじめられっ子の立場だけでなく、傍観してしまっている生徒たちがいかにして、クラスの「いじめの構図」を崩せるかという視点を中心に、いじめ問題全体について話し合うために活用できます。
85	人権教育	一般	ほんとの空	DVD	36	誤解や偏見に気づき人と深く向き合うこと、他者の気持ちを我がこととして思うこと、すべての人権課題を自分に関わることとしてとらえ、日常の行動につなげてもらうために、このドラマを制作しました。～パンフレットより抜粋～
86	人権教育	一般	家庭の中の人権 生まれ来る子へ	DVD	25	このドラマでは、「家庭の中の人権」に目を向け、祖父母と孫夫婦の会話を通して、私たちの身の回りにおける人権問題をクローズアップしました。家庭の中で人権の尊さについて語り合い、伝えていくことは、すべての「いのち」を大切にすることもでもあり、気づくこと、そして行動することの大切さを描きます。
87	人権教育	中学生・ 高校生・ 青年・ 一般	ふたりがよりよい関係をつくる ために ～デートDVってなに？～	DVD	23	このDVDは、DV防止の意識啓発のみならず、相手を思いやる気持ちと自立の意識を育み、互いに尊重する関係を築くことを学習する教材です。特に若年層の男女交際の問題を取り上げることで、より多くの若い世代が、DVを理解し、また、対等な人間関係を築いていくことの大切さを学習できるよう作成されています。より効果的な学習ができるように「指導のてびき」もあります。
88	人権教育	一般	虐待防止シリーズ	DVD	26	このビデオは、「児童虐待」「高齢者虐待」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」を取り上げ、子どもや高齢者、配偶者に対する虐待の事例をドラマで描くとともに、問題点や第三者としての関わり方について専門家のコメントを紹介しています。ドラマを通して、虐待を他人事ではなく、身近な問題として捉え、虐待の防止・解決について考えていくことを目的としています。

無料
要予約

人権啓発資材 貸し出します！



滋賀県人権啓発キャラクター
ジンケンダー

「人権」をテーマにした各種研修やイベントを予定されている皆様必見!!

県では、人権啓発を実施するため、様々な啓発資材を制作しています。これらの啓発資材は、**無料**で貸し出していますので、「人権」をテーマにした研修会やイベントなど、様々な機会でご活用ください。

貸出し期間は、原則7日以内ですが、貸出し状況によってご相談に応じます。

また、貸出資材以外にも啓発教材（パンフレット等）も多数用意していますので、お気軽にお問い合わせください。

活用いただいた方の感想

着ぐるみ
&
パペット



子どもをはじめ多数の人に、親しみと興味関心を持って接してもらい、効果的に啓発をすることができました。

紙芝居

ジンケンダーと
ともちゃん

園児たちに、なかま・ともだちの大切さについて理解を深めてもらうことができました。

貸出資材の一覧

	<ul style="list-style-type: none"> ・ジンケンダー着ぐるみ ・ジンケンダーおよびモラルン パペット ・ジンケンダーボード ・「人権に関する県民意識調査」啓発パネル〔A1サイズ 12枚〕 ・滋賀県政 150 周年記念じんけん啓発パネル〔A1 サイズ 13枚〕 ・「SDGsと人権」パネル〔A1 サイズ 2枚〕 ・人権メッセージ（著名人サイン）パネル
ジンケンダー クイズ等	<ul style="list-style-type: none"> ・人権クイズ A〔3問〕 ・人権クイズ B〔5問〕 ・人権クイズ C〔3問〕 ・人権クイズラリー〔5問〕 ・ジンケンダーの間違いさがし〔5種類〕 ・ジンケンダーパズル〔5種類〕
紙芝居	<ul style="list-style-type: none"> ・ジンケンダーとくだもの村 ・ジンケンダーとにこにこともちゃん ・みんなともだち ・あらたいへん！きみはどうするかな？ ・ジンケンダーのおんがくでへーんしん ・ペットは家族 命を大切に ・楽しい運動会 ・ぼくスマホが欲しい！
D V D 等	<ul style="list-style-type: none"> ・響け大地に、人の心に ・湖国ふれあい紀行 ～滋賀じんけんゆかりの地を訪ねて～ ・教えて!!ジンケンダー ・テレビスポット広告 ・ジンケンダーの絵描き歌 ・ジンケンダー体操

インターネット（しがネット受付サービス）でも貸出申請ができます！

▼貸出申請は
こちら

▼資材の詳しい情報は
こちら（県ホームページ）



滋賀 人権啓発資材

検索



一人ひとりの人権を
大切にすることについて、
みんなと一緒に考えるのダー！

【お問い合わせ先】

滋賀県 総合企画部 人権施策推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3533 ファクシミリ 077-528-4852

E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp



【送付先】 滋賀県庁 人権施策推進課 あて

ファクシミリ 077-528-4852 / E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp
(郵送も受け付けています。)

様式第1号

人権啓発資材貸出申請書

年 月 日

滋賀県人権施策推進課長

(申請者)
住 所 〒

団体名

代表者名

担当者名

電話番号

下記のとおり人権啓発資材の貸出しを申込みます。人権啓発資材の借受け、使用にあたっては、県が定める滋賀県人権啓発資材貸出要領を遵守します。

記

使用資材名	
貸出希望期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
使用目的 および使用予定日	
貸出方法	・ 持ち帰り ・ 郵送 (着払)
返却方法	・ 来庁 ・ 郵送
備 考	

※ 資材の貸出期間は原則として7日以内です。
※ 郵送による貸出・返却は、一部資材のみとします。

ひとりで悩んで いませんか？

いじめやセクハラ、パワハラなど、
人権に関する問題で悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに、専門の機関に相談してください。
秘密はかたく守ります。安心してご相談ください。

あなたのお話を
お聞きします。

どの機関にご相談いただいても
必要な専門窓口をご紹介します。

「誰もが幸せに暮らしたい」
これは、私たち
みんなの願いです。



滋賀県人権相談ネットワーク協議会

滋賀県では、さまざまな人権に関する悩みに対して、的確に対応できるよう、国や県などの専門の相談機関が「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織して、連携を図っています。



滋賀 人権相談

検索

県ホームページでもご覧いただけます。

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等
患者等	こころの悩みについての相談	こころの電話相談	077-567-5560		月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～21:00
		自殺予防電話相談	077-566-4326		9:00～21:00（年末年始を除く）
患者等	精神科救急医療に関する相談	精神科救急医療電話相談	077-566-1190		月～金 17:15～21:30 土・日・祝 9:30～12:00、 13:00～21:30
ひきこもり	ひきこもりに関する相談	滋賀県ひきこもり支援センター （滋賀県立精神保健福祉センター）	077-567-5058 077-567-5010	077-566-5370	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～16:00
		ひきこもり電話相談 （滋賀県社会福祉協議会）	077-526-7031	077-567-5160	毎週木曜（祝日、年末年始を除く） 13:00～17:00
犯罪被害者等	犯罪被害等に関する相談	警察総合相談電話 【県民の声110番】	077-525-0110 （短縮ダイヤル#9110）		月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～16:30
		性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖（SATOCO）	090-2599-3105 （全国共通短縮番号 #8891）		24時間365日 ※メールでも受け付けています。 satoco3105biwako@gmail.com
		滋賀県犯罪被害者総合窓口 おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	077-525-8103	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00 ※インターネットでも受け 付けています。 
消費生活	消費生活に関する相談	滋賀県消費生活センター	0749-23-0999	0749-23-9030	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:15～16:00 ※インターネットでも受け 付けています。 「滋賀県インターネット 消費生活相談」 
		消費者ホットライン （最寄りの市町消費生活相談窓口 または滋賀県消費生活センターに つながります）	188 （全国共通）		各窓口の受付時間となります。
労働	労働に関する相談 （職場でのいじめ、嫌がらせ を含む）	滋賀労働局 総合労働相談コーナー	077-522-6648	077-527-3277	月～金（祝日、年末年始を除く） 8:30～17:15
	労働に関する疑問、 トラブル	滋賀県労働相談所	0120-967164 （通話料無料、県 内固定電話から のみ利用可能） 077-511-1402 （通話料有料）		月～金（平日）12:00～16:00 年末年始を除く

市町人権相談ネットワーク協議会担当窓口

市町名	部・課名	電話番号	FAX番号
大津市	政策調整部 人権・男女共同参画課	077-528-2791	077-527-6288
	保健所保健総務課	077-522-6756	077-525-6161
彦根市	企画振興部人権政策課	0749-30-6115	0749-24-8577
長浜市	市民協働部 人権施策推進課	0749-65-6560	0749-64-0396
近江八幡市	市民部 人権・市民生活課	0748-36-5881	0748-36-5882
草津市	草津市立人権センター	077-563-1660	077-563-7070
守山市	総合政策部人権政策課	077-582-1116	077-582-0539
栗東市	市民部人権政策課	077-551-0108	077-552-5544
甲賀市	市民環境部人権推進課	0748-69-2148	0748-63-4554
野洲市	人権センター	077-587-4533	077-518-1860



市町名	部・課名	電話番号	FAX番号
湖南市	総務部人権擁護課	0748-71-2322	0748-72-3788
高島市	市民生活部人権施策課	0740-25-8524	0740-25-8102
東近江市	市民部 人権・男女共同参画課	0748-24-5620	0748-24-0217
米原市	総務部人権政策課	0749-53-5167	0749-53-5148
日野町	企画振興課	0748-52-6552	0748-52-2043
竜王町	未来創造課	0748-58-3701	0748-58-1388
愛荘町	人権政策課	0749-42-7696	0749-42-7698
豊郷町	人権政策課	0749-35-8113	0749-35-4575
甲良町	住民人権課	0749-38-5063	0749-38-5072
多賀町	総務課	0749-48-8121	0749-48-0157

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等
子ども	ひとり親家庭等の相談	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	077-526-8801	077-521-5082	月～金および毎月第1・3土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 mail: support@nozomi-kai.com
	介護や虐待・権利擁護に関する相談	各市町地域包括支援センター	地域包括支援センター一覧(県ホームページ)をご覧ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/300649.html		
障害者	権利擁護に関する相談	障害者110番	077-566-0110	077-566-3581	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
	障害者差別・虐待に関する通報・相談	滋賀県障害者権利擁護センター	077-521-1175	077-528-4853	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	身体に障害のある方の相談(補装具・更生医療)	滋賀県立リハビリテーションセンター 更生相談係	077-567-7221	077-567-7222	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※メールでも受け付けています。 eg3002@pref.shiga.lg.jp
	知的発達に障害のある方の相談	知的障害者更生相談所(滋賀県立精神保健福祉センター)	077-563-8448	077-562-4334	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	身体障害者補助犬に関すること	身体障害者補助犬苦情・相談窓口(滋賀県障害福祉課)	077-528-3542	077-528-4853	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
外国人	外国人のための人権相談	外国人権相談ダイヤル(大津地方法務局人権擁護課内)	0570-090911 (この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、最寄りの法務局につながります。)		月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 対応言語は英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語およびタイ語
	外国人の生活相談	しが外国人相談センター((公財)滋賀県国際協会)	077-523-5646	077-510-0601	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語を含む12言語で対応(コールセンターによる通訳を含む) ※メールでも受け付けています。 mimitaro@s-i-a.or.jp
患者等	エイズに関する相談	HIV相談専用電話(滋賀県健康危機管理課)	077-524-0051	077-528-4866	月、水(祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:00
	ハンセン病に関する相談	滋賀県健康寿命推進課	077-528-3655	077-528-4857	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	がんに関する相談	・各がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・がん診療連携支援病院	がん相談支援センター・がん相談窓口一覧(県ホームページ)をご覧ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/live/live/		
	医療に関する患者や家族の相談	医療安全相談室(滋賀県医療政策課)	077-528-4980		月～金(祝日、年末年始、閉庁日を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00
		大津市医療安全支援センター(大津市保健所保健総務課内)	077-511-9671	077-525-6161	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
	依存症に関する相談、こころのケア関連(PTSD等)、ご遺族の相談等	滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5010	077-566-5370	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	障害が特定していないなど、どこに相談してよいかわからない場合の相談	医療福祉相談モールワンストップ相談受付(滋賀県立精神保健福祉センター内)	077-569-5955		月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	・精神保健福祉に関する相談 ・難病患者の方の生活や介護に関する相談	南部健康福祉事務所(草津保健所)	077-562-3534	077-562-3533	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所)	0748-63-6148	0748-63-6142	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		東近江健康福祉事務所(東近江保健所)	0748-22-1300	0748-22-1617	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
		湖東健康福祉事務所(彦根保健所)	0749-21-0281	0749-26-7540	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		湖北健康福祉事務所(長浜保健所)	0749-65-6610	0749-63-2989	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		高島健康福祉事務所(高島保健所)	0740-22-2419	0740-22-5693	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
大津市保健所		077-522-6766	077-525-6161	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	
難病患者の方の生活や就労に関する相談	滋賀県難病相談支援センター	077-526-0171	077-526-0172	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00 ※メールでも受け付けています。 sigananbyo@ex.biwa.ne.jp	
難病患者の方の医療や療養生活に関する相談	滋賀県難病医療連携協議会(滋賀医科大学医学部附属病院内)	077-548-3674	077-548-2815	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～15:30 ※メールでも受け付けています。 nanbyo@belle.shiga-med.ac.jp	

人権に関する相談窓口

(令和5年5月現在)

ひとりで悩まずに相談してください。
秘密はかたく守ります。安心してご相談ください。

区分	相談内容	相談先名	電話番号	FAX番号	受付時間等	
人権全般 (部落差別、LGBT等含む)	人権全般に関する相談	大津地方法務局人権擁護課	0570-003-110 (全国共通) (最寄りの法務局 又は支局につな がります)		月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※インターネットでも 受け付けています。 「法務省インターネット 人権相談受付窓口」 	
		大津地方法務局甲賀支局				
		大津地方法務局彦根支局				
		大津地方法務局長浜支局				
	人権相談室 (公財)滋賀県人権センター)	077-527-3885	077-527-3885	月、火、水、金 (祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00 ※メール相談も受け 付けています。 jinken-soudan@dream.jp 		
新型コロナウイルス感染症 に関する人権侵害の相談	新型コロナ人権相談ほっとライン (公財)滋賀県人権センター)	077-523-7700	077-523-7700	月、火、水、金 (祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00 ※メール相談も受け 付けています。 corona-soudan@dream.jp 		
	えせ同和行為に関する相談	滋賀県人権施策推進課	077-528-3531	077-528-4852	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
女性	男女ともに相談可	女性に対する暴力等 に関する相談	女性の権利ホットライン (大津地方法務局人権擁護課内)	0570-070-810 (全国共通)		月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		性別による差別、 夫婦・家族間の 問題等に関する相談	滋賀県立男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	0748-37-8739		火、水、金、土、日 (祝日の翌日・ 年末年始・施設点検日等を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00 木9:00～12:00、17:00～20:30 ※こころのサポートしが でLINE相談を受け付け ています。 毎日16:00～22:00 
		思いがけない妊娠に 関する相談	滋賀県子ども・青少年局 (にんしんSOS滋賀)	090-8810-2499		月、水、金 18:00～20:00 日 14:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) ※メール、LINEでも相談 を受け付けています。 
		職場でのセクシュアル・ハ ラスメント等に関する相談	雇用環境・均等室 (滋賀労働局)	077-523-1190		077-527-3277
	夫婦、家族間の問題等	中央子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	077-564-7867		祝日、年末年始を含む毎日 8:30～22:00	
	彦根子ども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	0749-24-3741	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15			
子ども	いじめ等子どもに関する相談	子どもの権利110番 (大津地方法務局人権擁護課内)	0120-007-110 (全国共通)		月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15	
	育児、虐待、いじめ等 あらゆる相談	子ども・子育て応援センター (こころんだいやる)	077-524-2030		077-528-4855	祝日を含む毎日9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)
	いじめ等の悩み24時間 電話相談	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (全国共通)		祝日を含む毎日24時間 ※9:00～21:00に県内からかけた場合 は上記の「こころんだいやる」につな がります。	
	養育上の悩み、非行・虐待等 に関する相談	中央子ども家庭相談センター	077-562-1121		077-565-7235	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741		0749-24-7464	
		大津・高島子ども家庭相談センター	077-548-7768		077-548-7769	
	児童虐待の通告	虐待ホットライン (中央子ども家庭相談センター内)	077-562-8996		077-562-8996	祝日、年末年始を含む毎日24時間
		オペレーターまたは最寄りの子ども 家庭相談センターへつながります	189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)			
	子どもとその家庭に関する 相談	東近江子ども家庭相談室 (健康福祉事務所 (東近江保健所))	0748-22-1300		0748-22-1617	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:15～16:00
		湖東子ども家庭相談室 (健康福祉事務所 (彦根保健所))	0749-21-0283		0749-26-7540	月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	・子ども若者総合相談窓口 ・思春期精神保健福祉に 関する相談 (摂食障害や 症状に関するご心配)	滋賀県立精神保健福祉センター	077-567-5058		077-566-5370	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	不登校に関する相談	滋賀県心の教育相談センター	077-586-8125			月～金 (祝日、年末年始等を除く) 10:30～12:30、13:30～16:30 (来所相談の予約は9:30～17:00)
特別支援教育相談	滋賀県総合教育センター (教育相談専用電話)	077-588-2505	077-586-0011	月～金 (祝日、年末年始等を除く) 9:00～12:30、13:30～16:30		
子どもの問題行動等に関する 相談	大津少年サポートセンター	077-521-5735		月～金 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15		
	米原少年サポートセンター	0749-52-0114				

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課あて (FAX:077-528-4962)

下記資料を活用いただけましたら、この用紙に御記入後下記まで送付いただけると幸いです。

社会教育における人権学習の手引「波紋 No.43」活用報告書

人権学習会・懇談会で下記のとおり活用しましたので報告します。

記

学習会・懇談会の名称	
実施市町、自治会名	
報告者 職・氏名	・
連絡先	
実施日時	令和 年 月 日() : ~ :
実施会場	
参加対象・人数	人
テーマ・人権課題 該当する選択肢を○で囲んでください。 (複数選択可)	①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害のある人 ⑤部落差別(同和問題) ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧感染症 ⑨ハンセン病患者・元患者やその家族 ⑩刑を終えて出所した人やその家族 ⑪犯罪被害者やその家族 ⑫インターネット上の人権被害 ⑬北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ⑭ホームレス ⑮性的マイノリティ ⑯人身取引(性的サービスや労働の強要等) ⑰震災時の災害に起因する人権問題 ⑱その他()
学習形態 該当する選択肢を○で囲んでください。 (複数選択可)	①講演 ②ワークショップ ③グループ討議 ④展示 ⑤その他()
使用教材名	波紋・手引 その他()
内容・感想等	

御協力ありがとうございました。

※ご不明な点等ございましたら、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課までご連絡ください。

TEL:077-528-4654

「波紋」

表題「波紋」は、現代の矛盾や偏見、差別を掘り起こし、みんなの課題として取り上げ、正しく認識して、その課題が波紋のように人々の間に幾重にも広がり、解決されていくことを願って名づけました。

様々な人権問題について
正しい認識と理解を
深めましょう!



滋賀県人権啓発キャラクター
「ジンケンダー」

「波紋」シリーズ No.43

令和6年(2024年)3月

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4654

URL <https://www.nionet.jp/>

